

務に就かしめたるときハ右の請求に應じたるものとす何となれば無償送還の必要なければなり

第八百七十九條 定マリタル航海ノ爲メニスル雇人ノ場合ニ在テハ

海員ハ其航海ノ延長シタルトキハ割合ニ應シテ増給ヲ受クル權利アリ

(解) 本條は海員が増給を受くる権利を示したるものあり

答 問

海員は雇入期限内如何なる場合に於て増給を受くるの権利を有するや  
假令契約書に據りて一定の給料と一定の雇入期限とを約束せしにもせよ航海中如何なる事變に遭遇して一定の期限を延長するやも圖られず故に海員は期限の満了せしを以て濫りに船舶を去ることを得ず又雇主は給料の約定あるを理由として増給の請求を拒むことを得ず而して右の規定は一航海の爲め雇入たる場合に適用するものにして常時雇入れたるものは定期の延長する  
と否とは痛癢相感せざるものあれば本條の支配する限りにわらざるあり

第八百八十條 船舶カ航海ヲ終ラサル前ニ沈没シタルトキハ海員ハ

給料ノ請求權ヲ失フ但海員ノ勞働ニ因リテ救助シタル船舶若クハ

積荷ノ部分ニ付テハ此限ニ在ラス

船舶カ掠奪セラレ又ハ修繕ノ効ナキモノト爲リタル場合ニ於テハ

海員ハ既ニ受取ル可キニ至リタル給料及ヒ發航シタル港マテノ無

償送還ヲ請求スルコトヲ得

第八百七十八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(解) 本條は船舶の沈没又は掠奪若しくは破損の場合に於ける海員の権利を掲げたるものなり

答 問

海員は船舶の沈没又は掠奪若しくは破損の場合に於て如何なる権利を有するや

船舶が航海を終らざる以前に沈没したるときハ海員は全く給料の請求權を失ふ何となれば給料の請求權は抵償物たる船舶と共に存立するものなれば船舶の沈没すると同時に請求權の消滅するは勿論なりとす但海員の勞働ニ由りて船舶の幾部分若しくは積荷の幾部分の存在するときハ其部分に付ては猶ほ請求權を有するものとす又船舶が海賊等の爲め掠奪せられ若しくは衝突等の爲め修繕の効なきものとなりたる場合には海員は既ニ受取るべきに至りたる給料及び發航したる港までの無償送還を請求することを得而して第八百七十八條第二項に規定せし船長が其海員をして相當の職務に就かしめたるときは無償送還の請求に應じたるものと看做すべきなり

第八百八十一條 給料ノ請求權ハ海員カ船舶又ハ積荷ノ碎殘物ノ救

撈ニ從事シタル日數ニ付テモ成立ス

(解) 本條は海員が給料の請求權に係る標準を示したるものなり



問 海員は如何なる標準に基づき給料を請求し得べきや

答 海員は常務の外意外の時變に遭遇せば救護の爲め種々勞を執らざるべからず故に給料を請求するの権利は航海中の日數に付て存立するのみならず船舶又は積荷の碎殘物の救擄に従事したる日數に付ても亦成立するものとす何となれば何人も報酬を與へずして濫りに使役することを得ざればなり

第八百八十二條 就役ノ後疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被フリタル海員ハ

三ヶ月ヲ超エサル期間看護及ヒ治療ヲ請求スル權利アリ但自己ノ

過失ニ因リテ疾病又ハ傷痍ヲ惹起シタルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は海員の治療及び看護に關する規定あり

問 如何なる場合に於て看護及び治療を請求することを得べきや

答 既に第六十二條に於て述べたる如く雇主の過失又出で雇人に疾病又は傷痍を被ふらしめたる時は治療費を給與せざるべからず是れ普通一般の場合にして彼の航海に従事する海員の如きは職務上の性質として負傷し易く殊に遠洋航海中に於て疾病又は負傷するときは人情として座視傍觀するに忍びず是れ本條に一の例外法を設けたる所以なり而して其期限を三ヶ月と爲したるは通常の疾病又は負傷として三ヶ月の永きを経過して猶途へざるもの、稀あると又は過失に

出でざる場合なれをとして歲月の久しき無限に其義務を負をしむるは甚だ謂はれべきとの二箇の理由あるに據る但し自己の過失例之を犯罪不品行又は職務を免がれんが爲め故らに身體を傷つくるが如きは決して之を請求することを得ざるなり

第八百八十三條 海員カ就役ノ後死亡シタルトキハ其死亡ノ日マテ

ノ給料ハ其相續人ニ歸シ又船舶ノ防禦ノ際死亡シタルトキハ全航

海ニ付テノ給料全額カ其相續人ニ歸ス

海上又ハ外國ニ於テ爲ス葬式ノ費用ハ船舶所有者之ヲ負擔ス

(解) 本條は海員の死亡に關する規定あり

問 就役の後海員の死亡したるとき其者の給料は如何に處分すべきや

答 海員が就役の後死亡したるときは其死亡の日までの給料は其相續人に於て取得す何となれを死亡は契約終了の一原因にして其終了前に於ける給料は海員の既得權に屬するものなれば其相續人又於て當然之を繼承するものとす若し又船舶の海賊若くは風雨災に遭ふとき自から防禦の任に當り爲めに死亡したるときは既得權に屬する給料の外死亡後に係る給料即ち全航海に付ての給料全額を其相續人又於て之を取得す又死亡者の爲めに要する海上又は外國の地に於てする葬式の費用は船舶所有者之を負擔す故に日本内地に歸葬するときは死者の相續人に於て之が費用



を負擔せざるを得ざるなり

第八百八十四條 海員ハ就役ノ後ハ船長又ハ其代人ノ許可ヲ受クル

ニ非サレハ船舶ヲ離ルルコトヲ得ス

海員遁走シタルトキハ地方官廳ニ依頼シ強制シテ復役セシムルコ

トヲ得復役セシムルコトヲ得サル場合ニ在テハ其海員ハ既ニ受取

ル可キニ至リタル給料及ヒ其遺留物ヲ請求スル權利ヲ失フ

(解) 本條は海員の責務を示したるものあり

問 海員の責務如何

答 海員の雇傭契約に基づき一旦就役したる上は(發航の前後を問はず)船長又は其代人の指揮に従

ひ服役せざるを得ず故に其許可を得ずして明りに船舶を離るゝとを得ず若し其職務を怠避して  
逃走したるときは地方官廳ニ依頼し強制して服役せしむることを得若し服役せしむることを得  
ざるときは其者の制裁として給料及び遺留せる物品に付き請求するの權利を失ふものとす

第八百八十五條 本節ノ規定ハ船長ニモ之ヲ適用ス但別段ノ規定ア

ルトキ又ハ性質上當然反對ノ生スルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は本節規定の適用を擴めたるものあり

問 本節の規定は何故に船長にも之を適用し得るや

答 本節の規定は固より海員の爲め設けたるものありしも船長と海員は其職務權限を異にす雖も  
同じく船中に在て航海上の事務に服するものなれば亦船長にも之を適用するものとす然れども  
別段の規定あるとき又は其職務の性質上當然反對の生ずるときは此限にわらず今其一二を擧ぐ  
るに第八百四十三條第八百七十五條第八百七十六條の如きは船長の爲め別段の規定あるものに  
して第八百七十六條第二項第八百八十條以下第八百八十三條の規定は船長にも適用すべきもの  
とす

第八百八十六條 海員ノ義務背反殊ニ不從順及ヒ抵抗ハ船長懲戒權

ヲ以テ之制止ス

(解) 本條は海員の懲戒に關する規定なり

問 如何なる場合に海員を懲戒すべきや

答 法律上有効な契約を取結びたる以上は海員は其契約を實踐するの義務を服せざるべからず然る  
に其義務に背反し特に船長に不從順なるか又は船長の命令に抵抗して指揮の下に服役せざると  
きは船長は懲戒權を以て之を制止し以て一時の取締處分を爲す例之は船長は懲罰の爲め勞務を  
増加し又は給料を減殺し又は飲食物を減省し若くは身体を拘束する等の類を云ふ

### 第五章 運送契約



(解) 本章に規定する運送は専ら海上のみに係るものにして陸上又は國內水上に係る運送は既に第一編第八章第六節乃至第八節に於て之を規定せり

### 第一節 船舶賃貸借契約

(解) 貨物運送の爲め船舶の全部若くは一部を借り受け貨物を自由に搭載することを得せしむる契約にして其方法數種あり其一は船長以下総ての海員を備へざる船舶を借入る、契約を云ひ其二是單に貨物を運送するのみの契約を云ひ其三是船長以下の海員を備へたる船舶を借入る、契約を云ひ而して本章中船舶荷證書、運送賃、及び旅客の運送に關する諸項を規定せり

第八百八十七條 航海ノ爲メニ船舶ノ全部若クハ一分ヲ賃貸借スル

契約ハ書面ニ作りテ當事者各自ニ其一通ヲ所持スルコトヲ要ス

賃貸人ハ航海前又ハ航海中已ムヲ得サル場合ニ於テハ賃借人ノ不

利トナラサルトキニ限り契約書ニ記シタル船舶ヨリ他ノ船舶ニ自

費ヲ以テ運送品ヲ積換フルコトヲ得

(解) 本條は船舶賃貸借に關する規定なり

問 契約者は各自に一通を所持するの必要如何

答 船舶の賃貸借契約は通常の貨物運送とは双方間に於て一層重大なる關係を生ずるが故に其契約

は證書に據らざるべからず而して其證書作成の法式たる法律上別に規定しあらざれば公正證書と私署證書とを問はざるなり何れも必らず書面に作りて當事者各自に一通を所持せざるべからず是れ畢竟後日の紛争を防がんが爲めにして假令證書なきも契約の成立を妨たぐべきにあらざるなり而して船舶の堅脆は貨物の安危に關するものあれば契約の時に於て十分船舶を検査したる上契約したるものなれば明りに其船舶を取換ゆることを得ざるは勿論なれども賃借人は航海前と航海中なるを問はず賃借人の不利とあらざるべき例之は契約せし某號の船舶と同じきか將た一層堅牢なるかの時は賃貸人の自費を以て運送品を他の船舶に積換ゆることを得べし然れども若し爲めに損害を生じたるときは之を辨償せざるべからざるなり

第八百八十八條 繫船場、碇泊期間、超過碇泊期間ト超過碇泊ニ付

テノ損害賠償トハ別段ノ契約アルニ非サレハ其他ノ慣習ニ依リテ

之ヲ定ム

(解) 本條は船舶の碇繫場及び其期間に關する規定なり

問 碇繫の場所及び其期間は如何之を定むべきや

答 碇繫の場所及び其期間は如何之を定むべきや  
繫船場とは船舶を繋留する場所にして其遠近如何は積入又は陸揚の費用に多寡の差別なきを得ず故に豫じめ約定すべきは當然なれども若し約定なければ其地の慣行に従ふべし碇泊期間とは



貨物の積入又は陸揚の爲め港内に碇泊する期間にして其期間の如何は航海日数の長短に係るを以て是れ亦豫じめ約定すべきは當然なれども若し約定なければ其地の慣行に従ふべし超過碇泊期間とは一定の碇泊期間ありと雖も已むを得ざる事故の爲め臨時碇泊して一定の期間に超過するを云ふ是れ亦超過の日数を豫約するは當然なれ共若し約定なければ其地の慣行に従ふべし而して超過碇泊に付ては其超過の日数に應じて賃借人は爲め損害を賠償せざるべからず例之ば船長の給料の如きも通常給與するの外尙ほ超過の日数に應じて給料を支拂ふの類なり是れ亦別段の契約あらざれば其地の慣行に従ふべし茲に注意すべきは超過碇泊の回数於て超過したるものあるか將た時間に於て超過したるものなるが是なり回数は幾度超過するも時間に於て超過せざれば賃借人は決して賠償するに及ばず何となれば回数は航海日数の長短如何も關係せざればなり

第八百八十九條 碇泊期間及ヒ超過碇泊期間ノ計算ニハ一般ノ休日

及ヒ、風雨其他天然若クハ法律上ノ妨礙ニ因リテ荷積又ハ荷卸ヲ妨

ケラレタル日ヲ算入セス

(解) 本條は前條期間の計算方を示したるものなり

問 碇泊期間若クは超過碇泊期間の計算方如何

答 期間の計算方を一定するは損害賠償の額を定むるに必要なればなり即ち一般の休日(大祭日の類)及び風雨其他天然の妨礙又は法律上の妨礙(流行病の際檢疫の爲め一時陸揚を禁ずるの類)に因りて荷積又ハ荷卸を妨げられたる日を算入せざるなり

第八百九十條 月又ハ其他ノ時限ヲ以テ運送費ヲ定メタルトキハ其

時限ハ別段ノ契約アルニ非サレハ航海ヲ始ムル日ヨリ之ヲ起算ス

(解) 本條も期間の計算に關する規定あり

問 月又は其他の時限を以て運送費を定むるとは如何

答 例之ば一ヶ月何程一日分何程と云ふの方法にて運送費を定むるときは航海を始むる日即ち解纜の日より起算す是れ明りに碇泊することからしめんが爲めなり故に碇泊の時日を算入せんとせば別段の契約なかるべからざるなり

第八百九十一條 航海ヲ始ムル前ニ到達地トノ貿易及ヒ交通ノ禁止

セラレタルトキハ契約ハ解除シタルモノトス但此カ爲メニ當事者ノ中孰レモニ損害賠償ヲ求ムル權利ヲ生スルコト無シ

航海中ニ右ノ禁止ニ因リテ船舶カ歸航セサルヲ得サルトキハ往返

航海ノ爲メニ賃借シタルトキト雖モ往路ノ運送費ニ限り支拂フコ



トヲ要ス

右二箇ノ場合ニ於テハ荷積及ヒ荷卸ノ費用ハ賃借人ノ負擔トス

(解) 本條は航海前に到達地との貿易及び交通を禁止せられたる場合に關する規定なり

問 航海を始むる前に貿易若くは交通を禁せられたるときは如何なる結果を生ずるや

答 發航以前に到達地(内國と外國とを問はず)との貿易及び交通の禁止せられたるとき例之ば兩國間の交渉事件に關し貿易を禁するか又は惡疫流行の爲め交通を遮斷せらるゝときは當然契約を解除したるものとす何とあれば賃借人の相當の賃錢を出して船舶を賃借するは貨物を目的とする地に送達せんが爲めなり然るに其目的とする地と貿易又は交通を禁せらるゝときは賃借するの必要なければなり而して其契約の不履行は全く法令ノ原因して毫も双方間に過失なければ損害を賠償せしむるの權利又は賠償するの義務なきものとす又航海中に右の禁止に因りて歸航せざるを得ざるときは往路のみの約定なるときは勿論假令往返航海の爲めに賃借したる場合と雖も賃借人は往路のみの運送賃に限り支拂はざるを得ず何となれば目的とする地と到達せざりしと雖も往路の契約は既に履行したるものと看做せばあり右二箇の場合に於て荷積及び荷卸の費用は總て賃借人の負擔とす故に船長以下海員の給料又は艀裝等の費用は賃借人の負擔たるべし是れ過失なきの損失は各所有者に於て負擔するは一般の原則をればなり

第八百九十二條 到達港カ封港又ハ其他ノ處分ニ因リテ閉鎖セラレ

タルトキハ船長ハ別段ノ指圖ヲ受ケサルカ又ハ受ケタル指圖ヲ實行スル能ハサルニ於テハ賃借人ノ利益ヲ謀リ最近ノ港ニ入航スルカ又ハ發航ノ港ニ歸航スルコトヲ要ス

(解) 本條は到達港が封港又は其他の處分に因りて閉鎖せられたる場合に關する規定なり封港とは開戦等の爲め發航を禁ずるを云ふ鎖港とは流行病等の爲め入港を禁ずるを云ふ

問 前條の場合と如何に差違あるや

答 前條は發航若くは着港以前に貿易又は交通を禁せられたる場合にして本條は既に目的とする地に到着しゝるに其港の封港又は其他の處分に因りて閉鎖せられたる場合を云ふ而して到達港が封港又は其他の處分ニ因りて閉鎖せられたるとき例之ば内國と外國とを問はせ法令を以て貿易交通を禁止せられたるときは船長は賃借人より別段の指圖を受けざるか又は指圖を受けたるも敵國の勢力を犯して進航し得られざるか又は敵兵の掠奪に遭ふの危険あるか其指揮を實行する能はざりし時に於ては最寄の港に入航するか又は歸航するか之を要するに賃借人の利益を謀るより處置せざるべからざるなり

第八百九十三條 不可抗力ニ因リテ航海ノ起始又ハ繼續カ一時妨ケ



ラレタルトキハ契約ハ仍ホ効力ヲ有シ當事者ノ孰レニモ損害賠償ヲ求ムル權利ヲ生スルコト無シ然レトモ賃借人ハ自費ヲ以テ積荷ヲ處分スル權利ヲ有ス

(解) 本條は航海の爲め一時の障礙を受けたる場合に關する規定なり、不可抗力とは天災時變の爲め一時航海を妨たげらるゝの類なり

問

航海の爲め一時の妨碍を受けたるときは如何に處分し得べきや  
天災時變の如き不可抗力に因りて航海の起始又は航海の繼續が一時妨たげられたるときは契約は依然効力を有す何となれば變災の爲め一時の妨碍なれば前條の如く法律命令に因り禁制せられたるものゝ何れの日に解禁せらるゝや知るべからざるの比にあらざる故に其契約は仍は効力を有するものとす而して其妨たげられたる日時又は孰れにも損害あれども(賃借人は遅延の爲め時機を失ひ賃借人は海員等の給料を増加せざるを得ず)過失に由りたるにあらざれば双方とも賠償を求むるの權利を生ずることなし然れども賃借人は自己の費用を以て積荷を其地にて賣却する等便宜の處分を爲す權利を有すること勿論なりとす若し然らざれば徒らに損害を増加するのみあらざり

第八百九十四條 荷積ヲ始ムル前ニ在テハ賃借人ハ運送賃ノ半額ヲ

支拂ヒテ契約ヲ解除スルコトヲ得若シ碇泊期間ニ一モ積荷ヲ引渡ササルトキハ契約解除ト看做サレ又運送賃ノ半額ヲ支拂フコトヲ

要ス

(解) 本條は契約の解除に關する規定なり  
如何にしに契約を解除し得るや

問 凡そ契約は有効に成立せし以上は相手方の合意にあらざれば解除するを得ざるを一般の原則とす然れども本法に於て商事即ち營利を目的とする事柄に關するを以て一の例外を設けられたり何とされば時としては運送賃の半額を損害賠償として支拂ふも猶ほ利益なるの場合なしとせざればあり此場合よ於ては賃借人一方の意思にて假令賃借人の意思に反するも之を解除することを得べし若し碇泊せる期間に一箇の荷物をも引渡さざるときは最早契約を解除せしものと看做す此場合に於ても損害賠償として賃借人は運送賃の半額を支拂はざるべからず尤も全部の積荷を爲し將に解纜せんとするとき賃借人の意思にて契約を解除するときは已に船舶を使用せしを以て未だ目的とする地に送達せざりしも全部の運送賃を賠償として支拂はざるべからざるあり

第八百九十五條 賃借人ハ其過失ニ因リテ積荷ヲ沒收セラレ又ハ差



押ヘラレタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支拂ヒ且之カ爲メニ生シタル  
損害ヲ賠償スル義務アリ

(解) 本條は積荷の没収又は差押へに關する規定あり

問 没収又は差押へられたるとき結果如何

答 賃借人其者の過失ニ因りて積荷を没収せられ又は差押へられたるとき例之は戰時禁制の物品若  
くは平時と雖も輸出を禁ずる物品又は脱税の物品を搭載するとき官廳に取上げ又は一時抑留  
して運送を禁ずるの類此場合に於ては運送賃の全部を支拂ふの外船舶所有主に對して損害を加  
へたるときは損害を賠償するの義務を負ふものとす又船長の過失に出でたるときは之れに反す

第八百九十六條 船長ハ賃借人カ約定シタル積荷ノ全部ヲ積込マサ

ルトキト雖モ契約ヲ解除セサルニ於テハ航海ヲ爲ス權利ヲ有シ義  
務ヲ負フ此場合ニ於テ運送賃ノ全額ニ對スル擔保ヲ缺クトキハ更

ニ其擔保ヲ求メ又積荷ノ不十分ナル爲メニ損害ヲ生シタルトキハ

其賠償ヲ求ムルコトヲ得

(解) 本條は積荷の全部を積込まざる場合に關する規定あり

問 賃借人が約定したる貨物全部の搭載を爲さざるとき船長は如何なる權利を有し義務を負ふや

答 賃借人が約定したる積荷の全部を積込まざるも契約の仍は依然たる時は船長は碇泊間經過の後  
直に航海を爲す權利を有し航海を爲さざるべからざるの義務を負ふものとす故に積荷の半を搭  
載して發航したればとて他より故障することを得ず何となれば全部の積込を待つを要せずして  
發航するの權利を有すればなり又全部の積込を待つが爲め發航時間を誤るときは船長の過失  
に歸すべし何となれば發航せざるを得ざるの義務を負ふものなればなり而して積荷の全部を積  
込まざるが爲め運送賃の全額に對する擔保を缺くとき(貨物を以て運送賃の抵償物とす)は更に  
貨物の積込を要求し又積荷の不十分なるが爲め損害を生じたるるとき例之は船舶を適度の重量に  
せんが爲め底荷として砂又は石類を積込み航海上の安全を謀るが爲め要したる費用は損害賠償  
として賃借人をして之を支拂はしむるあり

第八百九十七條 他ノ運送品ニ付キ得タル收入及ヒ航海ヲ止メタル

ニ因リテ減シタル費用ハ運送賃ヨリ之ヲ扣除スルコトヲ得ス但第

九百五條第二項ノ場合ハ此限ニ在ラス

(解) 本條は運送賃の支拂方法を示したるものあり

問 運送賃は如何なる方法を以て計算すべきや

答 約定したる全部の貨物を搭載せざるが爲め契約以外の貨物を更に積込ましめ爲めに取得せし運



送貨及び中途にて航海を止めたる爲め航海費の減省したる高は賃借人に對して約定したる運送賃より之を扣除することを得ず何となれば賃借人は船舶を使用するの權利を拋棄したればあり然れども第九百五條第貳項の場合即ち賃借人が他人の貨物を搭載せしむることを承諾したる時は其運送賃の已に賃借人に歸するを以て勿論差引勘定すべきものとす

第八百九十八條 船舶賃貸借契約ニ關スル原則ハ貨物運送ノ外ナル

目的ヲ以テ航海スル爲メノ船舶賃貸借契約ニモ之ヲ適用ス

(解) 本條は本節規定の適用を示したるものなり

問 本節中に規定せし原則は如何なる航海にも適用し得るや  
船舶の賃貸借ニ關する契約は通常商業上貨物運送の爲め借入る、ものみして貸主も利益の爲め貸與するものなれども本節に規定せし原則は管に是のみに適用するにあらずして猶ほ貨物運送の外なる目的の航海例之ば漁獵又は人の運送若くは學術研究の爲め海洋を一週するが如き場合の賃貸借契約にも之を適用するものとす

### 第二節 船荷證書

(解) 船荷證書は賃借人との契約に基きたる貨物と個々別々の契約に基きたる貨物とを問はず船舶に搭載したる上は受取證として船長より各荷主に交付するものみして第四百八十四條

以下は規定せし運送状と異なることなく唯陸上と海上との區別あるのみ

第八百九十九條 船荷證書ハ船長カ運送ノ爲メニ受取リタル運送品

ニ對シテ發ス可キ受取證券ニシテ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 船名及ヒ國籍

第二 船長ノ氏名

第三 船舶賃借人ノ氏名及ヒ積荷受取人ノ指示

第四 荷積港及ヒ到達港

第五 貨物ノ種類、數量及ヒ各箇運送品ノ員數、記號、番號、外

包ノ方法

第六 運送賃ニ付テノ約定

第七 年月日

第八 交付シタル船荷證書ノ數

船荷證書ハ求ニ應シ幾通ニテモ之ヲ交付ス可シ其中ノ一通ニハ船長ノ手許ニ備置ク爲メ賃借人署名、捺印シ其他ノ各通ニハ船長署



名、捺印スルコトヲ要ス

船荷證書ハ或人ニ宛テ又ハ指圖式若クハ無記名式ニテ之ヲ發スル

コトヲ得

(解) 本條は船荷證書の性質及び記載すべき要項を示し併せて證書作成の方式を掲げたるものなり

問 船荷證書の効用如何

答 船荷證書は運送品に對する受取證書にして第一至乃第八の各要項を記載す故に純然たる受取證書にあらずして契約の旨趣をも包含するものたり而して荷主の求めに應じ幾通にても之を交付するは或は質入若くは讓渡に便なるが爲にして或は特定の荷主に宛て又は指圖式若くは無記名式にて之を發行することを得是れ一般の手形と均しく轉帳流通するものあるが故なり

問 第一乃至第八の各要項を記載するにあらざれば船荷證書たるの効力なきや

答 然らず假令其一二の要項を記載せざりしも船荷證書たるの効力を減ずるのみして全く其効力を失ふものにあらざ故に其減じたる効力は他の證據を以て之を補足せば完全なる効力を有する船荷證書に復すべきなり

第九百條 船荷證書ハ荷積ヲ終リタル後二十四時内ニ之ヲ發スルコ

トヲ要ス

積込ミタル貨物ニ付テノ關稅受取證書及ヒ關稅明細書ハ右同一ノ期間ニ賃借人之ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

(解) 本條は積荷ニ關する諸證書の交付期間を示したるものなり

問 證書を交付すべき期間を定めたる理由如何

答 船長より荷主に交付するは荷主が其證書を貨物受取人に送付し又は貨物を保險に付するが爲め徒らに其交付を待つが如き無益の時間を費さざらしめんが爲にして荷主より船長に交付するも右同一の理由よして徒らに其發航を妨げざらしめんが爲なり(第八百六十四條參看)

第九百一條 規定ニ從ヒテ發シタル船荷證書ノ旨趣ハ當事者相互ノ

間及ヒ當事者ト保險者トノ間ニ於テ完全ナル證據ト爲ルモノトス

然レトモ反對ノ證據ハ之ヲ舉クルコトヲ得

船長ハ外包ノ儘ニ又ハ閉蓋シタル容器ノ儘ニ受取リタル運送品ノ種類及ヒ數量ニ付テハ明約アルニ非サレハ責任ヲ負フコト無シ但運送品ヲ受取人ニ引渡ス時ニ於テ其外部ニ毀損アルトキハ此限ニ



在ラス

喪失又ハ毀損ニ付テシ責任ハ第四百九十三條ニ掲ケタル情況ニ因ル外尙ホ火災、盜難其他過失ニ出テサル事故ニ因リテ消滅ス

過失ニ付テノ責任ハ契約ヲ以テモ之ヲ免カルルコトヲ得ス

(解) 本條は船荷證書の證據力及び船長の責任を示したるものなり

問 船荷證書の證據力如何

答 規定に従ひて發したる船荷證書即ち第八百九十九條に掲ぐる各要件を具備したる船荷證書の旨

趣は當事者即ち賃借人及び船長相互の間若くは賃借人及び船長の若し貨物を保險に付したるときは保險者との間に於て完全なる證據力を有するものとす然れども反對の證據ありたるときは猶ほ之を舉示することを得べし何とあれば假令雙方間の合意に出で充分の効力を有せしも他に反對の證據ありしときは自己の權利を主張し決して黙止すべきふあらざるなり

問 船長は如何なる責任を有するや

答 船長は運送品の全部を喪失したるときは勿論運送品を受取人即ち證書の所持人に引渡すときに於て運送品の外部に毀損ありしときは其責に任せざるを得ず何とあれば内部の毀損は外部の毀損に近因して直接に損害を受けざるものあればあり然れども外包の儘に又は閉蓋したる容器の

儘に受取りたるときは其種類又は數量を檢するに由なければ假令變更増減あるも其責に任ずることなし但し明約ありたるときは此限にあらざるなり而して喪失又は毀損に付ての責任は第四百九十三條に掲げたる情況即ち荷主の過失又は運送品の性質若くは不可抗力に由りて生じたるときは勿論火災盜難等總て船長の過失に出でたるにあらざれば其責に任ずることなしとす

問 過失は契約を以て免がる、ことを得ざる理由如何

答 一般の原則にては惡意又は甚しき怠慢を除くの外は豫じめ契約を以て其責任を免かるべし(甚しき怠慢とは何人をも注意を爲さざれば他人に損害を生ずるものなることを知らざる可からざる場合又は容易之を知り得べき場合に於ける過失を云ふ)と雖も船長は假令小過失と雖も豫じめ契約を以て責任を免がる、ことを得ざるものとす斯く法律の茲に原則の例外を設け一層の嚴格を加へたるは是れ遠洋航海の久しき種々の貨物を全く放任せざるを得ざるに由るあり

第九百二條 船長ハ到達港ニ於テ運送賃、附帶費用、海損竝ニ立替

金ノ辨償及ヒ受取證書ヲ受ケテ船荷證書所持人ニ運送ヲ引渡ス義務アリ若シ二人以上ノ船荷證書所持人カ申出ヲ爲ストキハ運送品ヲ公ノ倉庫ニ寄託シ又ハ裁判所ノ命令ニ依リテ之ヲ他人ニ寄託スルコトヲ要ス



問 答

(解) 本條は運送品の引渡に關する義務を示したり  
船長は運送品の引渡に關し如何なる義務を負ふべきや

船長は搭着搭運送貨、附帶費用(航海費に附從したる水先案内料の類)海損(共同海損及び單獨海損を包括す)並に立替金あれば其辨償及び受取證書を領收して船荷證書を所持するものに運送品を引渡す義務あり若し其辨償を肯んせざる時は引渡の義務を生ずることなく却て其運送品を留置するの權利を生ずるものとす而して船荷證書は指圖式又は無記名式にて且つ賃借人の需めに應じ數通を交付することもあれば時としては二人以上の所持人ありて同時に運送品の引渡を請求することなしとせず此場合に在ては何れの所持人に引渡すべきやを判知し難く船長に對しても孰れが真正なる受取人あるやを識別して之を引渡すことを望むべきにあらざれば船長は其運送品を公の倉庫に寄託し又は裁判所の命令に依りて之を他人に寄託せざるべからず總て寄託を爲すには第六百七條已下に規定せし原則に據らざるべからず

### 第三節 運送賃

(解) 運送賃とは船舶の借賃若くは箇々貨物此運送賃を云ふ然れども本節の規定するところ當ふ之れに止まらずして運送上より生ずる種々の費用に對して規定する所あり

第九百三條 運送賃ノ額ハ契約又ハ時價ニ依リテ之ヲ定ム其契約上

ノ額ハ船舶賃貸借契約書又ハ船荷證書ヲ以テ之ヲ證明スルコトヲ要ス

單獨海損及ヒ附帶費用ハ契約又ハ商慣習ニ依リテノミ之ヲ計算スルコトヲ得

(解) 本條は貨物の運送賃に關する規定あり  
問 運送賃は何に據て證明し得るや

答 運送賃とは純然たる貨物の運送賃即ち船舶の借賃のみならずして航海の費用即ち船長以下海員の給料までもを包含する者なり而して其額は通常契約に依りて之を定むべしと雖も契約なき時は時價に依りて之を定む其契約上の額は船舶賃貸借契約書又は船荷證書をも之を證明することを要す故に他の證據を以て證明するも法律上効力なきものとす又單獨海損即ち航海中偶然又は不可抗力に依りて任意に出づることなく船舶又は積荷を生じ又は任意に出るも船舶又は積荷のみ生じたる海損及び附帶費用例之ば水先案内料又は挽船賃の如きは特別の契約又は商慣習の存するにあらざれば之を運送賃に合して計算することを得ざるなり

第九百四條 船長ハ現實ノ積量ニ超エタル積量ヲ明告シタルトキハ此ニ因リテ賃借人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル義務ヲ負ヒ且割合ニ



應シテ運送賃ヲ減ス可キモノトス但其明告カ官ノ測度證書ト符合  
シ又ハ錯誤ヨリ出タル差カ四十分ノ一ヨリ多カラサルトキハ此限  
ニ在ラス

(解) 本條は船舶の積載方に關する規定あり

問 船長が現實の積量に超過せし積量を賃借人に對して明告したるときは如何なる責任を負ふべき

答 現實の積量即ち船舶の積載方に超過せる積量を明細に告白したるときは此に因りて賃借人に加  
へたる損害を賠償せざるべからざるのみならず其割合に應じて運送賃を減省すべきものとす然  
れども其告白にして管海官廳の測度證書に符合したるときは測度せし官吏の錯誤にして船長に  
於て毫も過失なければ本條の義務を負ふべきにあらす又假令船長の錯誤に出でたるも現實の  
積載方と告白の積載方との差が現實の積載方の四十分の一より多からざるときは錯誤の些少  
るを以て別に義務を負はしむべきにあらざるなり

第九百五條 船舶賃借ノ場合ニ於テハ賃借人ハ積荷ノ全部ヲ引渡サ  
サルトキト雖モ運送賃ノ全額ヲ支拂フ義務アリ又餘分ノ積荷ニ付  
テハ割合ニ應シテ運送賃ノ増額ヲ支拂フコトヲ要ス

船長ハ賃借人ノ承諾ヲ得テ他ノ運送品ヲ以テ積荷ノ不足ヲ補充ス  
ルコトヲ得其補充ヨリ生スル運送賃ハ賃借人ニ歸ス

(解) 本條は運送賃の支拂計算に關する規定なり

問 運送賃は如何なる計算方にて支拂ふべきや

答 船舶賃借の場合に於ては己ノ積荷と運送賃とに就き當事者の合意ありたるものなれを一方の意  
思を以て明りに之を變更することを得ず若し之を變更せんには損害賠償の義務を負ふべし(第  
八百九十四條參看) 故に賃借人は積荷の全部を引渡さざるときと雖も運送賃の全額を支拂はざ  
るべからず決して積荷の多寡に應じて之を支拂ふことを得ず又約定せし貨物の外餘分の貨物を  
搭載するときは其割合に應じて別途に運送賃を支拂はざるべからず而して船長が賃借人の承諾  
を得て他人の運送品を搭載するときは其運送賃は賃借人の所有に歸す何とされば賃借人の借  
得たる船舶をして恣ま、に他人をして之を使用せしめ自己が不當に利益を收得することを得ざ  
るものなればなり

第九百六條 各箇ノ積荷ハ航海ヲ始ムル前ニ在テハ賃借人運送賃ノ  
半額ト取戻ニ因リテ生スル費用トヲ支拂ヒテ之ヲ取戻ス事ヲ得航  
海ヲ始メタル後ニ在テハ運送賃ノ全額ト取戻ニ因リテ生スル費用



トヲ支拂フコトヲ要ス但其取戻カ船長ノ過失ニ因ルトキハ第九百八條ノ規定ニ從フ

(解) 本條は貨物の取戻に關する規定あり

問 各箇の積荷と船舶の全部を借り受けたる場合の積荷とに於ける契約の解除に關して如何なる差違を認むるや

答 船舶賃借人の船舶全部を借り受けたる場合よ於ける契約の解除は己に第八百九十四條に於て之を詳解せり故よ今之を贅せず各箇の積荷は航海を始むる前節積荷を終りて將さに抜錨せんとする以前に在ては其賃借人は運送賃の半額を支拂ひ猶自己の費用にて之を取戻し契約を解除することを得若し航海を始めたる後即ち航海途中に在て前段とは一層損害の加重なるを以て運送賃の全額と取戻の費用とを支拂ひ契約を解除することを得但し船長の過失に因りて例之は其船舶の航海の用に耐へざりしに其運送を引受けたるが如き場合に己むを得ず危険を恐れて貨物の取戻を爲し契約を解除するときは第九百八條の規定に從ひ少しも運送賃の支拂を要せざるのみならず爲めよ生じたる損害を船長に對して賠償せしむることを得べし何とあれば故あく損害を蒙ぶるの理由をければなり之を要するに各箇の積荷は假令契約を解除せらるゝも他に之を代むることの容易にして強て發航の妨害とならざればなり故よ船舶の全部を借り受けたる場合は斯く寛柔よなせし所以あり

第九百七條 船長ノ承諾ヲ得ヌ又ハ虚偽ノ明告ヲ爲シテ船舶ニ積込

ミタル運送品ハ船長之ヲ陸揚シ又ハ之ニ最高ノ運送賃ヲ付スルコ

トヲ得又其運送品カ船舶若クハ他ノ物ヲ危険ナラシムルトキハ之

ヲ海中ニ投スルコトヲ得

(解) 本條は賃借人が船長の承諾を得ず又は虚偽の明告を爲して積荷を爲したる場合に於ける船長の其貨物に對する處分方法を規定せしものよして之を海中に投棄するは萬々己むを得ざる最後の手續よして、第一は之を陸揚げし、第二陸揚げを爲し得ざる時は其貨物よ最高の運送賃を付して送達すべきなり是れ船長は賃借人の利益を圖らざるべからざるものなればなり

第九百八條 船舶カ航海ノ用ニ耐ヘサルトキ又ハ契約ニ掲ケタル國

籍ヲ有セス若クハ之ヲ失ヒタルトキハ賃借人ハ契約ヲ解除スルコ

トヲ得又船長ハ運送賃ノ請求權ヲ失ヒ且賃借人ニ被フラシメタル

總テノ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

(解) 本條は賃借人が賠償の義務を負はず自己の意思に從ひ契約を解除することをを得る場合に關する規定なり



問 如何なる場合に賃借人は契約を解除し得るや

答 其船舶が航海の用に耐へざるるとき又は契約書に掲げたる國籍を有せざるものあるときは若しくは契約の當時に在ては其國籍を有せしも爾後外國人に賣却せしかにて其國籍を失ひたるときは賃借人は何時にても契約を解除することを得此場合に於て賃借人は運送賃を支拂はざるのみならず爲めに生じたる損害を賠償せしむることを得べきものとす何とあれば他人の過失に依り故なく損害を蒙るの理由なければなり

第九百九條 船舶が航海中ニ生シタル破損ノ爲メ修繕ヲ要スルトキ

ハ賃借人ハ運送賃ノ全額ヲ支拂ヒテ契約ヲ解除スル事ヲ得

若シ船舶ヲ相當ノ期間ニ修繕スルコトヲ得サルトキハ賃借人ハ船

長カ他ノ船舶ヲ以テ之ニ換ヘサルトキニ限り其地マテノ運送賃ヲ

支拂ヒテ契約ヲ解除スルコトヲ得

(解) 本條は賃借人が契約の解除に關する規定なり

問 如何なる場合に於て航海者は契約を解除し得るや

答 航海中暴風雨等の爲め破損を生じ爲めに修繕を要するときは賃借人は運送賃の金額を支拂ひて契約を解除することを得然れども船長が他船と取換を爲し繼續進航するときは契約を解除する

ことを得ず何となれば航海中の事變は何人も之を豫知することを得ざるのみならず爲めに賃借人は損害を被ふらしめざるべきは解除せざるを得ざるの理由なければなり若し其破損にして相當の期間即ち運送の目的を失はざる期間に修繕することを得ざるときは賃借人は船長が他の船舶を以て之に取換へざるべき限り航海せし地までの運送賃を支拂ひて契約を解除することを得べきなり

第九百十條 第八百九十三條ノ場合ニ於テハ滯泊ノ費用ハ共同海損

ノ原則ニ從ヒテ之ヲ定ム

(解) 本條の不可抗力の爲め避難港に滯泊したる費用の支拂に關する規定にして一時避くべからざる爲めの費用なれば一人一己の負擔すべきにわらずして共同海損の原則に従ひ共同に負擔すべきものなりとの旨を示したるものなり

第九百十一條 航海前、航海中又ハ到達港ニ於テ賃借人又ハ船長ノ

惹起シタル遅延ノ費用ハ其遅延ヲ惹起シタル者之ヲ負擔シ且此ニ

因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

(解) 本條は遅延費用の負擔者を示したるものなり

問 遅延費用は何人の負擔たるべきや



答 航海前たるは航海中たると又は到着後あるを問はず遅延の爲め生じたる費用は其遅延を惹起したる者賃借人又は船長にて之を負担し猶ほ其損害を賠償せざるべからざるなり

第九百十二條 賃借人ノ過失、物ノ性質又ハ事變ニ因リテ喪失シタル運送品、第八百七十二條ニ從ヒテ賣却シタル運送品又ハ共同ノ危険ヲ救フ爲メニ海中ニ投シタル運送品ニ付テハ運送賃ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス然レトモ海中ニ投シタル場合ニ於テハ其運送賃ハ共擔辨濟ノ義務ヲ負擔ス

(解) 本條は運送賃の支拂計算に關する規定なり

問 運送賃は如何なる場合に於て其全額を支拂ひ又は共擔辨濟の義務を負担すべきや  
答 賃借人の過失例之は荷造りの不完全ある等又は其物の性質として破損若くは滅盡し易きもの又は何人の過失にもあらざる天災時變等に因りて喪失したる品又ハ第八百七十二條の規定に從ひて食料の需用を充たすが爲め賣却したる運送品(質入したる運送品を包含す)又は共同の危険を救ふ爲めに海中に投棄したる運送品ニ付ては運送賃の全額を支拂はざるべからず何となれば自己の過失に由るか又は何人の過失もあらざる損害は所有者に於て其損害を負担せざるを得ざるべきに由るか將た一旦賣却、質入又は投棄するも其代價若くは現品にて辨濟を受けたるに由るかの各理由のればなり而して海中に投棄したる物品の運送賃に對しては全部を支拂に相違なきも甚しく其趣きを異にし荷主一己の負擔にあらざして共擔辨濟の義務を負担す何となれば其物品の代價も船舶所有主は勿論各荷主の其割合に應じて共擔するものなれば其運送賃も併せて共擔するは當然たるべきなり

第九百十三條 船舶ノ難破、坐礁、膠沙又ハ掠奪ニ因リテ失ヒタル運送品ニ付テハ運送賃ヲ支拂フコトヲ要セス且別段ノ契約アルニ非サレハ豫メ支拂ヒタル運送品ハ之ヲ償還スルコトヲ要ス  
救助セラレ又ハ贖戻サレタル運送品ニ付テハ之ヲ到達港ニ運送セサルトキハ船舶ノ難破、坐礁、膠沙又ハ掠奪ノ地ニ至ルマテノ運送賃ヲ支拂フコトヲ要ス

(解) 本條は船舶の危険に遭遇し損失を蒙りたる場合に於ける運送賃の支拂に關する規定なり難破とは船舶の海難に遭ひ破砕又は沈没するを云ひ坐礁とは暗礁に膠沙とは淺瀬に乗上げたるを云ひ掠奪とは海賊等の爲め船舶又は荷物を掠奪せらるゝを云ふ

問 如何なる場合に於て運送賃の支拂を要せざるや  
答 船舶の危険に遭遇して運送品を喪失したるときは運送賃の支拂を要せず且つ特別の約定あるに



あらざれば己は領收したる運送貨をも償還せざるべからず何とあれば何人の過失にもあらざれども運送の目的を達せざればなり然れども假令其目的を達せざるにもせよ救助せられ又は贖戻されたる運送品に對しては船舶の危難に遭遇せし地までの運送貨は之を支拂はざるを得ず何となれば其地まで船舶を使用し來りたればあり又其危難に遭遇せし後船長は他の船舶に移して之を到達港に送付せしときは勿論全額を支拂はざるべからず之を要するに船舶賃借人は運送品の危険を負擔し船舶所有者は船舶及び運送貨の危険を負擔するものなり

第九百十四條 積荷受取人ヨリ運送貨ヲ受取ルコトヲ得ス又運送品

ヲ賣却スルモ仍ホ之ヲ得ルコト能ハサルトキハ賃借人其運送貨ニ付キ責任ヲ負フ

(解) 本條は運送貨支拂義務者を示したるものなり

問 運送貨は何人の負擔たるべきや

答 運送貨は通常運送品の受取人即ち船荷證書所持人たるべし然れども其受取人にして運送貨を支拂ふことを肯んせざる時は運送品の引渡を爲さざるのみならず却て留置權を實行して運送貨に充つることを得べし倘し不足するときは賃借人に對して之を要求すべきなり何となれば運送貨の債務者は賃借人なればあり

第九百十五條 船長ハ運送品ヲ引渡シタル後十四日間ハ所有者ノ破

産シタルトキト雖モ運送貨其他ノ債權ノ爲メ運送品ニ付キ優先權ヲ有ス但其貨物ノ占有カ第三者ニ移リタルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は運送貨其他の支拂を受けざるべき船長の處置方法を示したるものなり

問 船長は如何なる場合に於て運送品に付キ優先權を有するや

答 船長は運送品を引渡したる後十四日間は所有者即ち貨物受取人の破産處分を受けたるにも拘はらず運送貨は勿論其他の債權例之は附帶費用、海損又は立替金の辨濟を受くる爲め運送品に付キ優先權即ち先取特權を有す但其運送品の受取人以外の者の占有に移りたるときは假令十四日以内なるも優先權を主張することを不得ざるなり

問 民法債權擔保編第九十四條に據るよ留置權にハ先取特權を有せずと然るよ本條に優先權を有すとのあるは如何

答 留置權は通常自己の占有を失ふと同時に消滅に歸するものなれども本條は此の原則に對する二個の例外を設けられたり、第一自己の占有を失ふと雖も受取人の手に存する期間(十四日內)は猶ほ自己が占有を失はざるものと看做す、第二破産の場合に於て留置權者は他の債權者を排斥して自己が債額に充つるに足るの要求權を有せざるべきよ本條は諸の債權者あるに拘はらず船長



に先取を爲すの特権を付與せられたり

第九百十六條 運送賃ノ減額ハ運送品ノ喪失、情況ノ變更又ハ其他ノ事由ノ爲メニ之ヲ求ムルコトヲ得ス

(解) 本條は運送賃の減省に關する規定にして何人の過失にも由らずして運送品の喪失するるとき例之は物品固有の性質として自然に損敗したるの類又は時機を誤まり價額が下落せし情況又は其他の事由の爲め運送賃の減額を船長が對して請求することを得ざるなり

第九百十七條 運送品ノ價額ノ損失ニ付キ船長其責任ヲ負ヒタルトキハ運送品ヲ船長ニ委付シテ運送賃ニ換フルコトヲ得

(解) 本條は運送品を委付する場合の規定にして航海中船長の過失ありて爲めに物品價格の下落せしときは其物品を船長に委付して運送賃の支拂を免がる、ことを得べきなり

第四節 旅客運送

(解) 本節は旅客の運送に關する權利及び義務を規定せり

第九百十八條 旅客運送契約ニ旅客ノ氏名ヲ掲ケタルトキハ旅客ハ船長ノ承諾ナクシテ航海ノ權利ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得ス

(解) 本條は自己が航海の權利と他人に轉付し得ざる場合を規定せり

問 何故に自己が有する航海の權利を他人に轉付することを得ざりしや

答 如何なる權利も自己が有する限りは他人に轉付することを得ざる理由あかるべし左れば航海の權利も又之を他人に轉付することを得然れども旅客の氏名を掲ぐるの一事を以て恣ま、に他人に轉付することを得ず何となれば其氏名を掲ぐる以上は其氏名の者を目的として契約し且つは多少取締上も關するものあればあり

第九百十九條 旅客ハ船中ノ秩序ニ係ル船長ノ指圖ニ服従スル義務アリ

(解) 本條は旅客の義務を示したるものにして船長は航海中船舶内一切の取締權を有する者なれば秩序安寧を維持するのみの點に於ては旅客も船長の指揮に服従せざるを得ざるものとす

第九百二十條 航海中旅客ノ賄ハ反對ノ契約又ハ慣習アルニ非サレバ運送賃ニ包含スルモノトス若シ反對ノ契約又ハ慣習アル場合ニ於テ旅客カ食料ノ缺乏ヲ告クルトキハ船長ハ相當ノ代價ニテ之ヲ給スル義務アリ

問 (解) 本條は旅客の賄に關する船長の義務を掲げたり  
船長の旅客の賄に關し如何なる義務を有するや



答 航行中若し食物の缺乏するときは如何なる場合を問はず船長は旅客に給與するの義務あり故に船舶に存在する總ての食料は何人に屬するを問はず其所有權を侵し一時乗込人の需用に應ずるも法律の禁ずるところにあらす(第八百七十一條參看)左れば契約若くは慣習にて賄費の運送賃に包含せざる場合に在ても船長は之を理由として其需めに應ぜざるを得ざるの義務を負ふものとす

第九百二十一條 旅客カ乗船地又ハ航海中ニ於テ定時ニ乗船セサル

トキハ船長ハ之ヲ待ツ義務ナク旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支拂フ義務アリ

(解) 本條は旅客の乗船に關する規定なり

問 旅客は乗船せざる場合ニ於て如何なる義務を負ふべきや

答 旅客が乗船地又は航海中一時寄港の際上陸して發航定時に乗船せざる時は船長は乗船を促がし且つ乗船するを待つ義務あり故に發航定時に及ば、直に解纜せざるを得ず何とされば一人の利益を謀るが爲め多數の乗込人を害すべからざればあり且つ出帆定時は旅客の豫じめ之を知り得べきものなるも拘はらず乗船せざるは即ち其旅客の過失なれば運送賃の全額を支拂はざるを得ざるものとす

第九百二十二條 發航ニ航海ヲ廢止スル場合ニ於テハ左ノ規定ニ從フ

第一 旅客ハ解約ノ申込ヲ爲シテ航海ヲ止メタルトキハ運送賃ノ半額ヲ支拂フコトヲ要ス

第二 旅客カ死亡、疾病其他一身ニ係ル已ムヲ得サル事故若クハ不可抗力ニ因リテ航海ヲ妨ケラレタルトキ運送賃ノ四分一ヲ支拂フコトヲ要ス然レトモ旅客ハ尙ホ次回ニ發航スル船舶ヲ以テ航海スルヲ擇フコトヲ得但同一ノ定常航路ニ由ルトキニ限ル

第三 船長ノ過失ニ因リテ航海ヲ廢止シタルトキハ旅客ハ既ニ支拂ヒタル運送賃ヲ取戻ス外尙ホ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

第四 船舶ニ係ル已ムヲ得サル事故又ハ不可抗力ニ因リテ航海ヲ妨ケラレタルトキハ雙方ニ損害賠償ノ責ヲ生スルコト



無クシテ契約ハ當然廢棄ニ歸ス但既ニ支拂ヒタル運送賃

ハ別段ノ契約ナキトキハ之ヲ償還スルコトヲ要ス

(解) 本條は發航前に航海を廢止する場合に關する規定なり

發航前に航海を廢止するときは如何なる規定に據り運送賃を支拂ひ又は運送賃を支拂ふの義務を免がるや

問  
答 第一旅客が随意に解約の申込を爲し航海を止めたるときは運送賃の半額を支拂はざるべからず、第二旅客が死亡疾病其他一身上に係る己むを得ざる事故若くは不可抗力に因りて航海を妨げられたるときは運送賃の四分の一を支拂はざるべからず是れ第一の場合の如く故なく隨意に解約したるものとは情況の異なる所あればなり而して此の場合に於て旅客は運送賃の四分の一を支拂ひ其契約を解除するか又は尙ほ次回發航を待て航海するかを撰擇するの自由を與へたり但同一の定常航路をさらざるべからず故に其航路を異にするときは航路の増加せし丈の賃錢を支拂はざるべからず、第三船長の過失に因りて航海を廢止したるときは旅客は既ニ支拂ひたる運送賃を取戻すの外損害の生じたるときは船長に對して賠償を請求することを得、第四船舶に係る己を得ざる事故例之は碇泊中俄かに修繕の必要を生じたるか又は政府の命令等に依り發航し得られざるに至りたるか若くは不可抗力例之は暴風雨等に因りて航海を妨げられたるときは双方の損失に歸するを以て孰れにも損害賠償の責を生ずることなく契約は當然廢棄に歸す但

既ニ支拂ひたる運送賃は之を償還するを通例とす若し別段の契約あれば其契約に従ふべきなり

第九百二十三條 發航後ニ航海ヲ廢止スル場合ニ於テハ左ノ規定ニ

從フ

第一 旅客カ航海中ニ解約ノ申込ヲ爲シテ航海ヲ止メタルトキ

ハ運送賃ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス

第二 船長航海ノ續行ヲ拒ミ其他旅客ノ航海ヲ止メタルコトニ

付キ過失ノ責ヲ負フトキハ旅客ハ既ニ支拂ヒタル運送賃

ヲ取戻ス外尙ホ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

第三 旅客カ其一身又ハ船舶ニ係ル己ムヲ得サル事故又ハ不可

抗力ニ因リテ航海ヲ妨ケラレタルトキハ既ニ航海シタル

路程ニ應スル運送賃ノミヲ支拂フ義務アリ但船長カ契約

上ノ旅客ノ權利ヲ害スルコト無ク他ノ同様ナル船便ヲ以

テ航海ヲ遂クルコトヲ申入レタルトキハ此限ニ在ラス

海上災害其他ノ災害ノ爲メニ死亡シタル旅客ノ相續人ハ



運送賃ヲ支拂フコトヲ要セス然レトモ既ニ支拂ヒタル運送賃ノ償還ヲ請求スルコトヲ得ス

問 (解) 本條は發航後ニ航海を廢止する場合ニ關する規定なり  
發航後に航海を廢止するときは如何なる規定に據り運送賃を支拂ひ又は運送賃を支拂ふの義務を免がる、や

答 第一旅客が航海中隨意に解約の申込を爲して航海を止めたるときは運送賃の全額を支拂はざるべからず、第二船長が繼續して航行することを拒み其他旅客の航海を止めたることに付き船長が過失の責を負ふときは旅客は既に支拂ひたる運送賃を取戻す外尙ほ損害を賠償せざるべからず、第三旅客が疾病其他一身上の事故若くは不可抗力に係りたるるとき又は船舶が己むを得ざる事故又は不可抗力に因りて航海を妨げられたるときは既に航海したる路程に應じて運送賃を支拂ふの義務あり何となれば双方孰れにも過失なければなり但船長が契約上の旅客の權利を害することなく他の同様な船便を以て到達港まで運送することを申入れたるときは旅客は契約を解除することを得ず若し強て解除せんとならば全額の運送賃を支拂はざるべからず何となれば毫も旅客の航海權を害せざればなり而して海上災害等の爲め死亡したる旅客の相続人は運送賃を支拂ふことを要せず又既に支拂ひたる運送賃の償還を請求することを得ざるものとす斯る一種の特例を設けたるは双方とも到底詳細なる計算を爲し能はざるが爲めなり

第九百二十四條 原因ノ如何ヲ問ハス船舶カ發航ヲ遅延シタルトキ

ハ旅客ハ無代價ノ止宿若シ運送賃ニ賄フ包含スルトキハ船中ニ於ケル賄ヲモ請求スルコトヲ得然レトモ其遅延ノ甚シキトキハ旅客ハ契約ヲ解除シテ既ニ支拂ヒタル運送賃ノ償還ヲ請求スルコトヲ得但其遅延カ船長ノ過失ニ因ルトキハ尙ホ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ航海中立寄港ニ於テ生シタル同一ノ場合ニモ之ヲ適用ス然レトモ運送賃ノ償還ハ未タ航海セサル路程ニ應シテノミ之ヲ請求スルコトヲ得

問 (解) 本條は發航の遅延に關する規定なり  
旅客が船舶の遅延に關して如何なる權利を有するや  
原因の如何即ち船長の過失に出でたるか又は不可抗力等の已を得ざるよ出でたるかを問はず船舶が發航を遅延したるときは旅客は無代價にて船舶内に止宿することを得若し契約又は慣習の有ることなく運送賃に賄費を包含するときは船舶内に於ける飲食をも請求することを得何とぞ



れば發航を遅延するが爲め旅客に損害を蒙らしむることを得ざればなり而して其遅延の若し甚しき時は旅客は其發航を待べきにあらざれば隨意に契約を解除し既に支拂ひたる運送賃の償還を請求することを得但し船長の過失に因り甚しき遅延を爲したるときは尙ほ損害賠償を請求することを得右に述べたる規定は發航の遅延のみならず航海中の立寄港に於て遅延を生じたる場合にも之を適用す然れども既に航海したる路程に應じて運送賃を支拂ふものなれば其未だ航海せざる路程に應じてのみ償還請求することを得べきあり

第九百二十五條 前條ノ場合ニ於テ船長カ契約上ノ旅客ノ權利ヲ害スルコト無ク他ノ同様ナル船便ヲ以テ航海ヲ遂クルコトヲ申入レタルトキハ旅客ハ契約ヲ解除スルコトヲ得ス

(解) 本條は旅客が契約を解除することを得ざる場合を規定せり如何なる場合に於て旅客は契約を解除し得ざるや船長が契約上の旅客の航海權を害することなく他の同様なる船便を以て到達港への航海を遂ぐることを申入るときは旅客は契約を解除することを得何となれば旅客は對して利害の關係を生ずることなきのみならず航行の目的を達することを得せしむれを故に強て其申入を拒むときは運送賃の全額を支拂はざるを得ざるあり

問

第九百二十六條 船長ハ旅客ノ安全、健康ニ注意シ必要ノ食物、藥劑及ヒ救助具ヲ供用ニ耐フル景狀ニテ船中ニ備フルコトヲ要ス若シ損害ヲ生シタルトキハ船長ハ第一ニ旅客ヲ救助スル義務アリ且如何ナル情況アルモ此救助ヲ實行シタル後ニ非サレハ船舶ヲ去ルコトヲ得ス

第九百二十六條 船長ハ旅客ノ安全、健康ニ注意シ必要ノ食物、藥劑及ヒ救助具ヲ供用ニ耐フル景狀ニテ船中ニ備フルコトヲ要ス若シ損害ヲ生シタルトキハ船長ハ第一ニ旅客ヲ救助スル義務アリ且如何ナル情況アルモ此救助ヲ實行シタル後ニ非サレハ船舶ヲ去ルコトヲ得ス

船中ニ於テ死亡シタル旅客ノ埋葬ハ相續人ノ費用若シ已ムヲ得サレハ船舶ノ費用ヲ以テ慣習ニ從ヒ船長之ヲ爲ス義務アリ

(解) 本條は船長の責任に關する規定あり船長は如何なる責任を負ふべきや航海に關して船長は無上の權利を有するものなれば隨つて無上の責任を負ふものなり特に旅客の性命身體に關しては至重の注意を加へ之を保險せざるべからず故に旅客の安全を妨たげ健康を害するが如き所爲あるべからざるは勿論必要の食料、藥劑及び救助具等を常に供用に耐ふる景狀にて船舶内に備へ置かざるべからず若し航海中危險に遭遇して損害を生じたるときは必用書類又は積荷を後にして第一旅客を救助するの義務を實行せざるべからず故に如何なる情況あるも旅客の救助を實行せずして他の海員若くは積荷等を救助し船舶を去ることを得ず又船中に

問

答 船長は如何なる責任を負ふべきや航海に關して船長は無上の權利を有するものなれば隨つて無上の責任を負ふものなり特に旅客の性命身體に關しては至重の注意を加へ之を保險せざるべからず故に旅客の安全を妨たげ健康を害するが如き所爲あるべからざるは勿論必要の食料、藥劑及び救助具等を常に供用に耐ふる景狀にて船舶内に備へ置かざるべからず若し航海中危險に遭遇して損害を生じたるときは必用書類又は積荷を後にして第一旅客を救助するの義務を實行せざるべからず故に如何なる情況あるも旅客の救助を實行せずして他の海員若くは積荷等を救助し船舶を去ることを得ず又船中に



於て旅客の死亡したるときは其相續人の費用若し已を得ざるるとき例之ば海上又は外國の地にて埋葬するときは其地の習慣なる方法に従ひ船舶所有者の費用を以て船長に於て埋葬するの義務あるものとす(第八百八十三條參看)

第九百二十七條 旅客カ船中ニ積入ルルコトヲ得ル行李及び旅用具ノ運送ニ付テハ反對ノ契約アルニ非サレハ旅客運送賃ノ外特別ノ報酬ヲ支拂フコトヲ要セス

(解) 本條は旅客が特別の報酬に關する規定あり

問 如何なる物品に對して特別の報酬を要するや

答 海上運送の場合に於て旅客が船中に積入るゝことを得る行李及び旅用具の運送賃に付ては旅客の運送賃の中に包含するものなれば別段の契約あるにあらざれば特別の報酬を支拂ふ及ばざるなり(第五百二十三條參看)

第九百二十八條 船中ニ於テ死亡シタル旅客ノ行李及び旅用具ニシテ船中ニ在ルモノハ船長ニ於テ其相續人ノ爲メ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ取扱フ可シ

(解) 本條は船中に在て死亡したる旅客の行李及び旅用具の處分に關する規定なり

問 行李及び旅用具の取扱方如何

答 死亡したる旅客の行李等は當然死者の相續人に歸するものたれば適當の方法を以て之を取扱ひ相續人に送達するは勿論あれども倘し運送賃の支拂を了せざるときは其物件に對して留置權を有するものなりとす

第九百二十九條 本章第一節第三節及ヒ第一編第八章第八節ノ原則ハ第五百二十三條前段ノ規定ヲ除ク外本節ノ旅客運送ニモ之ヲ適用ス

(解) 本條は旅客運送に適用すべき規定を掲げたるものにして別に説明を施すの要あり

### 第六章 海損

(解) 海損ハ二種あり共同海損、單獨海損是あり以下順次開説すべし

第九百三十條 共同海損ハ船舶及ヒ積荷ヲ共同ノ危險ヨリ救助センカ爲メ故サヲニ直接又ハ間接ニ船舶又ハ積荷ニ加ヘタル非常ノ喪失、損害及ヒ同一ノ旨趣ニテ支出シタル非常ノ費用タリ殊ニ左ニ掲クルモノハ共同海損ニ屬ス

第一 船舶及ヒ積荷ニ係ル危險ヲ避ケ又ハ其既ニ被フリタル危



險ノ有害ナル結果ヲ避ケンカ爲メニスル避難港ヘノ入航  
第二 船舶ヲ輕クセンカ爲メニスル積荷ノ投棄又ハ陸揚及ヒ此  
ニ因リテ船舶又ハ積荷ニ加ヘタル損害

第三 沈没又ハ掠奪ヲ避ケンカ爲メニスル任意ノ坐礁、膠沙

第四 船舶又ハ積荷ノ贖戻ノ費用及ヒ人質ニ取ラレタル者アル  
トキハ其贖戻ノ費用

第五 第八百七十二條ニ從ヒテ共同海損ヲ償フ爲メニ借入レタ  
ル金額ノ利息若クハ冒險料又ハ賣却シタル積荷ノ損失其  
他共同海損ノ調査及ヒ計算ノ費用

問 共同海損とは如何  
(解) 本條は共同海損の性質を示したるものあり

答 共同海損とは左の條件を要する者とす、第一船舶及び積荷を共同の危険より救助せんが爲めあ  
ること、第二故さらに直接及ヒ間接ニ船舶又は積荷に加へたる非常の喪失、損害あること、第  
三同一の旨趣にて支出したる非常の費用たること以上三個の條件を具備したるものとす之を要

するに既ニ發生したる共同の危険を救助せんが爲め故さらに損害を加へたるものなり法律は尙  
は共同海損に屬する五個の類例を示したりし別ニ説明を要することなし

第九百三十一條 共同海損ノ處分ヲ行フニハ船長ハ成ル可ク役員ト  
評議ヲ爲シ且其評議ノ結果ヲ航海日誌ニ記載ス可シ

(解) 本條は共同海損の處分方法を規定したるものにして船長は妄りに其處分を行ふことなく  
成るべく重立たる役員と評議を爲し船舶又は積荷に損害を加へざらしめんことを欲す然れど  
も船長の評議を爲すは只廣く衆議を取るの方法にして決して其議決を履行せざるを得ずとす  
るにあらず而して其評議の結果は航海日誌に記載し以て船長の果して其責務を盡したるや否  
を瞭らかにせしめたり

第九百三十二條 船舶及ヒ積荷ノ全部又ハ一分ヲ救助スルコトヲ得  
タルトキハ積荷ト船舶及ヒ運送貨ノ半分トカ到達港其他航海ノ終  
極地ニ於ケル其價額ノ平等ナル割合ヲ以テ共同海損ヲ共擔ス

問 如何なる割合を以て海損を共擔すべきや  
(解) 本條は共同海損共擔の割合を規定せしものなり  
答 前に一言したる如く共同海損は故さらに加へたる海損なれば船舶及び積荷の全部又は幾分を救



助することを得たるときならざるべからず而して其共擔の割合たるや積荷の全價と船舶及び運送賃の半分是なり例之は共擔に屬すべき海損の總額を二千五百圓とし又其積荷の全價額を五千圓船舶の半價を一万九千圓運送賃の半價を一千圓とせんか即ち其海損額は積荷船舶及び運送賃の合計二萬五千圓にして之を平等に割合即ち各十分の一を負擔するものとすれば積荷は五百圓船舶は千九百圓運送賃は百圓を負擔せざるべからず而して其價格は何れの地の相場に由るべきものとするか法律は到達港又は航海の終極地に於ける相場より計算すべきこと、あせり

第九百三十三條 共同海損ノ場合カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ其過失ノ責任ハ共擔ノ爲メニ消滅セス

(解) 本條は當事者の一方の過失に因りて生じたる共同海損を示せり

問 共同海損の當事者の一方の過失に原由したるときは如何

答 當事者即ち荷主人又は海員等の過失に原由して共同海損の生じたるとき例之は火災に罹りたるが如きは共同海損たるの理由を以て過失の責任を免がる、ことを得ず故に海損共擔として各自の負擔たるべきも結局損害の責に任ずるものは獨り過失者のみなりとす

第九百三十四條 共同海損ノ確定及び割賦ハ到達港其他航海ノ終極地ニ於テ鑑定人之ヲ爲シ若シ鑑定人ノ選定ニ付キ爭アルトキハ官

ヨリ之ヲ命ス

(解) 本條は共同海損の確定及び割賦に關する規定なり

問 共同海損は如何にして確定又は割賦し得るや

答 共同海損の價額たる頗る重大あるを通例とすれば之を確實に算定するは通常人の能く爲し得べきに於て鑑定人の撰定に付き一方は甲の鑑定人を可とし一方は乙の鑑定人を可とするが如き紛争の生じたるときは官より命じたる鑑定人をして之を鑑定せしむるあり

第九百三十五條 船舶ノ武具、食料乗組員ノ給料所持品及び旅客ノ旅荷物ハ共同海損ヲ共擔セス然レトモ其喪失又ハ損害ノ場合ニ在テハ他ノ共擔義務アル物ヨリ其賠償ヲ受ク

(解) 本條は共同海損を共擔せざる物件を掲げたるものなり

問 如何なる物件が共同海損を共擔せざりしや

答 船舶の武具食料乗組員の給料、所持品及び旅客の旅荷物は共同海損を共擔せず何となれば是等の物件は航海上闕くべからざるものあればなり然れども是等の物件が喪失又は損害を被ふりたる場合に在ても共擔義務者は共擔にて其損害の賠償を爲すべきものとす



第九百三十六條 喪失、損害及び共擔額ノ計算ヲ棄却シタル物及ヒ救助シタル物ノ實價ニ從ヒテ之ヲ爲ス然レトモ棄却シタル物ニ付テハ其實價カ船荷證書ニ記載シタル價額ヨリ高價ナリシトキト雖モ其記載ノ價額ノミヲ賠償ス

船荷證書其他ノ明告書ナクシテ積込ミタル貨物及ヒ甲板上ニ積込ミタル貨物ニ付テハ賠償ヲ爲スコト無シ但甲板上ニ積込タル貨物ニ付テハ沿岸小航海ノ船舶ニ非サルトキニ限ル

前項ノ場合ニ於テ救助シタル貨物ハ共擔義務ヲ免カルルコトヲ得ス

(解) 本條は喪失、損害及び共擔額の計算に關する規定を示し併せて賠償を受くることを得ざる貨物を示したるものなり

問 喪失及び共擔額の計算は如何に爲すべきや

答 海中に棄却したるもの及び救助したる物の實價即ち其物の負擔すべき諸費用を除去したる額を標準とし之を定む去れば先づ船荷證書に付き其價格を査定すべきも若し不當なりとせば其實價

に據らざるを得ず然れども棄却したるものに付ては船荷證書に據らざるべからず而して其實價が船荷證書に記載したる價額より一層高價なりしときと雖も記載の價格を超過して賠償を爲すべからず又貨物の甲板上に積込みたるか又は船荷證書其他の明告書(商品勘定書等)なくして積込みたるときは其荷物ニ對し賠償を爲すの義務なし何とされば是等の貨物は法律に反して搭載せしものなれば喪失又は毀損を生ずるも賠償の權利を付與することを得ず假令其權利を付與するにもせよ何等の明告書もなければ之を證明する由なければあり但し沿岸の小航海に在ては通常甲板上に貨物を搭載し又は事實の證明をも容易なれば喪失又は毀損の場合に於て賠償を請求することを得べきなり

第九百三十七條

救助セラレタル船舶又ハ積荷カ其後喪失シ若クハ

毀損シタルトキ又ハ海損若クハ救助ニ係ル債權ノ爲メ責ヲ負ヒタ

ルトキ共擔義務ノ全ク消滅セサルニ於テハ其共擔義務ノ割合ハ初

ノ海損ニ對シテ變更ヲ生スルコト無シ然レトモ其共擔義務ハ後ニ

生シタル喪失若クハ毀損ヲ扣除シ又ハ海損若クハ救助ニ係ル債權

ヲ扣除シタル殘價額ニ從ヒテ之ヲ定ム

(解) 本條は一航海中數回共同海損の生ずる場合に關する規定なり



問 一航海中數回共同海損の生じたるときは如何に其負擔額を定むるや  
答 一航海中數回の危險に遭遇することなしとせず此場合に於て前後の共同海損は如何に處分すべ

きや法律は左の區別に従ひ其負擔額を定めたり、第一第一回の共同海損に由り救助せられたる船舶又は積荷が第二回の海損に因り喪失若くは毀損したるとき又は海損若くは救助に係る債權の爲め責を負ひたるるとき共擔義務の全く消滅せざるに於ては其共擔義務の割合は第一回の海損に對して變更を生ずることなし故に第二回の海損に於て救助せられたる船舶又は積荷は前後二回の海損を負擔せざるべからず而して前後二回の海損を負擔するは後の海損に於て尙ほ殘存するものあればなり尙し全く喪失したるときは前後二回の海損を併せて全く其負擔を免かるゝものとす、第二其共擔義務は後に生じたる喪失若くは毀損を扣除し又は海損若くは救助に係る債權を扣除したる殘價額に従ひて之を定む故に第一回の海損は第二回の海損の賠償を得たる上にあらざれば之を受くること能はず何となれば第二回の海損に於て船舶又は積荷の幾分を殘存したるに依り第一回の海損を受くることを得るものあればあり尙ほ此又一言せん共擔物件の一部を全く喪失するとき例之は貨物の救助せられたるも船舶の全く沈没したるが如きときは其船舶は共同負擔を免がるが如きに似たれども其實決して然らず何となれば共同にて負擔するものあれば一人の義務を免がるべきものなかるべし畢竟自己が受くべき賠償額あるが故自己の相當部分を扣除して受くるものあればあり

第九百三十八條 棄却シタル貨物ハ其後ニ生シタル海損ノ場合ニ在

テハ共擔義務ヲ負擔セス又船舶ニ對スル積荷ノ共擔義務ハ船舶カ  
後ニ喪失シ又ハ使用ニ耐ヘサルニ至リタルトキハ消滅ス

(解) 本條は共擔義務を負擔せず又は共擔義務の消滅に關する規定なり  
如何なる場合に共擔義務を負擔せず又は共擔義務を消滅せしむるや

第一回の海損に於て棄却したる貨物と雖も當時の海損を共擔するは勿論たり然れども其後又生じたる海損の場合に在ては共擔義務を共擔するの限にわらず何となれば海損の生じたるとき現存する物件ならざれば負擔義務を共擔せず且つ前海損に於て棄却せられたる貨物の所有者は既に後海損に於て利益を受けたることなければなり又船舶に對する積荷の共擔義務即ち船舶のみ危險を蒙りて積荷の救助せられたるときは積荷は船舶に對して共擔義務を負はざるべからず然れども其後第二回の危險に遭遇して船舶が沈没したるか又は使用に耐へざるに至りしときは爲め船舶及び積荷とも其共擔義務を消滅せしむるものとす

第九百三十九條 棄却シタル貨物カ海損割賦ノ後所有者ニ返リタル

トキハ其所有者ハ救助ノ費用ト棄却ニ因リテ生シタル損害ノ額ト  
ヲ扣除シテ既ニ受取リタル割賦金ヲ當事者ニ償還スル義務アリ



(解) 本條は一旦棄却したる貨物が海損割賦の後所有者に返りたるべきの處分に關する規定なり

問 貨物の原所有者に返りたるべきは如何

答 一旦棄却したる貨物が海損割賦の後漂着又は他船の救撈する所となりて原所有者の手に復したるときは其所有者は海損共擔に因り得たる賠償金の内より救助の費用と棄却に因りて生じたる損害の額とを扣除して其餘の割賦金を當事者に償還せざるを得ず何とあれば海損の割賦を受くるの事實は其損失原因たる危険の有無にあらすして結果の如何に在るものなればなり故に其結果たるや再び所有者の手に復したるときは右の處分を爲さざるを得ず然らざれば不當の利益を得るに至らん尤も其貨物の棄却せられたるが爲め全く破損して其價值なき景狀に至りたるべきは之を返還するを要せず假令之を返還するも割賦金を償還するの義務を負はざるものとす

第九百四十條 單獨海損ハ任意ニ非スシテ生シ又ハ船舶若クハ積荷ノミニ生シタル喪失、損害及ヒ費用タリ此海損ハ各所有者各別ニ之ヲ負擔スルコトヲ要ス

問 單獨海損とは如何  
(解) 本條を單獨海損の性質を示したるものなり

答 單獨海損とは偶然又は不可抗力に依りて任意の所爲にあらすして船舶又は積荷に生じたる海損を云ふ假令任意の所爲に出でたるも其目的の船舶若くは積荷のみを救助せんとするものあるときは亦單獨海損たること勿論たり而して單獨海損は箇々各別に負擔するものなれど共同海損の規定を適用することを得ざるが故殊に本條以下に之を規定せしむるあり

第九百四十一條 水先案内料、挽船料、避氷入費、諸税、手数料又ハ檣、帆若クハ機關ノ過度ナル使用ニ因リテ生シタル船舶ノ毀損ノ如キ航海ノ通常及ヒ臨時ノ費用若クハ損害ハ船舶ノミニ責ニ歸ス但反對ノ慣習アルモノハ此限ニ在ラス

(解) 本條は船舶の當然に負擔すべき費用及び損害を示したるものなり

問 如何なる費用及び損害は船舶の當然負擔すべきものなるや  
答 水先案内料、挽船料、避氷入費、諸税 (第八百四十九條第二に掲ぐる港税噸税又は燈臺費等) 手数料又ハ檣、帆若くは機關の過度なる使用に因り爲めに生じたる船舶の毀損の如きは決して非常のものにあらすして假令航海中一回も生ぜざることも二回三回數次繼續するとも航海上當然生ずべき費用若くは損害なりとす故に是等の費用若くは損害は船舶の負擔に歸すべし但し反對ある慣習ありて保險に付したるときは此限にあらざるなり凡そ保險に付することを得るもの



は不測又は不確定の事故より生ずるものたること第六百二十五條に規定せる如し然るに是等の航海費用又は單獨海損は航行中當然生ずべきものたり故は是等の費用は習慣あるまらざれば保険に付することを得ざるものとす

第九百四十二條 衝突、破裂其他ノ事由ニ因リテ船舶及ヒ積荷ニ生

シタル損害ニ付テハ自己ノ過失ニ因リテ其損害ヲ惹起シタル者責任ヲ負フ若シ其災害カ事變又ハ當事者雙方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ各當事者ハ已レニ受ケタル損害ヲ負擔ス

然レトモ當事者雙方ノ過失相均シカラサルトキ又ハ其災害ノ事由ヲ明カニ檢知スルコトヲ得サルトキハ損害ノ割賦ハ公平ナル酌量ニ從ヒテ之ヲ爲ス

(解) 本條は衝突、破裂其他の事由に因りて船舶及び積荷に生じたる損害の負擔者を示したるものあり

問 如何なる標準に基づき是等の負擔者を定むべきや  
船舶互に又は岩礁に衝突し又は海難の破裂其他の事由に因りて船舶及び積荷に損害の生じたる

ときは自己の過失に因りて其損害を惹起したるもの其責任を負はざるべからず故は荷主の過失

に出でたるときは荷主其損害を賠償すべく又船長其他海員の過失に出でたるときは船長又は海員其損害を賠償すべきなり然れども若し其災害カ事變又は當事者双方の過失に因りて生じたるときは各當事者は自己に受けたる損害のみを負擔せざるべからず是れ其原由が事變に係るときは何人の過失もあらずる損害は所有者之を負擔すとの原則を適用し又其双方の過失は原由せし場合は自己の過失に依り招きたる損害は自から之を任すとの原則を適用したるものとす而して船長若くは海員の過失に出でたるときは損害所有者は直接に荷主即ち第三者に對して損害賠償の責を負はざるべからず何となれば代理の原則として第三百四十二條に規定せし如く委任者は直接に第三者に對して權利を得義務を負ふものあり而して當事者双方の過失の不均一なるときは又は過失に出でたるカ事變に出でたるカ災害の事由を明らかと檢知することを得ざるときは大過失あるに小損を負擔し小過失あるに大損を負擔するカ如き不權衡の嫌かきを保せず故に裁判官は實際の状況を審按し公平ある酌量に從ひて損害の割賦を判定するものとす

第九百四十三條 海難ニ於テ乗組員ノ船舶ヲ退去シ若クハ拋棄シタ

ルトキ其船舶又ハ積荷ノ全部若クハ一分ヲ救助シタル者又ハ救助若クハ救撈ノ際乗組員ニ助力ヲ爲シテ其功ヲ致シタル者ハ救助賃又ハ助力賃ヲ請求スル權利アリ其賃額ハ危險ノ度、費用、時間、及



救助並ニ助力ヲ爲ス危険ト困難トヲ斟酌シテ之ヲ定ム然レトモ其  
賃額ハ救助シタル物ノ價額ノ三分之一ヲ超エサルヲ通例トシ如何ナ  
ル場合ト雖モ半額ヲ超ユルコトヲ得ス

(解) 本條は救助賃又は助力賃に關する規定なり

問 救助又は助力に對する報酬額の制限如何

船舶の航海中不時の海難に遭遇せし時船長以下乗組員の船舶を退去するか若くは座視して船舶を抛棄したるとき其船舶又は積荷の全部若くは一分を救助したる者又は遭難中の船舶又は積荷を救助し若くは己に沈没又は漂流せる物件を救撈するの際乗組員に救助を爲し加功したるものは船舶所有主又は貨物所有者に對して救助賃又は助力賃として報酬を請求するの權利を有するものとす而して其賃額は危険の度、費用、時間及び救助並に助力を爲す危険と困難とを斟酌し裁判官の意見を以て之を定む故に當事者に於て豫じめ其額を契約するも無効たるの場合尠しとせず何となれば左の制限に従はざるを得ざればなり而して假令其制限を超過せざるも裁判官の之を斟酌したる以上は如何に増減を來すやも圖られざるものとす其制限とは法文の示すが如く救助したる物件の價額の三分之一を通例とす然れども時としては其額の僅少にして報酬と爲すに足らざる場合なしとせず此場合に於て價額の一半を以て報酬と爲すことを得べし

第九百四十四條 海損ノ爲メ保險者ニ對スル請求權ハ共同海損ノ場  
合ニ在テハ損害額カ船舶及ヒ積荷ノ被保險價額合計高ノ百分一以  
上ナルトキ單獨海損ノ場合ニ在テハ毀損シタル物ノ被保險價額ノ  
百分一以上ナルトキニ非サレハ成立セス

(解) 本條は保險賠償額の請求に關する規定あり

問 賠償額の請求は如何なる制限に據るべきや

答 共同海損の場合に在ては損害額が船舶及び積荷の被保險額合計高の百分一以上なるるとき單獨海損(習慣に依り保險せしむることを得)の場合に在ては毀損したる物件の被保險額の百分一以上なるときに非ざれば保險者に對して賠償を請求することを得ず何となれば百分一以下の損害は實に些少にして賠償として請求するに足らざるのみならず假令之を請求するも却て損害調査等の費用を償ふに足らざればあり

第九百四十五條 保險契約ニ海損ノ責ニ任セサル旨ノ條款アルトキ  
ハ保險者ハ總テ海損ニ付テノ責ヲ免カル但委棄ノ要件ノ存在スル  
トキハ此限ニ在ラス此場合ニ於テハ被保險者ハ委棄スルト海損請



### 求權ヲ主張スルトノ一ヲ擇フ權利アリ

(解) 本條は保險者が海損に付ての責任を免ぐるべき場合を示したり

問 如何なる場合に保險者は被保險者に對して其責任を免ぐるべきや

答 保險者は危險の何たるを問はず當然一切の危險を保險したるものあれば假令海損たりとも亦其責任を免ぐるべきにあらざる然れども之を制限して取除きたる旨の條款を保險契約に明記したるときは總て海損に付ての責任を免ぐるべし但し該契約書に第九百六十五條已下に規定せる委棄の條件の存在するときは被保險者は其物件を委棄して保險者をして至被保險額を賠償せしむるか將た實際に受けたる損害のみの海損請求權を主張するも一に被保險者の選擇する所に任す

### 第七章 冒険貸借

(解) 冒険貸借とは船長が船籍港外即ち航海中よ於て船籍若くは積荷の爲め己むを得ざる需用例之は修繕等の爲め其船舶又は積荷を抵當として金錢を借入れ其抵當物件を限り責任を負ふ貸借契約とす故に其船舶の安着せしときは元利を合せて償却すべきも若し危險に遭遇して船舶の沈没するか貨物の喪失せしときは何等の債務をも盡すに及ばざるものとす左れを一種の射倖契約と屬し保險契約と其性質を同ふるものに似たり然れども保險契約は危險の發生せし後賠償金を支拂ふものにして冒険貸借は危險の未だ發生せざる前若干の金錢を貸與するものとす

### 第九百四十六條 冒険貸借ハ船長カ船籍港外ニ在テ船舶又ハ積荷ノ

已ムヲ得サル需用ノ爲メ債權者ニ冒険料ヲ支拂フ約束ニテ航海中冒険抵當物ニ付テノ海上危險ヲ引受ケシムル條件ヲ以テ取結フ貸借契約タリ此契約ヲ取結フニハ第八百七十二條ノ手續ニ依ルコトヲ要ス

認可書及ヒ冒険貸借證書ニハ冒険貸借ノ事實、目的、船名、航路、冒険抵當物及ヒ其價額ヲ明記スルコトヲ要ス

冒険貸借ノ金額カ冒険抵當物ノ價額ニ超ユルトキハ債權者ハ其超過額若シ債務者ニ詐欺ノ意思アル場合ニ在テハ全金額ニ利息ヲ附シテ之ヲ取戻スコトヲ得

期望ノ利益ハ之ヲ積荷ノ價額ニ算入スルコトヲ得ス

(解) 本條は冒険貸借の性質及び其契約の取結方法を示しするものなり

問 冒険貸借の取結方法は如何



答 冒險貸借の性質は前に説述しふる如く金錢の貸借に關する一種の契約にして船長(即ち債務者)は債權者に對して冒險料を支拂ふ約束して航海中船舶又は積荷を抵當とし其抵當物に付ての海上危険を引受けしむる條件を以て取結ぶ貸借契約とす而して其契約を取結ぶの方法たるや第八百七十二條の手續に依り即ち船長は豫じめ役員と評議を爲し且つ管海官廳(外國に在ては領事館)の許可を受けざるを得ざるあり而して管海官廳の認可書及び冒險貸借證書又は必らず其事實、目的其他貸主借主の氏名及び貸與金額は勿論冒險料等の額までを明記せざるべからず且つ又債務者は目的たる到達港に安着せし後義務の履行を爲すものなれを必らず書面を作成して之を交付せざるべからず但し貸與金額の五十圓以上なるときに限る又冒險貸借の金額が冒險抵當物の價額(契約の當時に於ける價額)として未收の運送賃又は仲買手数料を包含すに超過するときは冒險貸借としては契約の効力なきも通常の貸借としては契約の効力あるものなれば債務者は海上危険の有無に拘はらず抵當物の如何に關せず債權者に對して辨濟せざるべからず然れども其超過額の若し債務者に詐欺の意思ある場合に在ては債權者は何時にても貸與せし全金額に利息を付し之を取戻すことを得べし又期望の利益即ち未だ收得せざるも將來賣却若くは其他の方法を以て收得せんとするの利益は之を積荷の價額に算入することを得ず何となれば果して其目的を達するや否は未必に屬するが故なり

第九百四十七條 船舶(附屬物ヲ包含ス)運送賃及ヒ積荷ハ之ヲ總括

シ又ハ分別シテ冒險抵當ト爲スコトヲ得然レトモ積荷ノミハ其需用ノ爲メニスルニ非サレハ之ヲ冒險抵當ト爲スコトヲ得ス

船舶ノ冒險抵當ニハ明示ナキモ船舶ノ附屬物及ヒ航海ノ終ニ於テ得ヘキ運送賃ヲ包含ス

(解) 本條は冒險貸借の抵當物に關する規定あり

如何なる物件を以て冒險貸借の抵當物と爲し得るや

問 冒險抵當と爲し得べきものは、第一航海中危険の虞あるもの、第二航海の時現存せるもの以上二個の要件を具備するものにあらざれば之を抵當と爲すことを得ず而して其物件の何人の所有に屬するを問はず船長は之を抵當に付することを得而して其抵當の方法たる或は之を總括し或は之を分別して抵當と爲すべし然れども積荷のみは其積荷の修繕若くは保存に必要なる需用の爲めとするにあらざれば抵當と爲すことを得ず何とあれば自己の物件を後にし先づ他人の物件を抵當に付するは道理の許さざる所なればなり又船舶を冒險抵當に付したるときは別段の明示なきも船舶の附屬物、帆、錨等の機具及び航海の終極に於て得べき未收の運送賃のみを包含し既得の運送賃を包含せず何となれば既に得たる分は前に述べたる第一の條件を缺きたるものなればなり



第九百四十八條 同一ノ物ヲ相異ナル需用ノ爲メニ數回冒險抵當ト

爲シタルトキハ後ノ債權ハ前ノ債權ニ先タツモノトス

(解) 本條は債權者が前後の區別より權利の如何を示したるものなり

問 同一の物件を相異なる需用の爲めに數回冒險抵當と爲したるときは如何

答 同一の物件を相異なる需用の爲め例之を前には船舶の修繕の爲めにし後又は船舶の附屬物を購

求するが爲めに數回冒險抵當と爲したるときは後の債權者は前の債權者に先だつて債權の辨濟を受くるものとす何とあれば前の債權者は後の債權者の爲め物品保全の利益を得たるものなればあり而して假令同一の物件にして異なる時日ふ於て抵當を付したるも需用の同一あるときは甲乙の債權に毫も優劣なければ彼是其先後を論ずることを得ざるあり

第九百四十九條 冒險貸借證券ハ求ニ因リテ二通以上ヲ交付シ又指

圖式ニテ之ヲ發スルコトヲ得指圖式ニテ發シタル場合ニ在テハ裏

書ヲ以テ轉付スルコトヲ得然レトモ裏書讓渡人ハ元金ノ支拂ニ付

テノミ責ヲ負ヒ冒險料ノ支拂ニ付テハ明約アルニ非サレハ其責ヲ

負ハス

(解) 本條は冒險貸借證券の發行に關する規定あり

問 冒險貸借證券は如何にして之を發行し得るや

答 冒險貸借證券は債權者の請求に因り二通以上を交付し又は債權者の指定せる氏名者に宛て指圖式にて之を發行することを得何となれば船舶若くは積荷の安着せし後にあらざれば債權の辨償を得る能はざるを以て時としては遠海の地に證券を送付せざるを得ざることあり此場合に於て債權の安全を期し猶呈示の爲め第二回の追送を要することなきを保し難ければ豫じめ其用に供するが故あり又其證券を指圖式にて發行するは手形と均しく流通の便を與へたるものなれば裏書を以て之を他人に轉付することを得然れども裏書讓渡人は讓受人に對しては債務者の元金支拂のみに關して保證人の地位に立ち其責任を負ふべきも冒險料の支拂に付ては特別の明約あるに非ざれば其責を負はざるものとす何となれば證券の讓渡しを爲し讓受人より得たる金額は唯元金のみなれば其他の責を負ふの理由なしとす

第九百五十條 冒險貸借金額及ヒ冒險料ハ別段ノ期間ヲ約定シタル

ニ非サレハ船舶ノ投錨後八日內積荷ニ付テハ其陸揚後八日內ニ之

ヲ辨償スルコトヲ要ス若シ此期間ニ辨償ヲ爲ササルトキハ債權者

ハ冒險抵當物ニ對シテ質權ヲ行フコトヲ得

總テノ冒險抵當物ハ其債權者ニ對シテ連帶ノ責任ヲ負フ



問 (解) 本條は債務者の辨償期限を示したるものなり  
冒險貸借金額及び冒險料の支拂期間は如何

答 冒險貸借金額及び冒險料は別段の期間を約定したるにあらざれば船舶の無事に着港したる後八日間に積荷に付ては陸揚後八日間に債權者に對して義務を辨償せざるべからず若し此の期間内に義務の辨償を爲さざるときは債權者は其冒險抵當物に對して質權を行なひ船舶又は積荷を賣却して其辨償に充つることを得べし(第二百六十七條以下參看)又總ての冒險抵當物は其債權者に對しては連帶の責任者たるものとす故に船舶を抵當に付したるとき積荷所有主も又積荷を抵當に付したるときは船舶所有主も連帶の原則に従はざるを得ざるものとす(民法財産篇第四百三十八條參看)

第九百五十一條 航海ノ變更、他ノ船舶ニ貨物ノ積換其他危險ノ變更ハ避ク可カラサル必要ニ出テタルニ非サレハ債權者ヲシテ海難ニ付テノ責ヲ免カレシム

(解) 本條は危險の變更に關する規定なり

問 危險の變更とは如何  
答 一旦契約したる航海の線路を變更するか又は他の船舶に貨物を積換ふるか其他危險の變更すべ

き所爲ありたるときは避くべからざる必要に出でたるにあらざれば債權者をして海難に付ての擔保の責を免がれしむ何となれば一方の意思にて變更したるものなれば其契約の無効に屬するや勿論たりしも債務者は全部の債務と冒險料とを支拂はざるべからざるなり

第九百五十二條 冒險貸借債務ノ辨償ハ冒險抵當物ノ全部カ航海中海上危險ノ爲メニ喪失シタルトキハ之ヲ求ムルコトヲ得ス若シ毀損又ハ一分ノ喪失ノ場合ニ在テハ其殘餘ノ價額ニ限り之ヲ求ムルコトヲ得但海損及ヒ救助ノ費用ハ之ヲ扣除ス  
前項ノ場合ニ在テハ海損ニ付テノ損害賠償ハ債權者ノ利益ニ歸ス

(解) 本條は債務の辨償に關する規定なり

問 冒險貸借の債務者は如何なる程度にまで義務を負ふべきや  
答 冒險貸借債務の辨償は冒險抵當物の全部が海難の爲め喪失したるときは別に他の財産を以て義務を負ふべきよわらず只抵當物を以て其責に任ずるのみ故に債權は抵當物と並び存立するものにして抵當物の喪失するときは債權者の損失に歸する者とす若し毀損又は一分の喪失の場合に在ては殘存せる部分の價額に限り債務の辨償を請求するとを得但海損(共同海損及び單獨海損とも)及び救助(救助及び助力とも)の費用を扣除する者とす前項の場合に於て海損は殘存せる



部分の價額より扣除すと雖も其賠償額は總て債權者の所得に歸するものとす何と云れば一分の殘存せるものと看做せばあり

### 第八章 保險

(解) 本章は海上の保險に適用すべき特別の規定を掲げたるものにして保險に關する一般の原則は己に第一編第十一章に掲げたり左れば特別なる場合を除くの外は總て一般の原則に従ふべきものとす

#### 第一節 保險契約ノ取結

(解) 本節は船舶の航行中不時の災害に罹りたるときは賠償として其損害を補償せしむるの契約を以て豫じめ若干の保險料を支拂ふ契約の取結に關する規定あり

第九百五十三條 總て航海ノ危険ニ罹ル可キ適法ナル財産上ノ利益

ハ航海ノ全部又ハ一分ノ爲メ平時ト戰時トヲ問ハス航海前又ハ航海中ニ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得

殊ニ船舶、(附屬物ヲ包含ス) 貨物運送賃、旅客運送賃、運送貨物、其賣却利益、仲買人手數料、仲立人手數料、冒險貸借債權、海損債權其他船舶債權者ノ債權及ヒ保險者自身ノ利益ハ之ヲ總括シ又

ハ分別シテ保險ニ付スルコトヲ得

船舶乗組員ノ給料及ヒ報酬ノ保險ハ無効トス

(解) 本條は海上保險契約の性質及び保險に付することを得べき各種の類例を示したるものなり航海の危険とは暴風雨又は坐礁衝突の如き海上のみに限るものと火災盜難等の如き海上のみに限らざるものとの二種あり然れども船舶及び積荷に關する危険あるを以て總て之を航海の危険と云ふ適法なる財産上の利益とは第六百二十七條に規定せし所有權債主權其他の權利名義又は權利關係ニ基因する財産上の利益を云ふ故に金錢を以て見積ることを得べからざるものは保險の目的と爲すことを得る例之は學術研究の爲め航海の無難を期望し又は無人島を發見せんが爲めの成蹟等總て將來に期望すべきものは確定したる財産上の利益と云ふべからず賣却利益とは既に供給契約に係る場合なるを以て其賣却代價の確定せしこと勿論なれば賣却利益の期望とは同視するなれば又手數料の如きは其貨物の安全に到着すると否とは手數料の損喪に關するが故に之を保險に付することを得るものとす保險者自身の利益とは即ち保險者か其自から保險したる危険を更に他人をして之を保險せしむるものとして所謂復保險又は逆保險なるものは是なり

險契約の性質及び其事例如何

て航海の危険に遭遇するの憂ある確定若くは一定の金高を以て量定することを得べき財産上



の利益は航海の全部と又は一分の爲め平時と戦時とを問はず航海せざる前又は航海中よ之を保  
險に付することを得故に航海後又ハ航海中船舶の既に沈没したるときは第六百三十六條の場合  
を除くの外は保險せしむるも無効たるべし而して船舶又は其他本條に列記せる諸種の債權は之  
を総括し又は分別して保險に付することを得然れども船長以下乗組員の給料及び報酬は一定の  
金高として要求し得べからざる財産たれば之を保險に付することを得ず何となれば死亡又は海  
難等の爲め之を損失することあればなり

第九百五十四條 船舶ノ被保險價額ハ危險ノ始マル時及ヒ地ニ於テ  
船舶ノ有スル價額トス

(解) 本條は船舶の被保險價額は何を標準として之を定むべきやを示したるものにして危險の  
始まるるときは即ち積荷又は底荷の積入の始まるるとき及び其地に於て船舶の有する價額とす  
而して船舶を保險に付したるときは附屬物の費用又は前拂に係る海員の給料等を包含するも  
のどす

第九百五十五條 船舶ノ危險ハ積荷又ハ底荷ノ積入ノ始マル時ニ始  
マリ荷卸ノ終リタル時又ハ不當ノ遅延ナクシテ其終リ得タル可キ  
時ニ終ル但別段ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は危險始終の時期を示したるものにして若し何年間とか云ふの期限を定め保險に付  
したるときは其期限の始終を以て危險の始終となすこと勿論たり而して他人の過失に由り陸  
揚の遅延したるときは保險者に於て賠償するの限にあらす但し別段の契約ありたるときは積  
入の始まる前又は荷卸の終りたる後と雖も賠償の責に任せざるを得ざるなり

第九百五十六條 冒險貸借債權及ヒ海損債權ハ冒險抵當物又ハ共擔  
義務ヲ負フ物ノ價格ヲ限トシテ保險ニ付スルコトヲ得

(解) 本條は冒險貸借及び海損債權を保險に付するには冒險抵當物又は共擔にて義務を負ふ物  
件の價額を限度とす何となれば以外の價額は債權者の抵當にあらざるのみならず假令之を包  
含するも適法の保險ふあらざるなり而して其價額は積荷證書等に依りて之を證明するものと  
す

第九百五十七條 保險契約取結ノ後戰爭起リ其他總テ國ノ處分ニ出  
ツル危險生シタルトキハ當事者ハ契約ヲ解除スル權利ヲ有ス但保  
險料ノ相當ナル増加ヲ豫定シタルトキハ此限ニ在ラス  
既ニ支拂ヒタル保險料ハ契約解除ノ場合ニ在テハ之ヲ償還スルコ  
トヲ要ス



(解) 本條は保險契約の解除に關する規定なり

問 如何なる場合に契約を解除し得るや

答 保險契約取結の後に於て宣戰即ち交戰を公布する等總て國權上の處分即ち法律の所爲に出でたる危險の發生したるときは何時危險の鎮靜するやを計り難き契約したればとて航海の日を待つべきにもあらざれば當事者は何時にても契約を解除するの權利を有す然れども其危險の増加に従ひ相當なる保險料の増加を約定するときは別段解除するの限りにあらざるなり而して保險契約を解除したる場合に於ては既に支拂ひたる保險料を被保險者に償還せざるを得ざるなり

第二節 保險者及被保險者ノ權利義務

(解) 本條は保險者と被保險者との間に於ける權利義務の關係を規定したるものなり

第九百五十八條 被保險者ハ危險ノ始マル前ニ航海ヲ止メタルトキ

ハ被保險額ノ二百分一ノ損害賠償ヲ支拂ヒテ契約ヲ解除スルコトヲ得

(解) 本條は被保險者が危險の始まる前に於て自己の隨意に航海を止め契約を解除することを  
得る旨を示したるものにして凡そ契約は法律上有効に成立せしときは一方の意思に依り解約  
することを得ざるを原則とす故に保險者に對して被保險額の二百分の一を賠償せしむると、

なせり

第九百五十九條 保險者ハ海上危險ノ發生ニ因リ殊ニ暴風雨、破船、

坐礁、膠沙、流水、衝突、投荷、火災、破裂、盜難、劫掠ニ因リ又ハ航海  
線路若クハ船舶ノ己ムヲ得サルニ出テタル變更ニ因リ又ハ乗組員  
ノ不正若クハ過失其他ノ事由ニ因リテ生シタル總テノ喪失及ヒ損  
害ヲ負擔ス但契約ヲ以テ取除ヲ設ケタルモノハ此限ニ在ラス  
保險者ハ明約アルニ非サレハ戰爭其他總テ國ノ處分ニ出ツル危險  
殊ニ掠奪、宣戰、報復、封港、鎖港、差押及ヒ此類ノ事由ニ因リテ生シ  
タル喪失及ヒ損害ヲ負擔セス

(解) 本條は保險者が負擔すべき海上危險の種類を示したるものなり

問 保險者が如何なる危險を負擔すべき

答 本條に列記せる危險は保險者に於て負擔すべきは勿論なれども特約を以て取除きを爲したる時  
は此限にあらざるあり而して保險者は明約あるにあらざれば戰爭等の國權上の處分ニ出づる危  
險殊ニ掠奪、宣戰等此類の原由に因りて發生したる喪失及び損害は保險者に於て負擔するの限



にあらざるあり何となれば航海上通常の危険にあらざればなり

第九百六十條 保險者ハ水先案内料、挽船料、船舶又ハ積荷ニ付キ支拂フ可キ手数料、諸關稅其他ノ稅、年數、腐朽又ハ蠹蝕ニ因リテ生シタル損害、通常ノ使用ニ因リテ生シタル損耗、船長又ハ海員ノ行為ニ付船舶所有者ノ負擔スル責任、航海不耐用又ハ艤裝若クハ乗組員ノ不十分又ハ成規上ノ書類ノ欠缺ニ因リテ生シタル損害ヲ負擔セス

(解) 本條は保險者の當然負擔するに及ばざる損害を示したるものにして是等の損害は航海中生ぜざることあるべきも當然發生すべきものなれば不測又は不確定の損害にあらざるなり去れば船舶所有者自己の過失に歸し決して保險者をして賠償せしむることを得ざるものとす

第九百六十一條 損害ヲ賠償ス可キ保險者ノ義務ハ被保險者カ其損害ニ付キ船長其他ノ人ニ對シテ賠償請求ノ權利ヲ有スルカ爲メニ之ヲ免カルルコトヲ得ス

條は保險者の義務を示したるものあり

問 保險者は被保險者に對して如何なる義務を有するや  
答 損害を賠償すべき保險者の義務は被保險者の船長又は其他の人に對して損害を賠償せしむるの權利あるを理由として自己が賠償すべき責任を免かる、ことを得ず故に被保險者が保險者に對して賠償を請求したるときは加害者に對して賠償を請求することを得ず何となれば此場合よは保險者に請求權の移轉したるものにして保險者より更に加害者に對して賠償を請求するものなればなり(第九百三十三條參看)

第九百六十二條 保險料ハ契約上ノ航海期間ヲ延長シタルトキハ割合ニ應シテ之ヲ増スコトヲ要ス然レトモ其期間ヲ短縮スル場合モ亦同シ

在テハ之ヲ減スルコトヲ得ス航海ヲ短縮スル場合モ亦同シ

(解) 本條は保險料の増減に關する規定なり

問 保險料は如何なる場合に變更し得るや  
答 保險料は之を増加し得るも減省することを得ず之を増加し得るは豫定の到着港外に航海を延長せし場合にして此場合には航海期間の延長に應じて之を増加することを要す然れども其期間を短縮し又は航路を短縮するときは之を減省することを得ず何とされば保險者は航海中損害の生じたるるときは之を負擔するものなれば從つて其利益ゆりたるるときは亦其利益を受くるは當然なり



ればなり猶ほ一例を設けて之を詳悉せんに甲港より乙港まで三ヶ月間の航海期間を以て契約せしに之を四ヶ月と爲したるときは其割合に應じて保険料を増加するも若し二ヶ月に短縮するときは保険料を減省せざるなり何となれば之を増加するは期間を以て目的とし約束したるに基つき之を減省せざるは假令減省せし期間中に在ても若し保険せし危険に遭遇したるときは全額の賠償金を支拂はざるを得ざればなり

第九百六十三條

旅客運送賃ノ保險ハ航海ノ延長、旅客ノ載換、避難港ニ於ケル旅客ノ給養、他船ヲ以テスル旅客ノ運送、食料ノ喪失若クハ減損其他此類ノ海上炎害ニ因リテ生シタル旅客運送費増額ノ賠償ヲ請求スル權利ヲ被保險者ニ與フルモノトス

問 (解) 本條は旅客運送賃を保險に付したるもの、保險者に對する請求權利を示したるものなり被保險者は保險者に對し如何なる請求權を有するや

答 被保險者が旅客運送賃を保險に付するは喪失せる場合と増加せる場合との二様を目的とするが故に旅客の死亡して運送賃を喪失したるとき又は航海期間の延長等に原因して運送賃を増加せざるを得ざるときは保險者に對して損害の賠償を請求する權利を有するものとす

第九百六十四條 貨物運送賃又ハ旅客運送賃ノ通常額ヲ増加シテ運

送貨物又ハ旅荷物ノ危険ヲ引受クル者アルトキハ保險ニ關スル原則ヲ之ニ適用ス

(解) 本條は運送賃を増加し運送貨物又は旅荷物の危険を引受くる者あるときに關する規定にして此場合に於ては保險に關する一切の原則を適用すべきものとす

第三節 委棄

(解) 委棄とは被保險者が保險者に對して被保險者の危険に遭遇し全部の喪失したるときは勿論全賠償額を請求すべきも破片の殘存せるときは其殘存せる部分の價格を扣除するにあらざれば賠償を請求することを得ず此場合に於て被保險者は該被保險物を悉く賠償額に委棄して全賠償額を請求することを得るものとす

第九百六十五條 委棄ハ全被保險額ノ支拂ヲ受ケテ保險者ニ被保險

物ヲ委付スルニ在リ  
委棄ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ申込ムコトヲ得

第一 船舶カ沈没シ破碎シ又ハ踪跡ヲ失ヒ又ハ使用ニ耐ヘサル

トキ



第二 船舶カ掠奪セラレ又ハ國ノ處分ニ因リテ抑留セラレタルトキ

第三 喪失又ハ毀損カ價額ノ四分三ヲ超エタルトキ  
委棄ハ一分ノミ又ハ條件附ニテ之ヲ爲スコトヲ得ス又之ヲ取消ス  
コトヲ得ス

(解) 本條は委棄の性質を示し併せて保險者ニ委棄すべき場合を例示せり

問 委棄の性質如何

答 前に略述せし如く被保險者が全被保險額の支拂を受け保險者に其被保險物を委付即ち讓與するものにして別ニ保險者の承諾を得ざるも有効に成立するものとす而して委棄は被保險物の全部を委棄せざるを得ざるものあれば其殘存せる一部分をのみ委付することを得ず又は條件付にて之を爲すことを得ず例之ば踪跡を失ひ又は掠奪せられたる船舶にして之を委付するも若し其の踪跡を發見し又は復歸したるときは之を取戻すべしとの條件付にて之を委付することを得ず又一度委付の申込を爲したる後保險者又は被保險者の利益上に如何なる變動を生ずるも之を取消すことを得ざるものとす而して法律は殊に第一乃至第三の委棄を申込むべき場合を例示せり、  
第一は天災時變に原由せる船舶の喪失にして沈没したるときは其所在は分明なりしも莫大の費

用を投ずるにあらざれば之を引揚ぐることを得ざるに依る又岩礁等に衝突し甚しく破碎したるときは非常の修繕費を要するにあらざれば再び之を用ゆべからざるに依る又次條に規定せる踪跡を失ひたるもの又は危険に遭遇して使用に耐へざるに至りたる時、第二は法律命令の處分に出でたること即ち第九百七十四條の規定に従ふべきもの、第三は諸種の全失と見做すべき場合例之ば船舶の破損して猶ほ殘存するものあるも之を全失と見做す又積荷の毀損又は汚染して其儘販賣し得られざるもの、如きと全失するものと見做し其物品に付着する諸般の權利を合して之を委付することを得べきものとす

第九百六十六條 船舶カ到達港ニ達セス且發航ノ時又ハ其船舶ニ付  
キ最後ノ通信アリタル時ヨリ一今年ヲ經過シタルトキ又沿岸航海  
ニ在テハ六個月ヲ經過シタルトキハ其船舶ハ踪跡ヲ失ヒタルモノ  
ト看做ス

有期ノ保險ノ場合ニ在テハ前項ノ期間滿了後ハ其船舶ハ保險期間  
ニ喪失シタルモノト推定ス

(解) 本條は船舶の踪跡を失ひたるものと看做すべき場合を示したり  
如何なる場合に於て船舶の失踪と看做すべきや



答 艀船が目的地として航行せし港に到着せざるか又は發航の時より又は發航最後の通信に接せしより一个年を経過して行衛の知れざるるとき右は遠洋航海に適用するものにして沿岸航海に在ては六個月を経過し行衛の知れざるものは其踪跡を失ひたるものと見做すべし又某港まで何個月間の航行と期限を定め約束したる保險の場合に在ては前項の期間滿了後其船舶の行衛の知れざる時は保險期限を喪失したるものと推定す故に保險者は全部の賠償額を支拂はざるべからざるあり

第九百六十七條 坐礁、膠沙ニ罹リタル船舶ハ之ヲ引卸シ修繕ヲ加

ヘテ到達港マテ航海ヲ繼續セシムルヲ得ヘキトキ保險者カ此カ爲メニ必要ナル費用ノ前貸ヲ爲スニ於テハ使用ニ耐ヘサルモノニシテ委棄スルコトヲ得ス然レトモ被保險者ハ此場合ニ於テハ坐礁、膠沙ノ爲メニ生シタル費用及ヒ海損ノ爲メノ請求權ヲ保有ス

(解) 本條は坐礁、膠沙に罹りたる艀船に關する規定あり

問 坐礁、膠沙に罹りたる船舶に對しては被保險者は如何なる請求權を有するや

答 船舶の暗礁に乘上げ又は淺洲に乘上げたる場合ニ於ては滿潮の時を待ち或は積荷を減じて之を引卸すことを得べし而して修繕の後繼續して到達港まで航行し得べきとき保險者が之が爲めに

必要なる費用の前貸を爲したるときは使用に耐へざる船舶と看做し之を委付することを得ず然れども此が爲め損失の生じたるときは其費用及び海損の爲めの請求權を保有すべきなり

第九百六十八條 使用ニ耐ヘサル船舶ノ積荷ハ船長カ他ノ船舶ヲ以

テ之ヲ到達港ニ送達スル能ハサルトキニ限り委棄スルコトヲ得若シ船長カ其積荷ヲ送達スルコトヲ得タルトキハ保險者ハ總テノ海損及ヒ運送賃ノ増額ト積荷ノ救助、積換、倉入其他ノ事由ニ因リテ生シタル總テノ費用トヲ負擔ス

(解) 本條は被保險者が委棄することを得べき積荷を示したるものなり

問 積荷は如何なる場合ニ委棄することを得べきや

答 委棄することを得べき場合の積荷は使用に耐へざる船舶の積荷として船長が他の代船を以て到達港に送達すること能はざるに依る故に若し他の代船に積換へ送達することを得たるときは委棄を申込むことを得ず而して海損等一切の費用の危険を負擔する自然の效果あれば保險者に於て總て負擔せざるを得ざるものとす

第九百六十九條 被保險者ハ災害ノ通知ヲ得タル後又ハ第六百六十

六條ニ定メタル期間ノ滿了後三日内ニ委棄ノ理由タル事實ヲ保險



者ニ通知シ且六个月内ニ其委棄ヲ申込ム義務アリ  
前項ノ期間ヲ怠リタルトキハ被保險者ハ保險契約ヨリ生スル通常  
ノ請求權ノミヲ主張スルコトヲ得

(解) 本條は委棄すべき事實の通知及び申込の期間を示したるものあり

問 被保險者は委棄を申込むに如何なる義務を有するや  
答 被保險者は災害の通知を得たる後又は第九百六十六條に掲げたる期間の満了後三日内に委棄の

理由たる事實を保險者に通知し且六ヶ月内ニ其委棄を申込の義務を有せり斯く期間の短縮なる  
は保險者を害するの虞あれば右の期間内ニ申込を怠るときは委付するの利益を失ひ只通  
常の請求權のみを主張することを得るのみ通常の請求權とは即ち損害賠償の請求權を云ふ

第九百七十條 保險者ハ別段ノ契約アルニ非サレハ委棄ノ申込ヲ受  
ケタル後三ヶ月内ニ被保險額ヲ拂渡スコトヲ要ス然レトモ委棄ノ  
辯明ニ供スル證書ノ交付ヲ受ケス且總テ委棄シタル物ニ係ル他ノ  
保險、冒險貸借、登記ヲ經タル債權其他ノ債權ノ通知ヲ受ケサル  
以前ニ拂渡ヲ爲スコトヲ要セス

右ニ掲ケタル證書ノ旨趣ニ對シテハ反對證據ヲ舉クルコトヲ得

(解) 本條は保險賠償額の支拂に關する規定あり

問 被保險者は如何にして委棄を爲すべきや

答 保險者は別段の契約あるにあらざれば委棄の申込を受けたる後三ヶ月以内ニ被保險額を拂渡さ  
ざるべからず然れども委棄は辨明に供する証書例之は船長の報告書航海日誌又は管海官廳の認  
定書等の交付を受けず且つ總て委棄したる物件に係る他の保險即ち重複保險者あること又は冒  
險貸借又は登記を経たる債權又は普通一般の債權の付着したるもの通知を受けざる以前に於  
ては其拂渡を爲すことを要せず何となれば一は委棄の理由あるや否を證明し一は保險者の利益  
たるべき權利の移轉あるが爲めなり故に被保險者は此の義務を盡さざれば被保險額を得るこ  
と能はざるものとす右に掲げたる證書の旨趣に對して保險者は反對の證據を舉示し委棄の條件  
を具備せざる旨を以て對抗することを得

第九百七十一條 被保險者ハ詐欺ノ委棄申込ヲ爲シタルトキハ其保  
險上ノ權利ヲ失ヒ且委棄シタル物ニ係ル債權ヲ自ラ支拂フコトヲ  
要ス

(解) 本條は詐欺の申込を爲したるときにの制裁を示したるものなり



問 被保険者が詐欺の委棄申込を爲したるときは如何なる制裁を受くべきや

答 被保険者が詐欺の申込を爲し保険者を害せんとせしよ依り其制裁として被保険額を要求するの権利を失ひ且委棄したる物件に係る債権者に對しては自から其辨償を爲さざるへからず何となれば債権者は他人の詐欺の爲め自己に損失を招くの理由をなければなり

第九百七十二條 委棄シタル物ニ付テノ被保険者ノ權利ハ其委棄ノ

承諾又ハ有効ナリトノ判決ニ依リテ保險者ニ移ル

(解) 本條は委棄したる物件の所有權は保險者ニ移轉する旨を示したり

問 委棄の効果は如何

答 委棄したる物に付ての被保險者の所有權は其委棄の申込に對して保險者が任意ニ承諾したるか又は抗辨したる場合に在ては其申込を有効なりとすとの判決あるに依りて保險者に移轉するものとす而して其効力は災害の發生したる當時に溯るものあれば其時より以後に係る總ての利害は保險者ニ於て負擔せざるべからざるものとす又船舶ニ付て委棄の申込ありたるときは其の殘存物の所有權のみ移轉するにあらすして遭難のとき救助せられたる貨物の運送賃を包含す(遭難の前後を問はず)但し委棄を以て運送賃を免がるべきにあらざれば其運送賃の負擔する總ての義務即ち冒險貸借又は海員の給料其他船舶債權の要求に對する債務を扣除せざるを得ざるも

第九百七十三條 被保險者ハ委棄申込ノ後ト雖モ被保險物ヲ救助シ

又ハ取戻ス爲メ及ヒ一層大ナル損害ヲ避クル爲メ成ル可ク注意ヲ爲ス義務アリ又右ノ目的ノ爲メ支出シタル費用ハ救助セラレタル物ノ價額ニ至ルマテ保險者之ヲ負擔スルコトヲ要ス

(解) 本條は委棄を申込みたるもの、義務を示したるものにして假令委付したり逕保險者の利益を謀らざるは人情の常とする所にあらす故に可力及的注意して保險者の利益を毀損すべし倘し爲めに費用を要するときは其救済したる物件の價格を限度として保險者より辨償すべきなり

第九百七十四條 掠奪セラレ又ハ國ノ處分ニ因リテ抑留セラレタル

場合ニ在テハ被保險者ハ此事實ヲ保險者ニ通知シタル後六个月内ニ判決又ハ沒收ノ言渡ナキトキハ始メテ委棄ヲ申込ムコトヲ得掠奪ノ場合ニ在テハ被保險者ハ己ムヲ得サルトキニ限り豫メ通知ヲ爲サス且保險者ノ委任ナシト雖モ贖戻ヲ爲スコトヲ得然レトモ保險者ハ其贖戻ヲ自己ノ計算ニテ引受クルト否トヲ選擇スル權利ナ



有ス

(解) 本條は掠奪せられ又は國の處分に因りて抑留せられたる場合に關する規定なり  
掠奪又は一時抑留せられたるときは如何

此の場合に於て被保險者は此の掠奪又は抑留せられたる事實を保險者に通知したる後六ヶ月内に判決又は没收の言渡なきときは始めて委棄の申込を爲すことを得何となれば其未だ判決又は没收の言渡なきときは還付せらるゝ、やも知れざればなり又掠奪せられたる場合に在ては已を得ざるに限り被保險者は豫じめ通知を爲さず且保險者の委任を待たずして贖戻を爲すことを得然れども保險者は被保險額を支拂ひたる上猶ほ其贖戻せし金員と其贖戻に係る費用とを被保險者支拂ひ以て自己の所有と爲すべきか又は被保險額のみを支拂ひ自己の所有と爲さざるかを選擇するの權利を有するものとす

第九百七十五條 一旦申込ミタル委棄ノ効力ハ後日ニ至リ船舶ノ救

助又ハ歸航ニ因リテ變スルコト無シ

(解) 本條は委棄の効力を示したるものなり

問 委棄の効力如何

答 第九百六十五條に於て一旦申込みたる保險は之を取消すことを得ざる旨を示せり故に後日に至

り船舶の救助せられて取戻すことを得たるか又は踪跡を失ひたる船舶の歸航したるも是等は保險者に屬する利益にして被保險者は契約を取消すことを得ざるものとす

第九章 時効

(解) 時効とは獨本法のみならず民法刑法又は治罪法に於ても亦往々見る所にして畢竟權利の下に眠るものは法律の保護する限にあらざるの原則に基づき或る義務を負ふもの、時日の經過したる後は法律上の推測を以て最早其義務を履行したるべしと認定し全く其義務を免がれしむるものあり然れども亦一の便宜主義を執りたるものにして歲月經過の久しきときは自然證據の湮滅し易きが故一旦履行したる義務も再び請求せらるゝの不幸なきを保し難し是等の不幸を保護せんが爲めの趣旨に外あらざるなり

第九百七十六條 船舶債權者ノ債權及ヒ冒險貸借、海損竝ニ救助ニ

因リテ生シタル債權ハ船舶所有者、船長又ハ海員ノ一身ニ對スル請求權ナルトキト雖モ之ヲ主張スルコトヲ得ル日ヨリ起算シ一年ヲ以テ時効ニ權ル  
委棄ニ付テノ訴權ハ第九百六十九條ニ掲ケタル申込期間後一个月ノ滿了ヲ以テ消滅ス



(解) 本條は海商に付き適用すべき債権の種類併せて時効の期限を示したるものあり

問 如何なる種類の債権に特別の時効を適用すべきや

答 船舶債権者の債権(第八百四十九條參看)及び冒險(貸借第九百四十六條參看)海損并に救助に因りて生じたる債権(第九百三十條已下參看)は船舶所有者、船長又は海員の一身に對する請求權即ち一身上の財産より(船舶又は積荷は勿論)償却を得んとする場合と雖も之を主張することを得る日より起算して一々年を経たるときは時効は罹り其請求權は消滅するものとす又委棄を請求するの訴權は第九百六十九條に示したる申込期間即ち六ヶ月の期間満了したるときは委棄することを得るの權利を失ふものとす但し保險の原則に依り賠償額を受くることを得

問 本章に規定せし時効の特別に短縮ある理由如何

答 商事の時効期間は普通の民事時効に比するに短縮なるを通例とす何とされん商業上の事柄は總て活潑機敏あるを要旨とするが故なり特ニ海商に關する時効の猶は一層短縮なるは前の航海に關する事柄は後の航海までふ可成結了せしめんが爲めに外あらざるなり

問 時効は何れの日に始まりて何れの日を終るや

答 凡そ權利は存立せしにあらざれば消滅するの道理あかるべし去れを其存立せし日より起算して時効に罹るものとす例之は一般の債権は期限の満了後始めて請求權の存立するものあり保險者に對して賠償額を請求するの權利の存立するは船舶又は積荷の危険に遭遇して遭失若くは毀損

せしことを知りたる日に在りとす

第九百七十七條

喪失又ハ毀損ニ付キ船長及ヒ保險者ニ對スル請求

權ハ留保ナク運送貨物ヲ受取リテ其運送賃ヲ支拂ヒタル時消滅ス  
又海損又ハ救助ニ因リテ生シタル債權ハ留保ナク運送貨物ヲ引渡シテ其運送賃ヲ受取リタル時消滅ス

有効ニ留保ヲ爲スニハ運送貨物ヲ受取リ又ハ引渡シタル後二十四  
時内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

(解) 本條は船長又は保險者ニ對する請求權の消滅に關する規定なり

問 請求權は如何なる場合に於て消滅するや

答 積荷所有者は船長の過失に原由したるときは船長に對し又保險に付したるものなるときは保險者に對して喪失又は毀損せし損害賠償を請求することを得るものあり然れども其請求權は別段の異議を述べずして運送貨物を受取り且其運送賃を支拂ひたるときは後日異議を申立つるの權利を失ふものとす何とされば自己が請求することを得るの權利を拋棄したるものと推定すればなり又海損又は救助に因りて船長が有したる請求權も右と同一の理由に因り消滅するものとす而して有効に留保を爲す又は船長より運送貨物を受取り又は荷主に運送貨物を引渡したる後二



十四時内に喪失又は毀損に因り損害賠償を受けんとする異議を申立つべし若し此の時期を經過して何等の異議を申立てざるときは最早權利を拋棄したるものと看做すべきなり

### 第三編 破産

(解) 破産といふ商人又は非商人の商業上に於ける債務の支拂を停止したる状況を云ふ故に商事を營み其支拂を停止する者を稱して破産者と云ふ本法に於ては分つて二箇とす一を單純の破産一を有罪破産と云ふ有罪破産又之を分つて二箇とす一を過意の破産一を詐欺の破産と云ふ佛法律に於ては破産倒産の二種と爲せり所謂破産とは金高の支拂を停止せし商人の状況にして所謂倒産とは刑事裁判權を以て罰すべき所爲を包含するものを云ふ而して通常民事上に在ては其支拂を停止即ち否拒するときは訴訟を起し判決の方に由り強制執行を爲すべしと雖も活潑に且機敏を主とする商業社會に在ては斯る寛柔なる方法に依り支配することを得ず故に其支拂を停止するや直ち裁判所の處分を付し嚴重なる本法の規定に依り其局を結了するものとす

### 第一章 破産宣告

(解) 破産宣告とは商事上に關し支拂の停止を爲せるときに於て破産者ありとの裁判所の言渡を云ふ而して此宣告を受けたるものは自己の所有財産と雖も之を管理若くは處分することを得るの權利を失ふものとす

### 第九百七十八條

商ヲ爲スニ當リ支拂ヲ停止スル者ハ自己若クハ債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ裁判所ノ決定ヲ以テ破産者トシテ宣告セラル但此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得前項ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

(解) 破産の宣告に關する規定なり

問 如何なる場合破産の宣告を爲すべきや

答 商業上の取引に關し自己が債務に付き支拂を爲す能はざる状況に至りたる者は自己より又は債權者よりの申立に因り又は裁判所の職權に依り裁判所の決定を以て破産者なりとの宣告を爲すべきものとす但し右の宣告を受けたる者若し不服なれば即時抗告を爲すことを得るものとす而して破産の言渡を爲すには別に口頭辯論即ち對審を要することなく之を判決するものとす

問 支拂を停止するとの趣旨未だ明瞭ならず右は裁判官の認定に委ねたるものあるや不幸にも簡短なる法語にして別に定義を下しあらざれば裁判官の認定に委ぬるの外なしと雖も必らず支拂を停止したるの事實なかるべからずと解釋するも恐くは狹隘に失するからん去れば閉店するか將た逃亡するか若くは財産を藏匿するが如き支拂停止の事實と同視すべき状況に至りたるものには總て之を支拂停止と見做すべきものあり



問 自己自ら進んで破産の申立を爲すは如何

答 第一千三百條に規定せる監守又は第一千五十一條に規定せる過怠破産の制裁を免がる、の利益あれば債務者自から進んで自己が支拂不能力者たることを申立つるものとす猶ほ次條に於ても債務者本人の届出を爲すべき義務ある旨を規定せり

第九百七十九條 支拂停止ハ其停止ヲ爲シタル本人ヨリ又商事會社

ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役又ハ清算人ヨリ支拂停止ノ日ヲ算入シテ五日內ニ其營業所又ハ住所ノ裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ口述ヲ調書ニ筆記セシメテ之ヲ届出ツ可シ此届出ニハ支拂停止ノ事由ヲ明示シ及ヒ貸借對照表並ニ商業帳簿ヲ添フルコトヲ要ス

貸借對照表ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

- 第一 總テノ動産、不動産其他債權ノ列舉及ヒ價額
- 第二 總テノ債務
- 第三 利益及ヒ損失ノ概要

第四 毎月ノ一身上ノ費用及ヒ家事費用ノ支出額

(解) 本條は支拂停止の届出ニ關する規定なり

問 支拂停止の届出を爲すは何人の義務なるや

答 支拂停止の届出を爲すは停止を爲したる債務者本人より之を爲すものとす斯く本人に届出を爲すべき義務を負はしめ以て其届出を誘導するは一は自己の爲めにして前に説明したる如く監守又は過怠破産の制裁を免ぐる、ことを得一は衆債權者の爲にして自己が支拂不能力者たることを早く知らしむるのみならず財産の調査も亦容易なるべきなり一は第三者をして不利の結果を生ずることの懸なからしむるに在り又商事會社に在ては一己人と均しき資格を以て商業を營むものあれば業務擔當の任ある社員又は取締役又は清算人より届出を爲すべきものとす而して破産處分は最も迅速を要するものなれば支拂停止の日を算入して五日内に營業所又は自己が居住せる地の裁判所に書面又は已を得ざる事故にて書面を以てすることを得ざれば口述を調書に筆記せしめて之を届出で口頭を以てすることを許さず且此届出には支拂停止の事由を明示し及び貸借對照表並に商業帳簿を添ふることを要す而して貸借對照表には第一乃至第四の各要項を記載するものとす第一の總テの財産は他人の占有例之は賃貸又は質入したるものと否と又は商品と自己の使用品なるを問はず債權は民事上なると商事上なるとを包含す價額は其時其地ふ於て賣却して得べき價格を云ふ、第二の債務は民事上なると商事上なるとを包含す、第三は年々收



得せし利益及び損失せし概算、第四は自己又は家計上の支出額はあり

八百七十

第九百八十條 破産決定書ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 支拂停止ノ時期

第二 破産主任官及ヒ一人又ハ二人以上ノ破産管財人ノ選定

第三 破産財團ノ保全ニ必要ナル處分ニ付テノ命令

第四 破産者ノ債務者又ハ財團ニ屬スル物ノ占有者ニ對スル拂渡差押ノ命令

第五 破産者ノ總債權者ニ對シ其請求權ヲ短クトモ三個月長クトモ六ヶ月ノ期間ニ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告

第六 調査會ノ期日及ヒ債權者集會ノ期日ノ指定

破産決定書ハ之ヲ檢事ニ送致ス可シ

(解) 本條は破産決定書に記載すべき各要項を示したるものにして第一支拂停止の時期を掲ぐるは最も必要のことにして債務者は此時より支拂不能者とかり以後に係る支拂は總て無効に屬し實に債權者が権利の得喪に關するものとす、第二の破産主任官とは破産處分を付し專任の裁判官にして重要なる事項を除くの外總て指揮決定するの權力を有するもの又管財人とは破産主任官の監督を受け破産者の財産を管理し破産處分を實施するものにして其人員は破産事務の輕重に依り裁判所之を定むるものとす其他の事項に付ては一々説明を要せず又破産決定書は檢事に送致せざるべからず何とあれば檢事は公益を保護するの任あるものなればなり

第九百八十一條 破産宣告ハ即時ニ裁判所ノ揭示場並ニ破産者ノ營業場ニ貼附シ及ヒ其地ノ新聞紙ニ載セテ之ヲ公告スルコトヲ要ス

其宣告ハ假執行ヲ爲スコトヲ得

(解) 本條は破産宣告の公告方法に關する規定にして破産宣告のありたるときは即時に裁判所の揭示場並に破産者の營業場に貼付し且宣告を受けたる地の新聞紙に掲載し廣く公衆に告知せざるべからず何とあれば遠隔なる地に住居したる債權者が宣告のありたるを知らざるが爲め財産の分配に加はらずして其權利を害することのあらんを恐る、が故なり而して其宣告の決定に對しては即時抗告を爲すことを得然れども其停止を爲さずして直に假執行を爲すことを得せしむ然らざれば財産を隠匿して債權者を害し遂には破産處分の目的を失ふに至るべければなり



第九百八十二條 破産者ノ財産ヲ以テ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ラサルトキハ前條ノ手續ヲ除ク外其後ノ手續ヲ停止ス其手續ノ停止ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス  
然レトモ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ル破産者ノ財産アルコトヲ證明スルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ即時其手續ヲ再施ス  
破産手續ノ停止ハ其繼續スル間ハ第千四十九條ニ掲ケタル効力ヲ有ス

(解) 本條は破産者の財産を以て破産手續の費用(管財人の報酬等)を償ふに足らざる場合に關する規定にして前條の手續を停止せざるは若し之を停止せば債務者は破産の結果を被ふるべきに至るべければなり其他別に説明を要することなし

第九百八十三條 破産主任官ハ總テノ破産手續ヲ指揮シ及ヒ監督スルコトヲ要ス其命令ハ假執行ヲ爲スコトヲ得然レトモ此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(解) 本條は破産主任官の職權を示したるものにして倘し關係人にして主任官の命令に服せざるときは即時抗告を爲すことを得べし而して其申立に依り主任官の命令を廢棄若くは變更することあるべきなり其他別ニ説明を要せず

第九百八十四條 檢事ハ職權ヲ以テ破産者ノ罰セラル可キ所爲ノ有無ヲ搜查シ且此カ爲メ取引帳簿其他ノ書類ノ展閱ヲ求ムルコトヲ得

(解) 本條は檢事の破産者に對する職權を示したるものにして別に説明を要せず

## 第二章 破産ノ効力

(解) 本條は支拂停止の状況に至れる商人の破産宣告を受け破産處分を實行するは畢竟各債權者の完全に辨濟を得せしめんとするよ外ならず故に破産宣告を受けたるものは次條以下に規定せる種々の制裁を被らざるべからき而して破産の効力たる數多ありと雖も之を要するに破産宣告前に於ける効力と破産宣告後に於ける効力との二様に大別することを得べし其破産宣告後に於ける効力とは、第一破産者が所有財産に對し自ら占有し管理し又は處分することを得るの權利を失ふことなれば自から破産の結果を招くが如きものに猶ほ依然是等の權利を行ふことを許さば益々其資産を蕩盡し債權者の不利を加重ならしむべければなり、第二債主は箇々別々に訴求することを得ること何となれば各自に訴訟を起すも徒らに費用を増加し



爲めに財團の減少を爲し他の債権を害するの恐れあればなり、第三辨濟期限の未だ至らざる破産者の債務に對し期限の利益を失はしむること何となれば凡そ期限なるものは債務者が將來必らず支拂を爲し得るとの信用の存するより生ずるものかれを既に支拂を停止したるときは従つて期限の利益を失ふこと勿論なりとす、第四利子の生殖を止むること何となれば各債権者の平等分配を害するの恐れあるが故あり但し財團に對してのみ利子の生殖を止むるものにして破産者に對しては契約及び法律に従ひ利子の生殖すること勿論たり故に破産者は利子を完済しふるにあらざれば權利を恢復することを得ざるものとす其破産宣告後於ける効力とは支拂停止の前後十日内に溯り債権者を害するの行爲を無効とすることは是なり猶ほ各條に就て論ずるところあらんとす

第九百八十五條 破産宣告ニ依り破産者ハ破産手續ノ繼續中自己ノ財産ヲ占有シ管理シ及ヒ處分スル權利ヲ失フ  
破産宣告ノ日ヨリ以後ハ破産者ノ爲シタル支拂其他總テノ權利行爲及ヒ破産者ニ爲シタル支拂ハ當然無効トス  
破産者動産、不動産ニ關スル訴及ヒ執行ハ特リ管財人ヨリ又ハ管財人ニ對シテ之ヲ起シ又ハ繼續スルコトヲ得

(解) 本條は破産宣告の効力を示したるものにして本章中最も重要なる規定に係るものとす  
破産宣告は如何なる効力を生ずるや

問 破産宣告のありたるときは自己の財産と雖も破産者は破産手續の繼續中は之を占有することを得ず故に其財産は動産不動産を問はず總て管財人の占有に歸すべし若し占有に歸することを得ざれば其物件を封印す又管理することを得ず故に財産の賃貸又は消費貸若くは利子の取立等を爲すことを得ず又處分するの權利を失ふ故に自己の財産を賣却又は讓與若くは債務の辨濟に供するが如き再び恢復すべからざる方法にて使用することを得ず而して其宣告ありたる日より以後破産者の爲しる支拂其他總ての權利行爲及び破産者に爲したる支拂を當然無効とす故に何人を問はず破産者より其財産を取得したるものは第三者をして之を返還せしめ又第三者より支拂を受けたる財産を破産者の費消したるときは第三者をして再び支拂の責を負はしむ又破産者の動産不動産に關する訴訟及び其執行は總て管財人ニ於て訴訟を起し又は其權利を承繼して之を繼續履行するものとす何となれば破産者は已に自己の財産に就き占有管理及び處分するの權利を失ひたる者なればなり然れども本條に規定せる以外の權利例之は相續、遺贈、若くは結婚、離婚、養子、後見等に係る將來財産を取得し又は一身上に關する權利若くは他人の財産に關し占有若くは管理又は處分するが如きは決して債権者を害せざるを以て之を行ふも妨たげなきものとす



第九百八十六條 破産者ノ營業ノ用ニ供スル動産ニ對シテ不動産賃  
賃ノ爲メニスル強制執行ハ三十日間之ヲ猶豫ス但賃貸人カ其賃貸  
物ヲ取戻ス權利ヲ有スルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は強制執行に係る民法上一の例外を示したるものなり

問 強制執行に係る猶豫期限は如何

答 普通民法上に於ては其賃借人が借賃を支拂はざるときは直ニ其營業の用に供したる動産を差押  
へ之を公賣に付することを得べしと雖も商事上破産の場合に在ては破産者の營業の用に供した  
る動産に對しては不動産者賃の爲めにする強制執行は三十日間之を猶豫し其營業を繼續せしめ  
ざるべからず例之ば破産貸或家屋を借受け活版印刷業を營み來りたるに家賃の支拂を怠たりた  
るときは三十日間の猶豫を與へ其營業を中止せしめず管財人をして營業を繼續し借賃を辨償せ  
しむるの便を與へたり但し期限の到來したる場合に於て取戻を請求するときは此限ふあらざる  
なり何とされば賃借物件を取去らるゝときは到底營業を繼續することを得ざるものとなるべし  
ればあり

第九百八十七條 各箇債權者ハ優先權ノ存スルニ非サレハ破産處分  
中破産者ノ財産ニ對シテ強制執行ヲ爲スコトヲ得ス

(解) 本條は各箇債權者が強制執行を爲し得べき場合を示したり

問 如何なる債權者が強制執行を爲し得べきや

答 各箇債權者を箇々別々に強制執行を爲し得べしとするも徒らに手數と入費を要するのみにて假  
令強制執行を爲したりとて衆債權者を排斥して己れ自から其利益を先取することを得ず然れど  
も優先權者即ち抵當權、質權若し留置權者(普通民法上に在ては留置權者に先取特權を與へず)  
の如きは其物件に付ては己れ先づ其の支拂を受くるの權利を有するものなれば其物件を限り強  
制執行を爲すことを得他の財産に對しては一般の債權者と同じく平等の分配を受けざるべから  
ざるあり

第九百八十八條 辨濟期限ノ未ダ至ラサル破産者ノ債務ハ破産宣告

ニ依リテ辨濟期限ニ至リタルモノトス

爲替手形ノ引受人又ハ引受ナキ爲替手形ノ振出人又ハ約束手形ノ  
振出人カ破産宣告ヲ受ケタルトキハ其償還義務ニ付テモ前項ノ規  
定ヲ適用ス

(解) 本條は辨濟期限の利益を失ふ旨を示したり

問 辨濟期限の至らざる破産者の債務は如何なる場合よ於て期限の利益を失ふや



答 破産宣告のありたるときは已に信用の喪失せるを以て期限の利益を失ふこと勿論たり然れども破産者のみの債務に止まり破産者の保証人又は連帯義務者若しくは破産者の債務者に對しては期限の利益を失ふとなし何とあれば破産者が破産したりして他人に影響を及ぼすの道理なかるべければかり又爲替手形の引受人又は振出人若しくは約束手形の振出人が破産宣告を受けたるときは假令支拂期限の到來せざりしものにも主たる債務者又是最終の債務者は前項と同しく期限の利益を失ふものとす其理由も亦同じ

第九百八十九條 財團ニ對シテハ破産宣告ノ日ヨリ利息ヲ生スルコト

トヲ止ム但抵當權、質權其他ノ優先權ヲ以テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物ノ賣拂代金ニ滿ツルマテヲ限トシテ利息ヲ生スルコトヲ得

(解) 本條は財團に對して利息生殖の停止に關する規定なり

問 何故に利息の生殖を停止するや

答 各債權者は其財團に對し平等に分配を受くるものなれば若し利息の生殖を許すときは自然一二の債權者を利して他の債權者を害することおしとせず何となれば多數なる金圓を貸與するものにして若し利子を生殖せしめば破産處分の結局までに他の少額なる債權を吸収して一も得せし

むるところなきに至るべきのみならず又各債權者の中よは無利息なるもあらん又は歩合の同じからざるもあらん左れを到底公平なることを得ざるべし故に破産宣告の日より其財團に對しては如何なる債權にも一切利子を生殖せしむることを止むるなり然れども前に一言せし如く利息の生殖を停止するは財團に對しての效果にして破産者其人に對しては効力を及ぼさず故に破産者は早晚契約若しくは法律上の利息を完済せしにあらざれば權利の恢復を爲し得ざるものとす

第九百九十條 支拂停止後又ハ支拂停止前十日内ニ破産者カ其財産

中ヨリ無償ノ利益ヲ或人ニ與フル權利行爲殊ニ贈與、無償ニテ若シハ不相當ノ報償ヲ以テ義務ヲ負擔スル契約、期限ニ至ラサル債務ノ支拂 期限ニ至リタル債務ノ變休支拂及ヒ從來負擔シタル債務ノ爲メ新ニ供スル擔保ハ財團ニ對シテハ當然無効トス

(解) 本條は破産宣告前に於ける破産者の權利行爲に關する規定なり  
破産宣告前即ち既往に溯りては如何なる效果を生ずるや

問 支拂停止の時期は第九百八十條ニ規定せし第一の要項に依り容易に之を知ることを得べし而して前條までは破産宣告後に生ずる効力を示し本條以下は破産宣告前に生ずる効力を示したるものにして苟くも債權者を害するの所爲たれば債務者に詐欺の意思あると否を問はず總て之を無



効なりとす、第一無償の利益を或人に與ふる權利行為云々とは金錢を受取らずして債權を有せしめ百圓の金高を受取りて千圓の債權を得せしむるが如く若くは代價千圓を以て一万圓の價額を有する物品を賣却するの義務を負ふの類是なり、第二期限に至らざる債務の支拂とは未だ期限の到來せざるは其義務を履行するが如きは一方の債權者に私して衆債權者を害するの所爲たり、第三期限に至りたる債務の變体支拂とは債務の目的物を變更して支拂を爲すを云ふ例之ば金額を以て支拂ふべきに商品をしてし商品をして辨濟すべきに商品にて支拂ふが如きは是なり、第四從來負擔したる債務の爲め新たに供する擔保とは新たに抵當權を設定するが如く是れ亦他の債權者を害するを以てなり以上掲ぐる所の權利行為は總て財團に對して無効ありとす

**第九百九十一條** 前條ニ掲ケタルモノノ外債務者カ支拂停止後破産宣告前ニ財團ノ損害ニ於テ爲シタル總テノ支拂及ヒ權利行為ハ相手方カ支拂停止ヲ知リタルトキニ限り財團ノ計算ノ爲メ之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

然レトモ手形ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ爲替手形ヲ振出シ又ハ振出シタル際支拂停止ヲ知リタル振出人又ハ振出委託人ヨリ又約束手形ニ在テハ裏書讓渡ノ際支拂停止ヲ知リタル第一ノ裏書讓渡人ヨリ其支拂金額ヲ償還スルコトヲ要ス

問答

(解) 本條は債務者の行為に對し異議を述ぶることを得べき場合を示せり如何なる場合に異議を述ぶることを得るや

破産者が爲したる權利行為即ち賣買、交換又は貸借等の法律上に當然に爲し得べき事柄にして之を無効なりとして異議を述ぶるには必ず支拂停止後即ち破産宣告前に溯りたる場合にして且裁判所の判定を受けざるべからず(前條の無効とする場合とは反對なり)而して、第一財團に對して損害を加ふることを、第二相手方が其支拂停止後なることを知りたること己上二箇の條件を具備するにあらざれば無効たらしむることを得ず故に千圓の價格あるものを千圓に賣却したる如き又ハ停止後なることを知らずして破産者より支拂を受くるが如きは無効たらしむることを得ず何となれば當然爲し得らるること、信じたればなり而して無効たるの言渡ありたるときは支拂を受けたる金額若くは物件は其支拂を受けたるものより財團の中に償還せざるを得ざるものなりしも手形に在ては其支拂を受けたるものより其受けたる額を償還するにあらざして一の例外を設けたり即ち爲替手形の振出人又は振出さしむる際支拂停止後あるを知りたる振出人又は委託して振出さしめたるものより又約束手形に在ては讓渡の際振出人の支拂停止後なることを知りたる第一の裏書讓渡人より之を財團中に償還せざるべからざるものとす

**第九百九十二條** 有効ニ取得シタル抵當權其他合式ノ登記ニ因リテ



法律上効力ヲ有ス可キ權利ハ支拂停止後ニ在テハ其取得ノ時ヨリ十五日ヲ過キサルトキニ限り破産宣告ノ日マテ登記ヲ爲スコトヲ得

問 (解) 本條は破産者に對する權利の登記に關する規定なり如何なる權利を登記し得るや

答 假令有効ニ取得したる抵當權なるも權利取得の日より起算して十五日を経過したるとき又未だ十五日を経過せざるも破産宣告のありたる日の後にあるときは有効に登記を爲し得られざるなり何とあれば、第一は他の債權者に損害を與へ、第二は己に裁判所の處分權内に屬する財團なれば取得せしむることを得ざればなり

第九百九十三條 破産宣告ノ時ニ破産者及ヒ其相手方ノ未タ履行セス又ハ履行ヲ終ラサル雙務契約ハ孰レノ方ヨリモ無賠償ニテ其解約ヲ申入ルルコトヲ得  
賃借契約又ハ雇傭契約ニ在テハ解約申入ノ期間ニ付キ協議調ハサルモハ法律上又ハ慣習上ノ豫告期間ヲ遵守ス可シ

問 (解) 本條は破産者に對する雙務契約の解除に關する規定なり如何なる場合に雙務契約を解除し得るや

答 雙務契約は双方共ニ十分の義務を履行せざるを得ざるものあるに一方のもの、既に破産宣告を受けたるときは不充分なる財團の分配を受けざるを得ず故に孰れの方よりも無賠償にて解約を提供することを得然れども賃借契約又は雇傭契約の如き契約の性質上直に解約を申込むこと能はざるものは相當の期間を協議すべく尙し相談の纏まらざるときは法律上又は慣習上の豫告期間を遵守せざるを得ざるものとす

第九百九十四條 契約者ノ一方ノ義務不履行ノ爲メ他ノ一方ニ於テ契約ヲ解除スル權利又ハ既ニ給付シタル物ヲ取戻ス權利ハ財團ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス

問 (解) 本條は財團に對して契約解除權又は物品取戻權を行ふことを得ざる旨を示せり何故に財團に對して解除權又は取戻權を行ふを得ざるや

答 前條に於て無賠償にて解約を申入る、ことを得るは双方即ち破産者及び其相手方の未だ履行せず又は履行を終らざるべきなれども本條は只一方のみの義務不履行の爲め他の一方に於てする解約の場合に係れり即ち或商品を賣却せしに未だ代價の支拂を受けずして已に引渡したる場合



の如きに契約を解除し又は物品を取戻すときは自己のみを利して他の債権者を害するものとなれば財團に對しては之を行ふことを得ざるものとす

第九百九十五條 相殺ノ權利アル債権者ハ期限ニ至ラサル債權又ハ金額未定ノ債權ト雖モ財團ニ對シテ其効力ヲ致サシムルコトヲ得  
債權カ支拂停止後ニ生シ又ハ取得シタルモノナルトキハ支拂停止  
ヲ知リタル場合ニ限り相殺ヲ許サス

(解) 本條は相殺に關する規定なり

問 如何なる場合に相殺を爲し得るや

相殺とは民法財産編第五百二十條に掲ぐる要件即ち、第一に二个の債務が主たること、第二に互に代替することを得べき目的物たること、第三に其債務殊に金額の明確なること、第四に二个の債務共に期限に達し又は條件の到達して互に要求し得べきものなること、第五は法律の規定又は當事者の明示若くは黙示の意思を以て其相殺を禁せざること以上五个の條件を具備するときは債権者と破産者との間に在ては法律上の相殺は當然行はるゝものとす然れども本條は期限に至らざる債權又は金額未定の債權と雖も任意上の相殺(民法財産編第五百二十一條)又は裁判上の相殺(民法財産編第五百三十二條)を申立て財團に對して其効力を致さしむることを得然

れども其債權が支拂停止後に生じ又は支拂停止後に取得したるものなるときは支拂停止の状況に至りたることを知了したる場合に限り相殺を許さるなり何とされれば義務なきに義務ありと假裝し詐欺の所爲を以て財團を減少するの恐れあればあり

第九百九十六條 債務者カ債権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ爲シタル權利行爲ハ相手方カ情ヲ知リタルトキニ限り其日附ノ如何ヲ問ハス之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

(解) 本條は債権者の行爲に對し異議を述ぶることを得べき場合を示したり

問 如何なる場合に債権者は異議を述ぶることを得るや

債権者の權利行爲に對し異議を述ぶるには左の三個の條件を要す、第一債務者に惡意あること、第二損害の現に生ぜしこと、第三相方が其情を知りたることを已上三個の條件を具備するときハ支拂停止の十日前たると否と又は有價なると否とを問ふことなし異議を述ぶることを何となれば債権者を害せんとするの目的に出でたるものなれば一の詐欺たるを免がれざればなり

### 第三章 別除權

(解) 別除權とは破産者の全財團中より債権者が得たる擔保物を取除き其賣拂代金を以て他の債権者より先ち自己の受くべき辨償を得んと請求するの權利を云ふ



第九百九十七條 債務者ノ動産又ハ不動産ニ對シテ抵當權、質權其他ノ優先權ヲ有スル債權者ハ財團ヨリ先ツ辨償ヲ受ケタルニ非サレハ其擔保物ノ賣拂代金ヨリ費用利息及ヒ元金ノ支拂ヲ受クル爲メ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得若シ其賣拂代金ノ剩餘アルトキハ買主之ヲ財團ニ拂込ム可シ

問 如何なる場合に別除權を主張し得るや

答 債務者の動産不動産に對して抵當權、質權、留置權等の優先權を有する債權者は財團より先づ自己が債權に充つるの辨償を受けたるにあらざれば自己が債權に供したる擔保物を賣却し其代價の内より、第一費用、第二利息(破産宣告前と否とを問はず其間に生殖したる利子)第三元金の支拂を受くる爲め別除の辨償を請求することを得而して右の支拂を受くるの順序は頗ぶる重要なものなりとす何となれば先き元金を扣除せば若し利息の不足することあるも之を請求することを得ず何となれば第九百八十九條に擔保物の賣拂代金に滿つるまでを限として利息を生ずることを得とあればなり而して債務を完済し猶ほ剩餘ありたるときは勿論財團中に拂込まざるを得ず其拂込を爲すに買主の負ふべき義務なれば若し之を債權者に交付し債權者より財團に拂

込めたるときは格別備し拂込みを怠たらしときは買主は再び之を支拂はざるを得ざるものとす

第九百九十八條 優先權及ヒ其順序ハ民法及ヒ特別ノ法律ニ依リテ定マル

(解) 本條は優先權を有する債權及び其優先權を行ふの次序は破産法の規定すべき所にあらざれば民法及び特別の法律に依りて之を定むる旨を示せり特別の法律は例之は未納稅者に係る政府の優先權を定むる規則又は本法第八百四十九條の規定の如き是なり

第九百九十九條 優先權ヲ有スル者其擔保物ノ賣拂代金ヨリ完全ナル辨償ヲ受ケサルトキハ其未済ノ債權ハ他ノ債權者ト平等ナル割合ヲ以テ財團ニ對シテ之ヲ主張スルコトヲ得

問 (解) 本條は優先權者が完済を受けざる時の權利を示したるものなり

優先權者が優先權を有する物件の賣却代價にて未だ債權の完済を受けざるときは如何

優先權者も亦財團の分配を受くることを得るものなり故に若し擔保物の賣却代價にて完全なる辨償を受け得ざるときは其未済の債權は普通の債權者と均しき割合を以て辨済を受くることを得べきなり

第一千條 債務者カ其支拂停止後ニ遺産ヲ取得シタルトキハ遺産債權



者及ヒ受遺者ハ遺産トシテ仍ホ現存スル遺産物ヨリ又ハ未タ債務者ニ支拂ハレサル遺産ニ屬スル金錢ヨリ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

(解) 本條は遺產債權者又は受遺者が有する別除權を示したるものあり遺產とは死者の遺留財產を云ふ

問

如何なる物件に對して遺產債權者又は受遺者は別除權を行ふを得るや

答

債權者(破産者)が其支拂停止後に於て相續又は遺囑に由り死者の財産を取扱したるときは遺產債權者(死者の債權者)及び死者の財産を受くべき者即ち受遺者は財産として破産者の手小現存する破産物より又は未だ破産者ニ支拂はれずして死者の許ニ現存する財産ニ屬する金錢より何れにて別除の辨償を請求することを得るものとす而して普通の場合ニ在ては財團の分配を受くべきものなれども元來死者ニ對して有する權利を實行するに外ならざればなり

第一千條 破産者ノ財産ニシテ民事訴訟法ニ從ヒ強制執行ノ爲メ差押フルコトヲ得サルモノハ之ヲ財團ニ加フルコトヲ得ス但債權者

ニ優先權ノ屬スルモノニ付テハ第九百九十七條ノ規定ニ從フ

(解) 本條は財團に加ふべからざる性質を有する物件を示したり

問

如何なる物件を財團に加ふべからざるとするや

答

破産者の所有財産あるも民事訴訟法に從ヒ強制執行の爲め差押へ得ざるもの即ち同法第五百七十條に列記せし衣服、寢具、家具及び厨具又は債權者及び其家族に必要な一个月間の食料及び薪炭の類は之を財團に加ふることを得ず但債權者が是等の物件を抵當ニ若くは質に取りたるときは第九百九十七條の規定に從ひ其物件を賣却して第一に費用、第二に利息、第三に元金を引去ることを得べきものとす

### 第四章 保全處分

(解) 破産者は破産宣告を受くると同時に自己の財産を雖も占有、管理又は處分を爲すの權利を失ふものなれば如何なる行も爲悉く無効ニ屬し毫も債權者を害することを得ず果して然らば特に保全處分の規定を要せずとの論者もありつるならんが然し此は是れ卓上の空論なれば固より齒牙に掛くるに足らず故に破産者又は其他の人の爲すことのあるべき所爲(逃走又は隠匿)を防遏せんが爲め時に本章の規定を要せしものなり

第十二條 裁判所ハ破産宣告ト同時ニ債務者ノ動産ノ封印及ヒ債務者ノ即時拘留若クハ監守ヲ命ス

右處分ハ破産宣告前ト雖モ若シ債務者カ逃走シ若クハ逃走セント



シ又ハ其財産ヲ隠匿スルトキハ其地警察官廳ニ於テ債權者ノ申立  
ニ因リテ之ヲ爲スコトヲ得

商事會社ニ在テハ連帶無限ノ責任ヲ負ヘル総社員ノ身體及ヒ財産  
ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

(解) 本條は保全處分の方法に關する規定なり

問 保全處分は如何なる方法よ之を爲すべきや

答 破産者は破産宣告を受けると同時に破産を處分するの權利を失ひ如何なる權利行爲も法律上其効力なきものとす去れども法律上の効力なればとて之を放任することを得ず何とされば實際に在ては往々財産を隠匿し債權者を害するの行爲あるを以て一面は債權者を保護し一面は破産者が刑事に觸るゝことなからしめん爲め裁判所は債權者の動産の封印を爲し又は債權者を即時勾留し若くは監守を命ず然れども右の處分を宣告の後に行ふもの、みとせば或は其れ機を失ふ場合をせしめず故に宣告前と雖も逃走又は隠匿の虞あるときは其地の警察官廳をして右の處分を行はしむることを得るものとす但債權者の申立に因るべし又商事會社も一己人と同しく營業するものあれば右の處分を行ふことを得るものなり而して連帶無限の責任を負ふものとは即ち合名會社の總社員、合資會社の無限責任社員を云ふ

第一千三條 債務者カ第九百七十九條ノ規定ヲ踐行シ且別ニ勾留又ハ

監守ヲ受クヘキ事由ナキトキハ其勾留又ハ監守ヲ實施セサルコト

ヲ得然レトモ後日職權ヲ以テ之ヲ實施スルコトヲ妨ケス

債務者ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其住地ヲ離ルルコトヲ

得ス又裁判所ハ何時ニテモ債務者ノ引致ヲ命スルコトヲ得

(解) 本條は勾留若くは監守を實施せざる場合を示したり

問 如何なる場合に於て勾留若くは監守を實施せざりしや

答 財務者(破産者)が第九百七十九條に規定せる届出を爲したるときは逃走又は隠匿の虞なき者に限り勾留又は監守を實施せざることをあるべし何となれば商業上大失敗を被ふり己を得ず支拂を停止するものと又は詐欺の爲め故さらば財産處分を受くるものとは同一の處分を受くべきにあらざればかり然れども後日裁判所の職權を以て右の處分を實施せらるゝことあるべし右は畢竟一時其處分を爲さざるまでなり又は破産は明りに住地を離るゝことを云ふ何となれば自然財産を隠匿し若くは消費するに容易なるか故なり又債權者が逃走の虞あれば裁判所は何時にても引致せしむることを得

第一千四條 勾留若クハ監守ノ事由最早存セサルトキハ裁判所ハ其決



定テ以テ債務者ヲ釋放ス可シ然レトモ債務者ヲシテ裁判所又ハ管財人ノ呼出ニ應シ何時ニテモ出頭ス可キ爲メノ擔保ヲ供スル義務ヲ負ハシムルコトヲ得

取上ケタル擔保ハ之ヲ財團ニ歸セシム

(解) 本條は勾留又は監守を解くことに關する規定あり

問 如何なる場合又は如何なる方法にて破産者を釋放すべきや

答 一時勾留又は監守を實施したるも最早其必要の存せざる場合ニ在ては債務者を釋放すべく然れども保證金を差出さしむるか又は保證人を立てしめ以て裁判所又は管財人の呼出に應じて出頭すべき義務を負はしむ若し故なく出頭せざるときは其擔保に供したる金員を財團中に編入せしむるなり

第一千五條 管財人カ債務者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之ヲ占有シタルトキハ直ニ其封印ヲ解ク可シ

第一千一條ニ依リ財團ニ加フルコトヲ得サル物及ヒ財團ノ爲メニスル即時ノ換價又ハ繼續利用ヲ封印ノ爲メ妨ケラルル物ニハ封印ヲ爲ササルコトヲ得此等ノ物ハ直ニ其財産目録ニ載セ管財人之ヲ占有スルコトヲ要ス

債務者ノ商業帳簿ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ且其帳簿ノ現状ハ破産主任官之ヲ認證ス

特ニ高價ナル物ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ又ハ一時之ヲ裁判所ニ引取ルコトヲ得

(解) 本條は封印を解き又は封印を爲さざる物件を示したり

問 如何なる場合に封印を解き又は封印を爲さざるべきや

答 既に財産目録に登載せし時は最早封印するの必要なければ直に之を解くべし又財團に加ふべからざる寝具、家具の類又は即時ニ賣却せざれば腐敗若くは下落の見込あるもの又は營業を繼續せしむるに必用なる物件は封印を施さず直ニ財産目録に登載し管財人之を占有せざるべからず而して商業帳簿は管財人に交付すべく其現狀即ち帳簿の枚數、毀損の有無、及び記事終結の箇處、又は種類等は破産主任官之を認證す特に高價ある物件は一層危險の虞あるを免がれざれば即時管財人に交付するか又は一時裁判所に引取ることを得るものとす

第一千六條 破産者ニ對シテ債務ヲ負ヒ又ハ財團ニ屬スル物ヲ占有スル者ハ其支拂又ハ交付ヲ管財人ニノミ爲ス可キコトヲ拂渡差押ノ



命令ヲ以テ催告セラレタルモノトス

別除權ヲ行ハント欲スル者ハ其旨ヲ管財人ニ申出ツ可シ若シ管財人ヨリ其物ノ評價ヲ爲サンコトヲ求ムルトキハ之ヲ承諾スルコトヲ要ス

債務者ニ宛テタル電信、書狀其他ノ送達物ハ之ヲ管財人ニ交付ス可シ其管財人ハ開封ノ權ヲ有ス然レトモ其旨趣カ財團ニ關係ナキトキハ管財人ヨリ債務者ニ引渡スコトヲ要ス

破産裁判所ハ此カ爲メ郵便局、電信局其他ノ運送取扱所ニ必要ナル命令ヲ發ス可シ

(解) 本條は保全處分に關する規定あり

問 本條中保全處分に關し如何なる規定を認むるや

答 破産者に對して債務を負ひたるか又は財團に屬する物件を賃借したるか若くは寄託を受けたるものは債務を支拂ひ又は占有物件を交付するは破産者に對して之を爲すことを得ず必らず管財人に對して之を爲すべし何とされば拂渡差押の命令を以て封印に代へ而して支拂又は引渡すべき物件を差押ふるの命令を以て催告せられたるものかれを債務者は直小債務を支拂ひ又は占有

物を交付せざるべからず又別除權を行はんとするものは管財人に其旨を申出づべし管財人より若し別除權に供したる物件を評價せんと求めらるゝときは承諾せざるを得ず何とされば其債務を完済して猶ほ餘贏ある時は之を財團に編入せざるを得ざればあり而して管財人は債務者に宛てたる諸信書を開封するの權利を有す是れ犯罪の所爲あるや否を知悉せんが爲めなり又裁判所は郵便局又は電信局其他の運送取扱所に破産者よりの發信を差留むるの命令を發すべきなり

### 第七條 破産主任官ハ破産者及び其家族ニ財團ヨリ給養ノ扶助料

ヲ與フルコトヲ得

(解) 本條は破産者及び其家族に必要な給養費を與ふることを示せしものにして別に説明の要なし然れども一言すべきは保全處分中に此の如き規定を看るは休職を失するの嫌あしと雖も是れ亦債權者の權利を制限するに必要あるものなれば立法官は特に此に掲げしものあるか

### 第五章 財團ノ管理及ヒ換價

(解) 破産宣告の重要な効果として破産者の權利行爲を無効と爲したる以上は之に代つて財團を管理するものなかるべからず是れ管財人の必要なる所以あり而して管財人の之を管理するは衆債權者に平等の割合を以て分配せんが爲めなり左れば一物件を以て數債主に分配する



ことを得ず必らず其物件を金銭に交換して其分配を為さざるべからず是れ特に管理と換價とに關する規定ある所以なりとす

第一千八條 各裁判所管轄區ニハ職務上義務ヲ負フ可キ破産管財人ノ名簿ヲ備置キ破産裁判所ハ各箇ノ場合ニ於テ其名簿中ヨリ管財人ヲ選定ス

(解) 本條は管財人の撰定に關する規定にして破産管財人の名簿中に就き管財人を選定するものたり而して管財人は債權者の代人にあらずして裁判所の代人たりとす何となれば債權者の撰定するものゝあらざればなり

第一千九條 管財人ノ勤勞ニ對スル報酬ハ財團ヨリ第一ニ之ヲ支拂ヒ其額ハ破産裁判所之ヲ定ム

(解) 本條は管財人の報酬に關する規定なり

問 管財人の報酬は如何にして之を與ふべきや  
答 管財人は衆債權者の爲め財團を管理せしめたるものなれば破産處分に係る費用の一部分として第一ニ之を支拂はざるべからず決して他の債權者と均しく財團の分配を與ふべきにあらず而して其額は破産裁判所之を定むるなり

第一千十條 裁判所ハ何時ニテモ管財人ヲ易ヘ又ハ他ノ管財人ヲ加フルコトヲ得

(解) 本條は管財人の變更に關する規定にして管財人の若し不適當なるときは破産主任官は勿論債權者又は破産者の申立に依り之を變更し又は増員することを得るものとす

第一千十一條 管財人ハ其行爲ニ付テハ代理人ト同一ノ責任ヲ負フ若シ管財人二人以上アルトキハ共同ニ非サレハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス但破産主任官カ或ル行爲ニ付キ各箇ニ特別ノ委任ヲ與ヘタルトキハ此限ニ在ラス

(解) 本條は管財人の責務を示したるものなり

問 管財人は如何なる責務を負ふべきや  
答 管財人は破産裁判所の代理人たる資格を有するものなれば其行爲に付ては總て代理の原則に據らざるべからず故に管財人は破産終局の後總ての計算報告を爲し又は過失あれば其責に任せざるべからず又二人以上の管財人あるときは共同にて一事を處理せざるべからず但各个别々に委任したる行爲に付ては此限にあらざるなり

第一千十二條 管財人ハ破産宣告後即時ニ財團ヲ占有シ且其管理及ヒ



換價ニ著手スルゴトヲ要ス

管財人ハ其執務ノ爲メ破産者ノ補助ヲ求ムルコトヲ得破産主任官  
ハ此カ爲メ破産者ニ報酬ヲ與フルコトヲ得

(解) 本條は管財人が財團を取扱へべき方法を示せり

問 管財人の職務は如何

答 管財人は破産宣告ありたるときは即時に財團を隠匿せざらしむる爲め封印を施さざるべからず又執務上の便利を謀らんが爲め補助を破産者に求むることを得此場合に於ては相當の報酬を與へざるべからず

第一千十三條 管財人ハ破産主任官ノ監督ヲ受ケ且其指揮ニ從フ義務  
アリ若シ管財人ノ行爲又ハ決斷ニ對シテ異議ヲ述フル者アルトキ  
ハ破産主任官命令ヲ以テ之ヲ決ス此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ  
即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(解) 本條は管財人の義務を示したるものなり

問 管財人は如何なる義務を負ふべきや

答 管財人は裁判所の代表者にして破産主任官の監督を受け且其指揮に従はざるべからざるものとす故に若し管理事件の其當を失し債権者を害し若くは破産者ヲ私するの所爲あるべからず若し其義務を闕きたる時は關係者は異議を申立つることを得此場合に於て破産主任官は命令を以て之を決定す若し不服あるときは即時抗告を爲すべきなり

第一千十四條 財産目録ハ裁判所職員又ハ其地警察官吏ノ立會ヲ以テ

管財人之ヲ作り若シ必要アルトキハ破産者ヲ立會ハシム

破産者ニ屬スル總テノ財産ハ財團ニ組入ル可カラサルモノト雖モ

其價額ヲ明示シテ之ヲ財産目録ニ記入スルコトヲ要ス必要ナル場

合ニ在テハ其價額ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシム

財産目録及之ニ關スル調書ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展閱ニ供ス

ル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

檢事ハ其見込ニ因リ職權ヲ以テ財産目録ノ作成ニ立會フコトヲ得

(解) 本條は財産目録の調製に關する規定なり財産目録は財團の現額を調査するに最も必要の

ものあれば充分綿密に且完全に之を調製せざるべからず故に管財人が之を調製するに方り破産主任官、書記又は警察官吏の立會を要し又は錯雜して取調上困難なるときは破産者を立



會はしめ之が辨解を要することあり又は公益を維持するが爲めに職權を以て檢事の立會を爲すこともあるべし

第一千十五條 破産者ニ屬セサル財産ヲ財團ヨリ取戻スコトニ係ル争訟ハ破産裁判所之ヲ裁判シ不動産ニ付テハ其所在地ヲ管轄スル裁判所之ヲ裁判ス

(解) 本條は破産者ニ屬セざる財産を財團より取戻すことに付き争訟の起りたるときの裁判所轄を示したるものにして別ニ説明を要せず

第一千十六條 管財人ハ破産主任官ノ定メタル三十日以内ノ期間ニ破産者ヨリ差出シタル届書及ヒ貸借對照表ヲ調査シ若シ破産者ヨリ之ヲ差出ササルトキハ自ラ貸借對照表ヲ作り且其報告書ニ貸借對照表ヲ添ヘテ破産主任官ニ提出ス可シ  
報告書及ヒ貸借對照表ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ  
報告書及ヒ貸借對照表ハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要ス

(解) 本條は貸借對照表及び報告書に關する規定にして報告書には破産に至りたる原因即ち商業上大失敗を被ふりたるか又は財産の濫費に出でたるか又は其情況即ち刑法を犯したるの所爲をあらざるか惘然の事實に出でたるかを示さざるべからず其他別に説明を要することなし

第一千十七條 貸方ノ借方ニ超ユルコト判然ナルトキ又ハ協諧契約ノ豫期セララルル間ハ裁判所ハ破産主任者ノ申立ニ因リ且管財人ノ意見ヲ聽キタル後管財人ヲシテ破産者ノ營業ヲ續行セシムル決定ヲ爲スコトヲ得  
管財人營業ヲ續行スル場合ニ在テ財團ニ屬スル物ヲ通常ノ營業外ニテ賣却セントスルニハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ且豫メ破産者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

問 (解) 本條は破産者の營業を續行することを得べき場合を示したり  
如何なる場合ニ破産者は營業を續行し得るや

答 營業を續行することを得るの場合は、第一貸方(權利ニ屬する分)の借方(義務に屬する分)に超過したることの判然なるとき、第二第一千三十八條第一千三十九條及び第一千四十一條の事情なくして協諧契約(民法上の和解契約も全じ)の豫期せらる、間是れを以て以上二箇の場合に在ては破産



主任官の申立に因り且管財人の意見を聽きたる後裁判所は管財人をして破産者の營業を續行せしむるの決定を與ふることあり而して斯くの若き處分を爲すは破産宣告の効果に反することの著しきものあるが故裁判所の決定に出づるものとす然れども破産者は其財産權の行用を失ひたるものあれば管財人をして續行せしむること當然たるべし右營業を續行するは管に債權者の利益あるのみならず破産者に於ても營業の運命を後來に維持するに必要あるべし而して管財人は營業上の必要ある場合には財團の物品を賣却し得ること自由ありしも其營業以外の目的にて賣却せんとするには必らず破産主任官の認可を受け且豫じめ破産者の意見を聽かざるべからざるべしとされ管財人は其營業を再び破産者へ還付せざるべからざるべしとの向來にあるべしなり

第一千八百條 不動産ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ競賣スルコトヲ要ス

動産ハ競賣スルヲ通例トスト雖モ破産主任官ノ認可ヲ受クルトキハ相對ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

競賣ノ手續ハ總テ民事訴訟法ノ規定ニ依ル

(解) 本條は管財人が財團の賣却に關する規定なり管財人は債權者を保護するの責務を負ふものあれば財團を賣拂ふにも可成至高の代價を賣拂はざるべからず左れば之を競賣に付し可成

至高の代價に達せしむべきなり而して其方法たる民事訴訟法の規定に依るべきなり

第一千九條 管財人ハ財團ニ屬スル破産者ノ貸方ヲ取立テ及ヒ破産者ノ權利ヲ債務者其他ノ人ニ對シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス管財人ハ左ニ掲クル行爲ニシテ百圓以上ノ額ニ係ルモノニ付テハ破産者ノ意見ヲ聽キ且破産主任官ノ認可ヲ受ク可シ

- 第一 訴訟ヲ爲スコト
- 第二 和解契約又ハ仲裁契約ヲ取結フコト
- 第三 質物ヲ受戻スコト
- 第四 債權ヲ轉付スルコト
- 第五 相續又ハ財贈ヲ拒絶スルコト
- 第六 消費借ヲ爲スコト
- 第七 不動産ヲ買入ルルコト
- 第八 權利ヲ拋棄スルコト
- 第九 總テ財團ニ新ナル義務ヲ負ハシムルコト



(解) 本條は管財人が権限を示したるものあり

問 管財人は如何なる行為をなし得べきや

答 管財人は財團に属する債権われを其取立を爲し又破産者の債務者其他の人に對して破産者の債権を主張し且保全せざるべからず例之は擔保を要求し時効を罹るを防ぐの類而して第一乃至第九に列記せし行為にして金高百圓以上のものなるときは自己の専斷に任ずることを得ず必らず破産者の意見を聞き且破産主任官の認可を受くべし訴訟とは権利の得喪に關する最も重要なものあり和解契約とは當事者双方の讓合にて紛争を調停し又は紛争の生ずることあるべきを豫防するの契約たり仲裁契約とは一名又は數名の仲裁人をして双方の紛争を判斷せしむる契約あり相殺又は遺贈を拒絶すとは死者の負債が其破産高に超過したるときは之を拒みて利益なるものに反するときは不利益たればなり拋棄とは既得の物權又は人權を拋棄すること新なる義務とは其財團を對して新たに抵當權又は質權を設定するの類是なり右の外別に説明を要することなし

第千二十條 財團ニ收入スル金錢ハ破産主任者ノ定ム可キ常用支出額ノ外遅延ナク之ヲ供託所ニ寄託スルコトヲ要ス其金錢ハ破産主任官ノ支拂命令ニ依ルニ非ツレハ支出スルコトヲ得ス

(解) 本條は財團に加ふべき金錢の處置に關する規定なり財團に收入すべき金錢は管財人が破産處分に關して常に要すべき費用の外は他より領收をなし次第遅延なく供託所に寄託すべし何となれば通貨は他の物品と異なりて一層の危険あればあり

第千二十一條 管財人ハ其管財中破産者ニ罰セラルヘキ行為アルヲ知リタルトキハ之ヲ破産主任者ニ届出ツル義務アリ破産主任官其届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ檢事ニ通知ス

(解) 本條は管財人の一の義務と示したるものなり管財人は破産者が刑事上の處分を受くべき行為のありしときは一の義務として破産主任官に届出づべし其届出を受けたる破産主任官は之を檢事に通知す何とされば檢事は公訴權を實行するものなればあり

第千二十二條 破産主任官ハ破産ノ原由、事情、貸方借方並ニ其對照表其他管理及ヒ破産手續ニ關スル事項ニ付キ破産者、其商業使用人、雇人其他ノ人ヲ何時ニテモ訊問スルコトヲ得

(解) 本條は破産主任官の職權を示したるものなり破産主任官は犯罪の有無を審査する爲め使用人等に訊問することを得るものとす

### 第六章 債權者



(解) 本章は揚ぐる債権者は破産者に対して債権を有するもの、みなり債権者とは特定の人、  
對して物の供給、事の履行を請求し得る所の人権を有するものにして一に之を信用者と云ふ  
即ち信用を負債主に措き金品を貸與するもの是なり

### 第一節 債権ノ届出及ヒ確定

(解) 破産宣告のありたると同時に管財人は破産者に代つて其財産を占有管理若くは處分する  
ことを得以て財團分配の準備を爲すべかりしも債権者の届出なければ幾許の債主又は幾許の  
債権額ありしかを詳らかにすること能はざるのみならず更に配當額の率を算出することを得  
ず彼の破産者より提出する所の貸借對照表の如きは未だ充分の信を措くも足らず何となれば  
商業帳簿上より拔載するものあれば或は誤つて脱漏することあり又惡意ある破産者は或は  
詐つて記載せざることもあり假令此の如きことなしと雖も破産者の己は逃走したるが如き場合  
に在ては債権者の幾許あるや債権額の幾許あるやを知得するに由なし且又債権の有無數量の  
多寡も付き争論の生ずることもあるべし此場合よ於て是れが確定したる上にあらざれば財團  
の分配に着手することを得ず是れ其の届出と確定とに關する別段の規定ある所以あり

第一千二十三條 破産者ノ總債権者ハ破産決定ノ公告ニ因リ債権届出  
ノ期間ニ其債権ヲ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告ヲ受ケタルモ

ノトス其届出ニハ各債権ノ合法ノ原因及ヒ請求金額若シ優先權ア  
ルモノハ其權利ヲ明記シ且證據書類又ハ其謄本ヲ添フ可シ  
他所ニ任スル債権者ハ裁判所所在地ニ代人ヲ置ク可シ  
債権及ヒ代人任置ノ届出ハ書面ヲ以テ又ハ調書ニ筆記セシメテ之  
ヲ爲スコトヲ得書面ヲ以テスル場合ニ在テハ二通ヲ差出スコトヲ  
要ス

所在ノ知レタル債権者ハ右ノ外特ニ裁判所ヨリ書面ヲ以テ其債権  
届出ノ催告ヲ受ク然レトモ其書面カ債権者ニ達セサルモ此カ爲メ  
損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

(解) 本條は債権の届出に關する規定あり債権届出の期間とは第九百八十條第五の規定に從ひ  
短くも三箇月長くも六箇月の期間に其債権を破産主任官に届出づべき旨の催告を受けたるも  
のどす合法の原因とは其債権の原因たる賣掛金とか又は貸與金とか適法の原因あるを云ふ

問 債権届出の手續は如何

答 破産者の總債権者は其債権の商事上たると民事上たるとを問はず破産決定の公告に因り債権届



の期間に其の債權を破産主任官に届出づべき旨の催告を受けたるものとす而して其届出又は各債權の合法の原因及び請求金高若し質權等の優先權を有するものは其權利を明細に記載し且證據書類又は其謄本を添ふべきものとす又た他の地方に住する債權者は書類の送達等の便利を謀らんが爲め破産裁判所々存地に代人を置くべきものとす又債權及び代人を任置したる旨の届出は口頭を以て届出づるを許さず何となれば後日の誤謬を防がんが爲めなり又特別の通知を受けざるも普通此公告を爲したる上は之が爲めに賠償を許すべきにあらざるあり

第一千二十四條

届出ハ之ヲ受取りタルトキ直チニ順次番號ヲ付シテ二箇ノ表ニ記載スヘシ其一ニハ優先權アル債權ヲ掲ケ他ノ一ニハ通常ノ債權ヲ掲ケ此債權者ハ公衆ノ展閱ニ供スルタメ裁判所ニ之ヲ備フ

管財人ハ其使用ノ爲メ届出書及ヒ債權者ノ謄本ヲ受領ス

(解)

本條は債權者の調製に關する規定なり權債表に二種あり一は優先權者のみにして一は通常の債權者のみあり是れ後日債權を調査するに最も必要のものとす其他別に説明を要せず

第一千二十五條

調査會ハ管財人及ヒ成ル可ク破産者ノ面前ニ於テ破産主任官之ヲ開キ且其調書ヲ作ル可シ債權者ハ自身又ハ代理人ヲ

以テ此會ニ参加スルコトヲ得

破産主任官ハ債權者ニ取引帳簿若クハ其抜書ノ提出ヲ命スルコトヲ得調査ノ結果ハ債權者及ヒ提出シタル債務證書ニ附記シ且各債權者又ハ其代理人ニ告知スルコトヲ要ス

調査會ハ届出期間ノ滿了後十日乃至十五日間ニ之ヲ開クヲ通例トス

届出期間ノ滿了ニ届出テタル債權ハ調査會ニ於テ之ヲ調査スルコトヲ得然レトモ其調査ヲ爲スコトニ付キ異議ノ申立アリタルトキ

又ハ調査會ノ終リタル後債權ヲ届出テタルトキハ其債權者ノ費用ヲ以テ新ナル調査會ヲ開ク

(解) 本條は調査會に關する規定なり

問 調査會に關しては如何なる規定を認むるや

答 調査會を破産者の面前に於てするは其私なきを明らかにするのみならず實際の状況を詳らかにらしむる爲め又債權者の参加することを得るは債權高に依り自然配分高に等差を設くるが爲め



なり而して調査會の終りたる後債權を届出でたるも上訴期限又は時効期間を経過する場合の如く爲めに請求權を失ふものにあらざれば裁判所は之を受理し調査を行ふべし然れども新たに調査會を開く費用は負擔せざるを得ず何となれば其債權者一己の爲め開きたるものあればあり

第一千二十六條 債權ノ確定ハ承認又ハ裁判所ノ判決ヲ以テ之ヲ爲ス

調査會ニ於テ管財人ヨリモ又債權ノ確定シ若クハ貸借對照表ニ掲ケタル債權者ヨリモ異議ヲ申立テサルトキハ債權ハ承認ヲ得タルモノトス

管財人ノ債權ニ係ル承認又ハ異議ハ破産主任官其管財人ニ代リテ之ヲ爲ス

(解) 本條は債權の確定に關する規定あり

債權は如何なる場合ニ確定するや

問 債權の果して財團の分配を受くべきものなるや否は左の二個の方法に據り確定するものとす、

第一管財人又は債權者の承認、第二裁判所の判決是なり管財人は破産者に代つて財産を管理するものあれば若し債權の已に消滅したるか又は或立せざるときは異議を申立てざるべからず又破産者よりも異議すべき事情の存するものは管財人ハ陳告し管財人より異議を申立つるものとす

又他の債權者の承認を得たるか又は判決に由りて確定したる債權を有する者は他の債權者の債權を承認すると否とは財團が分配高を増減するを以て是れ亦異議を申立つることを得るものとす又債權者として貸借對照表に掲げられたるものも亦然り要するは是等の債權者にして別段の異議を申立てざるときは殊更に承認の明言なきも承認したるものと看做すべきは勿論たり又管財人が自己の債權を承認し又は異議を申立つることを得ざるを以て管財人を監督するの權利を有する破産主任官代つて之を承認し又は異議するものとす

第一千二十七條 異議ヲ受ケタル各債權ハ若シ其債權者之ヲ取消ササ

ルトキハ破産裁判所公庭ニ於テ破産主任官ノ演述ヲ聽キ成ル可ク合併シテ其判決ヲ爲ス可シ其辯論及ヒ判決ハ原告、被告ノ出頭セサルトキト雖モ之ヲ爲ス但此判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

(解) 本條は異議ある債權の判決方法を示したるものなり

問 如何なる方法にて異議ある債權を判決するや

答 他の債權者又は債務者(破産者)及び管財人より異議を申立て其債權者の對抗するときには孰れが信なるやを判決せざるを得ず其判決の方法たる破産裁判所公庭に於て破産主任官の演述する所



を以て判決の材料とし必ずしも双方の辨論を要せず是 畢竟便宜を主としたるものあり而して  
原告の出頭せざるも 闕席の儘にて之を判決す但其判決に對しては故障を許さざるなり

第一千二十八條 判決ハ成ル可ク債權者集會前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

若シ之ヲ爲スコト能ハス又ハ判決ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキハ  
裁判所ハ異議ヲ受ケタル債權者ノ右集會ニ加ハルコトヲ許ス可キ  
ヤ否ヤ又幾許ノ金額ニ付キ加ハルコトヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス  
債權者ノ優先權ノミカ異議ヲ受ケタルトキハ其債權者ハ通常ノ債  
權者トシテ右集會ニ加ハルコトヲ得

(解) 本條は異議ある債權の判決を爲すべき時期を示したるものなり

問 如何なる時期に於て異議を受けたる債權に對して判決を爲すべきや

答 異議ある債權の判決を爲すは成るべく債權者集會の前に於て之を爲さざるべからず何となれば  
異議を受けたる債權者をして其集會に参加せしめんか爲めなり若し其判決なく異議を受けたる  
ま、集會に参加することを得せしめんか或は債務者即ち破産者の一債務者に通謀して故さらに  
詐欺の債權を届出でさせ以て他の正當なる債權者を害することおしとせず若し異議ある債權の  
果して正真なるものとせんか債權者集會に参加し決議の數に加はらざらしむるは其當を得ざる

ものとす故に其判決は成るべく集會の前に之を爲すこと、せり然れども若し集會前に之を爲す  
ことを得ざるか又は前條の場合に於て控訴を爲したるときは債權者をして右集會に参加せしむ  
べきや否や又は幾許の金額に付き(金額に付き疑ふべきも一部分に付ては信ずべきものもあり)  
参加せしむべきや否やを決定するものとす又抵當物若くは質權の如き優先權のみを對して異議を  
受けたるときは其債權者は通常の債權者として右集會に参加することを待るなり

第一千二十九條 債權ヲ正當時期ニ届出テス又ハ債權ノ確定セサル債

權者ハ以後ノ確定ニ因リテ爲スコキ財團ノ配當ニノミ加ハルコト  
ヲ得然レトモ異議ヲ受ケテ訴訟中ニ在ル債權及ヒ届出竝ニ調査ノ  
爲メ別段ノ期間ヲ定メラレタル在外國債權者ノ債權ニ付テハ以前  
ノ配當ニ於テ其債權ニ歸スル前ヨリ留存ス

(解) 本條は期限内に届出せず又は異議の確定せざる債權に關する規定なり

問 正當期限内に届出でざる債權者は請求權を失ふや又異議の確定せざる債權に對しては配當額の  
留存すべきや

答 正當期限即ち三ヶ月より六ヶ月までの期間に届出でざるも決して失權するものにあらざるなり  
れば此期限たる時効期限若くは上訴期限の如き權利の消長に關するものにあらざるなり(然れど



も多少の不利益は免がれず) 故に後れて届出づるも裁判所は之を受理して財團の配當に加ふべし又は債權の未だ確定せざるもの(異議を受けたる債權)は後日確定して真正の債權となりたるに於ては財團の配當を受くること當然たり(但届出及び確定を既往に溯らしむることを得ず)然れども異議を受けて猶ほ訴訟中に在る債權及び届出並に債權調査の爲め別段の期間を定められたる在外國債權者の如きにして異議を受けたるが爲め又届出を後れたればとて正眞なる債權なるも拘はらず爲めに損害を蒙らしむべきにあらざれば以前に確定せし財團の配當額を留存し置くものとす

### 第二節 特種ノ債權者

(解) 特種の債權者とは一般の法則に據るべからざるものと假令一般の法則に據るべきも稍其適用の變例なるものと云ふ其詳細なること各本條に就て看るべきなり

第一千三十條 主タル債務者ノ破産ニ於テ届出テタル債權ハ協諧契約ノ場合ト雖モ保證人其他ノ共同義務者ニ對シ其全額ニ付キ之ヲ主張スルコトヲ得又保證人又ハ共同義務又ハ主タル債務者ノ破産ニ於テ其償還請求ヲ届出ツルコトヲ得然レトモ主タル債務者ノ爲メニスル協諧契約ノ効果ニ從フ

(解) 本條は主たる債務者保證人及び共同義務者と債權者との關係を示したるものなり 債權者と主たる債務者保證人及び共同義務者との關係は如何

問 主たる債務者の破産宣告を受けたるは因り裁判所に届出でたる債權者は主たる債務者より提供したる協諧契約を容れ五割又は七割の債務を免除したりし場合と雖も通常任意の免除と異なりて己むを得ざるの處置に出でたるものなるのみならず斯る場合を豫想して爲めに保證人を供せしめ又は共同義務者の設けあるものあれば債權者は破産者には免除したる保證人其他の共同義務者に對しては免除せざれば債權の全額に付き之を主張することを得又保證人若くは共同義務者は主たる債務者の破産せる場合に於て債權者に辨償したる高の償還請求を届出づることを得然れども一の制限ありて主たる債務者の爲めにする協諧契約の效果に從はざるを得ず故に協諧契約より因りて主たる債務者が五割を免除せられたるとき他の殘額五割は保證人より債權者に辨償したるも財團の内より償還を受くることを得ず右の例にて若し三割の配當を受け他の殘額七割の辨償を保證人より債權者に對して爲したるときは只二割の償還請求を爲し得るのみ殘額五割は破産者の己に免除せられたるものなれば保證人より破産者に對して償還請求することを得ず然らざれば毫も協諧契約の成立せし効果を奏せざるに至るべければなり

第一千三十一條 二人以上ノ共同義務者カ破産シタルトキハ其各義務者ノ破産ニ於テ債權ノ全額ヲ届出ツルコトヲ得



各自ノ破産財團ノ間ニ於ケル償還請求權ハ之ヲ主張スルコトヲ得  
ス然レトモ債權者カ受取ル割前ノ額カ主タルモノ及ヒ從タルモノ  
ヲ合セタル債權ノ總額ヲ超過スルトキハ其超過額ハ共同義務者中  
他ノ共同義務者ニ對シテ償還請求權ヲ有スル者ノ財團ニ歸ス

(解) 本條は甲乙二人以上の共同義務者が同時又は前後又破産したる場合に關する規定なり

問 二人以上の共同義務者が破産したるときは如何に請求し得るや

答 二人以上の共同義務者が同時又は前後に破産したるときは甲の破産にも乙の破産にも自己が有する債權の全額を届出るものとす右の場合に於て甲の破産には五割の配當を受け乙の破産には七割の配當を受けたり然らば七割の配當を爲したる甲の破産者は乙の財團に對して二割の請求を爲し得るや法律は各自の財團の間に於ける償還請求權ハ之を主張することを得ずとあり左れば乙の共同義務者は空しく二割方重き負擔を爲すべきか否然らず債權者が甲乙の財團より受取りたる割前の額即ち財團の配當額が主たるもの(元金)及び從たるもの(利子)を合せたる債權の總額を超過することなしとせず(甲の財産にも乙の財産にも債權の全額を届出で其割合にて二度に配當を受くるが故なり)若し其超過額ありたるときは(前例にて甲の破産にハ五割乙の破産には七割の配當を受けたるときは二割の超過額ありたるものとす)債權者に於て自ら其超過

額を領收するの謂れなければ他の共同義務者に對して償還請求權を有する者(此の場合に於ける乙の破産者)の財團に歸するものとす故に乙の破産者は甲の破産者に對して二割方重き負擔を爲したる高を請求するにも及ばず何となれば決して損失することなければなり

第一千三十二條 左ニ掲クル債權ハ届出及確定ニ關スル規定ニ從フコ

トヲ要セス

第一 裁判費用、管理費用、其他破産手續上ノ費用

第二 公ノ手數料及ヒ諸稅

第三 管財人カ財團ノ爲メニ負擔シタル義務ヨリ生スル債權

右債權ハ破産主任官ノ指圖ニ從ヒ通常ノ方法ヲ以テ財團ノ現額ヨ

リ之ヲ支拂フ

(解) 本條は届出の規定及び確定の規定に從ふを要せざる債權を示したるものあり、第一の費用は破産宣告の公告料、證人、鑑定人の報酬、管財人等の給料又は營業繼續費若くは家族の扶助料等、第二の費用は郵便、電信、地稅、關稅等、第三の費用は財團の爲めの借入金等なり此他別に説明を要せず

第一千三十三條 破産手續ニ加ハリタルニ因リテ債權者ニ生シタル費



用ハ財團ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得ス

(解) 本條は財團の分配に加はることを得ざる債權を示したるものなり、破産手續に加はりたるに因りて債權者に生じたる費用とは旅費、訴訟入費、代人任置に關する費用の如き是なり、是等の費用は債權者自己の支辨に屬するものとす然らざれば濫りに異議の申立を爲す等の弊害あればあり

第一千三十四條 婦ハ其夫ノ財團ニ對シテハ法律、明約又ハ疑ナキ慣

例ニ依リ婦ノ特有ニ歸スル所有權ヨリ生スル債權ノミヲ主張スルコトヲ得

(解) 本條は夫の財團ニ對する婦の債權を示したるものなり、夫の破産せし時其の財團に對して主張しるべき債權は只法律上又は特別の約定ニ依りたるか又は慣例に依り婦の特有に歸する所有權より生ずる債權のみ例之は婦の自力に由りて取得したるか嫁娶の後遺産の相續を受けたるか又は専ら婦の使用に供する裝飾品又は衣服等の類是なり

第三節 債權者集會

(解) 債權者集會とは破産者に對する總債權者の集會して破産に關する結局の處分を議決せしむる者として本條に明定せる場合ニ於ける集會破産主任官の意見に任じたり故に破産主任官が必要ならずと思料せし集會を開かしめざることもあり是れ我立法官は破産者の財産に關する處分權を各債權者に移さずして破産者に代り裁判上の處分を以て之を爲すとの主義を執りたればあり

第一千三十五條 債權者集會ハ破産主任官之ヲ招集シ及ヒ之ヲ指揮ス

其招集ハ會議ノ事項ヲ明示スル公告ヲ以テ之ヲ爲ス

其集會ハ管財人、債權ノ確定シタル債權者及ヒ第一千二十八條ニ依リテ參加スルコトヲ得ヘキ債權者ヨリ成立ス然レモ優先權ノ確定シタル債權者ハ其優先權ヲ拋棄シタル限度又ハ優先權ヲ行フニ當リ不足アル可シト推定セラルル限度ニ於テノミ參加ス

破産者ハ代理人ヲ差出スコトヲ得

債權者ハ之ヲ集會ニ呼出スコトヲ得

(解) 本條は債權者集會に關する規定あり

問 債權者の集會は如何にして成立するや

答 破産上の處分は總て裁判所の權力に委したるものなれば債權者を召集し又は之を指揮すること、は破産主任官の意見に放任せり左れば債權者は只自己の權利を主張し異議を辨解することを得



るのみ而して其成立は管財人は勿論債権の確定したる債権者及び第二十八條第二項に掲げたる債権者の三分子を以て成立す而して優先権者は参加するの必要なければ其優先権を抛棄したる限度又は優先権を執行の後猶ほ不足あるべしと推定せらるゝ、限度にのみ参加して通常の債権者となり財團の分配に與かることを得又病氣其他の事故ありて本人の参加することを得ざる時は代人を差出し錯雑せる状況を辨解せしむる必要ありたるときは破産者を呼出すことを得るあり

第一千三十六條 決議ハ出席シタル債権者ノ過半数ヲ以テ爲スヲ通例トス其過半数ハ出席員ノ有スル債権額ノ半ヨリ多キ額ニ當ルコトヲ要ス

(解) 本條は決議の方法を示したるものにして別に説明を要せず

第一千三十七條 集會ニ於テハ破産主任官ハ破産手續ノ從來ノ成行ニ付テノ報告ヲ爲シ管財人ハ管財ノ處理、其結果及ヒ財團ノ現況ニ付テノ報告ヲ爲ス  
集會ハ右ノ報告ニ付テ決議ヲ爲シ若シ破産主任官又ハ管財人ノ意見アリタルトキハ其意見及ヒ債権者ノ爲シタル申立又ハ破産主任

官ノ認可ヲ受ケテ破産者ノ爲シタル申立ニ付テ決議ヲ爲ス可シ此等ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

(解) 本條は債権者集會又於て決議すべき事項を示したるものあり

問 決議すべき事項は如何  
答 第一破産主任官の報告、第二管財人の報告、第三破産主任官の意見、第四管財人の意見、第五債権者の爲したる申立、第六破産主任官の認可を受けて破産者の爲したる申立是なり而して其決議を履行せんには必らず裁判所の認可を受けざるべからず

問 破産主任官及び管財人の報告とは如何  
答 破産主任官は集會の席に於て破産處分開始以來の情況即ち異議の有無又は扶助料に關する事項等又管財人は動産不動産の景狀及び其數量又は營業を續行して收得せし利益の多寡等なり

問 破産者の申立に限り何故に認可を受けざるを得ざるや  
答 破産者の異議として常に採用すべからざるもの、多ければなり

第七章 協諧契約

(解) 協諧契約とは破産者をして幾分か債務の支拂を容易からしめ以て破産處分を終了せしむる一種の契約にして破産者より之を提供し債権者の集會に於て之を承諾するものとす其方法



たる或は債權の半額を免除し或は期限を延引し或は利子を抛棄し或は條件を付する等種々あり而して各債主は協諧契約を取結ぶの權能を有するも取結ばざるを得ざるの義務あるものにあらざるなり何となれば自己は權利の幾分を抛棄し破産者をして財産の占有管理若くは處分することを得るの權利を恢復し營業を行せしむるものなればなり斯の如く提供者に利益あるのみならずして被提供者も亦利益あれば常情を以て推測するよりは實に意外の現象を呈するものなり則ち協諧契約の成立するや裁判上の手續を止息するを以て破産處分の費用を省き又は破産者が親戚故舊よりの扶助を得て金錢の借入を爲し業務上に勉勵し以て其債務を償却せしむることを得せしめば債權者は財團の分配に與かるよりは更に多數の辨濟を受くることを得べきなり

第千三十八條

法律上ノ義務ヲ履行シタル破産者ニシテ有罪破産ノ

判決ヲ受ケス又其審問中ニ在ラサル者ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ

第一ノ集會ニ於テ債權者ニ協諧契約ヲ提供スルコトヲ得又十分ノ

理由アルトキハ以後ノ集會ニ於テモ之ヲ提供スルコトヲ得然レト

モ其提供ハ一回ニ限ル

第一ノ集會ハ普通ノ調査會ヨリ四週日後ニ之ヲ爲ス協諧契約ノ申

立書ハ少ナクトモ集會ノ二十日前ニ之ヲ裁判所ニ差出シ裁判所ハ

ヲ公衆ノ展閱ニ供シ且其旨を公告ス可シ

(解) 本條は協諧契約の提供に關する規定なり

問

左の條件を具備するにあらざれば協諧契約を提供することを得ず、第一破産者が法律上の義務

を履行したること即ち第九百七十九條及び第千三條に規定したる法律上の義務を履行せざるを

得ず故に破産の届出を爲さず又は詐欺の貸借對照表を提出し又は逃走したるが如きは協諧契約

を許すの理由なきものとす、第二有罪破産の宣告を受けず又は其審問中に在らざるものなるこ

と故に詐欺又は過意に出で債權を害するが如き有罪の行爲を爲したるときは協諧契約の恩恵を

受くるの理由なきものとす然れども若し審問中に在るものにして免訴又は無罪の判決ありたる

ときは協諧契約を提供するの權能を恢復すること勿論たり、第三破産主任官の認可を受くるこ

と故に破産主任官の若し法律に適せず若くは効果を期し難しと認めたるときは認可を與へざる

ものとす、第四協諧契約の提供は第一の債權者集會に於てするか又は充分の理由あるときは其

後の集會に於てすること何となれば貸方、借方を密接するの必要あればなり、第五一回に限るこ

と故に數回繼續して債權者の意向を卜するが如き不穩の結果を生ずるに至るべければなり

第千三十九條

協諧契約ヲ承諾スルニハ出席シタル債權者ノ過半數

ノ承諾ヲ要ス其過半數ハ議決權アル總債權額ノ四分三以上ニ當ル



コトヲ要ス

管財人及ヒ議決權ヲ有スル債權者又後ニ至リ債權ノ確定シタル債權者ハ協諧契約ニ對シテ十日内ニ理由ヲ附シタル異議ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

(解) 本條は協諧契約の提供を承諾する方法を示したるものなり其承諾を表するは總債權額の四分三以上に相當する過半數の承諾にて足れり決して各債權者の承諾を要するに及ばず然らざれば協諧契約の成立すること殆んど稀なればなり又單純なる優先權者は異議を申立つるの必要なしと雖も其他の債權者は十日以内に理由を付し破産裁判所に異議を申立つることを得るものとす

第千四十條 債權者ノ承諾シタル協諧契約ハ裁判所ノ認可ヲ得テ始メテ法律上有効トス其認可又ハ棄却ニ付テノ決定ハ破産主任官ノ演述ヲ聽キ前條ノ期間滿了後直チニ之ヲ爲ス此決定ニ對シテハ債務者及ヒ異議申立ノ權利アル者ヨリ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(解) 條は有効に成立する協諧契約を示したるものなり前條の期間とは前條第二項に規定したる十日内の期限を云ふ

第千四十一條 協諧契約ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ棄却ス可シ

第一 第千三十八條及ヒ第千三十九條ノ規定ヲ踐行セサルトキ  
第二 協諧契約ニ依リ或ル債權者カ其承諾ナクシテ偏頗ノ處置ヲ受ケ損害ヲ被フルトキ

第三 協諧契約カ詐欺其他不正ノ方法ヲ以テ成リタルトキ

第四 協諧契約カ公益ニ觸ルルトキ

(解) 本條は棄却すべき協諧契約を示したり諸協契約は必らずしも認可すべきものにあらずして本條第一乃至第四に掲げたる場合に在ては裁判所は之を棄却すべきなり其場合は別に説明を要せず

第千四十二條 協諧契約ハ破産者カ後ニ至リ有罪破産ノ判決ヲ受ケタルトキハ當然消滅シ其審問中ハ免訴又ハ無罪ノ宣告ヲ受クル迄之ヲ停止ス

前條第三號ニ掲ケタル理由アルトキハ協諧契約認可ノ後ト雖モ尙ホ之ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得



(解) 本條は消滅、停止若くは異議を申立つることを得る協諧契約を示したるものにして別に説明を要せず

第千四十三條 協諧契約ノ確定シタルトキハ管財人ハ直チニ其執務ヲ罷メ且其執務ニ付キ計算ヲ爲ス可シ

破産者ハ協諧契約ニ別段ノ定ナキトキニ限り任意ノ管理及ヒ處分ノ爲メ其財産ヲ取戻スコトヲ得

協諧契約ノ履行ハ破産主任官ノ監督ヲ以テ之ヲ爲ス

(解) 本條は協諧契約の有効に成立せし後於ける所置方を示したるものなり

問 協諧契約確定の後如何に處置し得るや

答 協諧契約の確定せしときは破産者財産上權利行為の恢復を得たるものなれば最早管財人の必要なきが故に管財人は直に其執務を罷め且其執務に付き計算を爲すべきものとす何となれば委任者たる裁判所に對し代人たるの義務を負ひたればなり又破産者は協諧契約上に別段の定めなきときは管財人より自己が財産を取戻し任意に管理及び處分することを得而して右契約の履行は破産主任官の監督を以て之を爲すものとす若し故さらに其履行を遅延し又は債權を害するの行為ありたるときは其契約を解除せしむることあるべし

第千四十四條 協諧契約カ棄却セラレ又ハ後ニ至リ消滅シ若クハ取

消サルルトキ又ハ不履行ノ爲メ解除セラルルトキハ被産手續ヲ再施シ直チニ財團ノ換價及ヒ配當ヲ爲シテ終局ニ至ラシム其再施シタル手續ニハ再施マテノ間ニ債權ヲ得タル者モ參加スルコトヲ得

不履行ノ場合ニ在テハ協諧契約ノ爲メ立テタル保證人ハ其義務ヲ免カレス

(解) 本條は破産手續を再施する數箇の場合を示したるものにして別に説明を要せず

### 第八章 配當

(解) 配當とは破産者の財産即ち財團を以て各債主の債權額に應じ辨濟を爲すを云ふ是れ破産處分を終局せしむる一の方法にして管財人が裁判所の命令を奉じ破産手續を實行し來りたるは此目的を達せんが爲めあり故に破産處分は此小至りて全く其局を結ぶものとす

第千四十五條 第千三十二條ニ掲ケタル債權及ヒ優先權アル債權ヲ

支拂ヒタル後ニ殘レル財團ハ他ノ債權者間ニ平等ノ割合ヲ以テ之



ヲ配當ス

破産者カ資本ヲ分テ數箇ノ營業ヲ爲シタル場合ニ在テハ各營業ニ對スル債權者ハ其營業ニ屬スル財團ヨリ優先權ヲ以テ辨償ヲ受ク

(解) 本條は財團の配當即ち分派ニ關する規定なり

財團の配當は如何にして之を爲すべきや

配當の方法たる第三十二條ニ掲げたる別除權を以て支拂を受くべき者及び抵當權者の如き優先權を有する債權者等に支拂ひたる後普通の債權者ニ平等の割合を以て其殘餘を配當する者なり而して財産者が資本を分割したる營業の數種あるときは各營業に對する債權者は其營業に屬する財團を以て先づ其の辨償を受け若し不足あるときは他の營業に屬する財團の分配を受くるものとす

第千四十六條 配當ハ普通ノ調査會ノ終リタル後ハ配當ニ足ル可キ

財團ノ生スル毎ニ管財人ノ調製シテ破産主任官ノ認可ヲ受ケタル

配當案ニ依リテ之ヲ爲ス其案ハ破産主任官之ニ署名シ公衆ノ展閱

ニ供スル爲メ裁判所ニ備置キ且其旨ヲ公告ス可シ

配當案ニ對スル異議ハ其公告ノ日ヨリ起算シ十四日內ニ之ヲ裁判

所ニ申立ツルコトヲ得

(解) 本條は配當の方法及び配當案の調製又は配當案に對しての異議に關する規定なり配當は必らずしも一回に止まらずして配當に足るべき財團の生じたるときは二回三回にも配當すべく而して其配當を爲す毎ニ管財人にて配當案を調製し破産主任官の認可を得而して各債權者に配當を爲すべし若し配當案に不服の廉あれば破産裁判所に異議を申立つることを得るなり

第千四十七條 前條ニ掲ケタル期間ニ配當案ニ對シテ異議ヲ申立ツ

ル者ナキトキ又ハ異議ノ落著シタルトキハ管財人ハ各債權者ヲシテ其債務證書ヲ提出セシメ之ニ毎回ノ支拂額ヲ記入シテ支拂ヲ爲ス若シ債務證書ノ提出ヲ爲スコト能ハサルトキハ破産主任官ノ許可ヲ得テ債務表ニ依リ支拂ヲ爲スコトヲ得孰レノ場合ニ於テモ債權者ハ配當案ニ受取書ヲ記スルコトヲ要ス

(解) 本條は配當額の支拂に關する規定にして別に説明を要せず

第千四十八條 財團ノ換價及ヒ配當ヲ全ク終リタルトキハ債權者集

會ヲ開キ此集會ニ於テ管財人ハ終局ノ計算ヲ爲ス可シ此計算ノ濟



了シタルトキハ裁判所ハ直チニ破産主任官ノ申立ニ因リテ破産手續ノ終結ヲ決定ス此決定ハ之ヲ公告ス可シ

(解) 本條は破産手續の終局に關する規定として是れ亦別ニ説明を要せず

第千四十九條 破産手續終結後辨償ヲ受ケサル債權者ハ破産手續ニ

於テ確定シタルニ因リテ得タル權利名義ニ基キ其債權ヲ債務者ニ

對シ無限ニ行フコトヲ得

(解) 本條は破産手續の終局後に係る債權者の權利を示したるものなり

問 辨償を受けざる債權者は如何なる權利を有するや

答 財團より充分の配當を受けずして猶ほ不足あるものは破産手續に於て確定したるに因りて得たる權利名義に基づき新たに訴訟を起すことを要せずして無限に債權の要求を爲すことを得るものとす

### 第九章 有罪破産

(解) 有罪破産とは通常破産の結果を受くるのみに止まらずして刑事上の責罰を蒙るものなり

此種の破産を分つて二種とす一を詐欺破産と云ひ一を過怠破産と云ふ其間自から輕重の差ありと雖も均しく刑事上の責罰を受くるものとす而して我刑法に於ては第三百八十八條及び

第三百八十九條の規定ありしと雖も本法の立法官ハ決して之に據り以て有罪破産者を罰せんとの精神にあらざるべし果して然らば第千五十條及び第千五十一條は如何なる法律を以て之を處分するや詐欺破産の刑は處す又は過怠破産の刑に處すとあれども我國未だ斯の如き法律あるを見ず去れば本法を實施するの際に於て特別法の頒布あるか又は現行刑法の改正あるにあらざれば之を罰することを得ざるべし今一步を退き之を論せんに第千五十條に債權者に損害を被ふらしむる意思を以て貸方財産の全部若くは一分を藏匿し轉匿し若くは脱漏し又は借方現額を過度に掲げとあるは刑法第三百八十八條を適用するものとし又同條に商業帳簿を毀損し藏匿し若くは偽造變造したるときとあるは刑法第三百八十九條を適用するものとし又第千五十一條第三の場合に刑法第三百八十九條を適用するものとすと雖も其他は總て(第千五十三條に格別なり)刑を適用するの法律なく何となれば我刑法は比付援引することを得ざればなり

第千五十條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ

前後ヲ問ハス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知

リタル義務ヲ負擔シタルトキ又ハ債權者ニ損害ヲ被フラシムル意

思ヲ以テ貸方財産ノ全部若クハ一分ヲ藏匿シ轉匿シ若クハ脱漏又



ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ藏匿シ若クハ偽造、變造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ處ス

(解) 本條は詐欺の破産を示したるものなり

詐欺破産とは如何

問

破産裁判所に於て破産宣告を受けたる債務者が支拂停止の状況に至りたる前後又は破産宣告のありたる前後を問はず左ニ掲ぐるものは詐欺破産の刑に形すべきものと、第一履行する意なき義務又は履行する能はざることを知りたる義務を負担するもの、第二債権者權又損害を被らしむる意思を以て貸方財産の全部若くは一分を藏匿し轉匿し若くは粉漏し又は借方現額を過度ニ掲ぐるもの、第三商業帳簿を毀滅し藏匿し若くは偽造、變造したるとき已上三個の場合は詐欺破産の刑に處せらる、ものとす

第一千五十一條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告

ノ前後ヲ問ハス左ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキハ過怠破産ノ刑ニ

處ス

第一 一身又ハ一家ノ過分ナル費用、博奕、空取引又ハ不相應ノ射利ニ因リテ貸方財産ヲ甚シク減少シ若クハ過分ノ債務

ヲ負ヒタルトキ

第二 支拂停止ヲ延ハサンカ爲メ損失ヲ生スル取引ヲ爲シテ支

拂資料ヲ調ヘタルトキ

第三 支拂停止ヲ爲シタル後支拂又ハ擔保ヲ爲シテ或ル債權者

ニ利ヲ與ヘ財團ニ損害ヲ加ヘタルトキ

第四 商業帳簿ヲ秩序ナク記載シ藏匿シ毀滅シ又ハ全ク記載セ

サルトキ

第五 破産者カ第三十二條、第九百七十九條又ハ第一千三條第二

項ニ規定シタル義務ヲ履行セサルトキ

(解) 本條は過怠の破産を爲したるものあり過分なる費用とは奢侈に長し贅澤を爲し分限に超へたる浪費濫費を云ふ不相應なる射利とは一度蹉跌して二度の旗揚を爲すを得ざる万一を僥倖して取引を爲し遂に大失敗を被ふりたるを云ふ而して第一乃至第五に掲げたるものは過怠破産の刑に處せらる、ものとす

第一千五十二條 前二條ノ罰則ハ商事會社ノ業務擔當ノ任アル社員若



クハ取締役及ヒ清算人ニモ之ヲ適用シ又第千五十條ノ罰則ハ破産管財人及ヒ有罪行為ヲ行フ際犯者ヲ助ケ又ハ有罪行為ヲ破産者ノ利益ノ爲メニ行ヒタル者ニモ之ヲ適用ス

(解) 本條は前二個條の罰則を適用すべきものを示したり本條第千五十條の共犯者を示したるも第千五十一條の共犯者を爲さざるは當然のことたり何となれば過意に出でたる破産は無意犯なれば共犯者のあるべき理かければあり其他別に説明を要せず

第千五十三條 債權者集會ニ於ケル議決ニ關シ債權者ニ賄賂ヲ爲シタルトキハ其双方ヲ二年以下ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

(解) 本條は公平なる議決を妨げんが爲め賄賂を爲しざる者の制裁を示したるものにして別に説明を要せず

### 第十章 破産ヨリ生スル身上ノ結果

(解) 商業社會ニ在て最も貴重なるものは信用にして又最も不祥なるものは破産あり故に破産と信用とは氷炭相容れずして蓋藏其器を同ふせざるものたり何となれば破産は信用を害するの最も甚しき者なればなり故に商業の發達を助長せんとするにハ不祥なる破産の跡を絶たしめ以て貴重なる信用を維持せざるべからず故に一度支拂停止の狀況に至るや嚴格なる法律よ

て支配し猶ほ本年に於て破産より生ずる身上の結果を示し以て商業社會に一大警戒を垂れたるものなり

第千五十四條 破産宣告ヲ受ケタル債務者又ハ破産シタル商事會社ノ無限責任社員若クハ取締役ハ復權ヲ得ルニ至ルマテハ取引所ニ立入ルコト仲立人ト爲リ合名會社若クハ合資會社ノ社員ト爲リ又ハ株式會社ノ取締役トナルコト清算人、破産管財人若クハ商事代人ノ職ヲ執ルコト商業會議所ノ會員ト爲ルコト其他商業上ノ榮譽職ニ就クコトヲ得ス

(解) 本條は破産より生ずる身上の結果を示したるものなり

破産宣告を受けたる債務者は如何なる身上の結果を生ずるや

答 破産宣告を受けたる債務者又は破産したる商事會社の無限責任社員若くは取締役は復權を得るに至るまでは左の資格を得るの權利を失ふものとす、第一取引所に立入ること、第二仲立人と爲ること、第三合名會社若くは合資會社の社員と爲り又は株式會社の取締役と爲ること、第四清算人、破産管財人若くは商事代人の職を執ること、第五商業會議所の會員と爲ること、第六商業上の榮譽職に就くこととす



第一千五十五條 復權ヲ得ルニハ協諧契約ノ調ヒタルト否トヲ問ハス、破産者カ元債、利息及ヒ費用ノ全額ヲ債權者總員ニ辨償シタルコト又所在ノ知レサル爲メ未タ辨償ヲ受ケサル債權者ニ全額ヲ辨償スル準備及ヒ資力アルコトヲ證明ス可シ

復權ノ申立ニハ債權者ノ受取證其他必要ナル證據物ヲ添フ可シ然レトモ協諧契約ノ場合ニ在テハ第一項ノ證明ヲ爲スコト無クシテ取引所ニ立入ルコトヲ得又商事會社ニ付キ協諧契約ノ調ヒタルトキハ無限責任社員若クハ取締役ハ亦其證明ヲ要セスシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

(解) 本條は破産者が復權を得るの方法を示したるものにして別に説明を要せず

第一千五十六條 復權ノ申立アリタルトキハ破産裁判所ハ異議アル者ヲシテ二个月ノ期間ニ異議ヲ起サシメンカ爲メ裁判所ノ揭示場ト取引所トニ其旨ヲ揭示シ且裁判所ノ見込ニ因リ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告シ又調査及ヒ捜査ヲ爲サシメンカ爲メ之ヲ檢事ニ通知ス可シ

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後復權ノ申立ヲ許可スルト否トヲ決定ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得確定シタル決定ハ之ヲ公告ス  
棄却セラレタル申立ハ一年ノ滿了前ニハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス

(解) 本條は復權の申立ありたるとき裁判所の之を許可するに付ての手續を示したるものよし  
て是亦別に説明を要せず

第一千五十七條 復權ハ債務者ノ死亡後ト雖モ之ヲ許ス

(解) 本條は死亡後の復權に關する規定として死亡後ト雖も復權を許すことあり何となれば破産は常に一身上の榮譽を傷つくるのみならずして商業上の信用を害するものなれば之れが權利を恢復するは死者のために必要なるのみならずして商業上のためにも亦必要ならなり

第一千五十八條 復權ハ詐欺破産ノ爲メニ判決ヲ受ケタル破産者又ハ重罪、輕罪ノ爲メニ剝奪公權若クハ停止公權ヲ受ケテ其時間中ニ在ル破産者ニハ之ヲ許サス



過怠破産ノ場合ニ在テハ復権ハ刑ノ満期ト爲リ又ハ恩赦ヲ得タル  
後ニ非サレハ之ヲ許サス

(解) 本條は復権を許さざる破産者を示したるものなり而して本條に掲ぐる詐欺破産者等の如きは即ち良心の腐敗したるものあれば之を許可するが如きは信用を維持するの正鵠を誤るものと謂ふべきあり恩赦とは即ち特赦なり

### 第十一章 支拂猶豫

(解) 破産一の破壊的方法たるに過ぎざれば公益上希望すべきものならざることとは勿論ありとす故に萬已を得ざるの場合にあらざるよりは破産處分を受けしむるとおかるべし彼の歲月の久しき商を爲すに方り一の過失あることなく第一の時變又遭遇することなく無事無難又一世を経過するは實に絶無中の稀有たり左れば其損害の小にして救済の途を得ればこそ差したる困難を感せざるも若し損害の大にして救済の途を失ふときは已を得る一時の支拂停止を爲さざるを得ざるの不幸に陥らん斯の若き不幸憫れむべきの負債主にして均しく嚴格なる破産の方法を以て之を支配するは決して商業の發達を希望する所以のものにあらず故に或は天災、時變又は商品相場の変遷等に原因して毫も自己の過失なく只一時資力を失ひたるものは支拂の猶豫を爲し商號の汚滅を救ひ從來の花主を維持するの利を與へざるべからず是れ本章

の特とくに規定ある所以ゆゑなり

第一千五十九條 商ヲ爲スニ當リ自己ノ過失ナクシテ一時其支拂ヲ中

止セサルコトヲ得サルニ至リタル者ハ商事上ノ債權者ノ過半数ノ承諾ヲ得テ其營業所若ハ住所ノ裁判所ヨリ右債權者ニ對スル義務ニ付キ一箇年以内ノ支拂猶豫ヲ受ルコトヲ得

(解) 本條は支拂猶豫を受くべき場合を示せり

問 支拂猶豫を受くべき場合は如何

答 支拂猶豫を受くるには左の條件を具備せざるべからず、第一自己に過失なくして一時其支拂を中止せざるを得ざるに至りたること故に毫も自己の過失なくして一時偶然の災害を蒙るべし他日必らず恢復するの見込あるものならざるべからず、第二商事上の債權者の過半数の承諾を得ること故に過半数の承諾を得ざれば成立せざるは勿論なれども只支拂の期日を猶豫するのみにして金高の増減に關するものにあらず時としては財團の分配を受くるよりも一層早くして利益あることあらん故又其承諾を得ること亦敢て難んずべきにあらず、第三營業所若くは住所の裁判所より認可を受くること是れなり且上三個の條件を具備するときは支拂の猶豫を得るものとす



第一千六十條 支拂猶豫ノ申立ニハ左ノ諸件ヲ添附スルコトヲ要ス

第一 支拂中止ノ事由ノ完全ナル明示

第二 貸借對照表、財産目錄及ヒ住所ト債權額ト明示シタル債

權者名簿

第三 債權者ニ主タルモノ及ヒ從タルモノ完全ナル辨償ヲ爲シ

得ル方法、期間及ヒ此カ爲メ供スルコトヲ得ル擔保ノ證明

右申立及ヒ添附書類ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ之ヲ裁判所ニ備置キ且債權者ノ集會期日ヲ定メテ之ト共ニ其備置キタル旨ヲ公告スルコトヲ要ス債權者ハ集會ノ爲メ各別ニ招集ヲ受ク

支拂猶豫ハ裁判所ヨリ假ニ之ヲ許可スルコトヲ得

(解) 本條は支拂猶豫の申立に關する規定にして別に説明を要せず

第一千六十一條 集會期日ニ於テハ裁判所ヨリ任セラレタル主任判事ノ上席ヲ以テ債務者ト債權者トノ間ニ支拂猶豫ノ申立ニ付キ辯論

ヲ爲ス其申立ヲ承諾スルニハ第一千三十六條ニ掲ケタル過半数ヲ要ス其辯論及ヒ議決ニ付テハ調書ヲ作ル可シ

(解) 本條は支拂猶豫の申立に付キ債權者の承諾を得る方法を示したるものにして是れ亦別に

説明を要せず

第一千六十二條 裁判所ハ承諾ヲ得タル支拂猶豫ノ認否ニ付キ主任判

事ノ演說ヲ聽キテ決定ヲ爲ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

支拂猶豫ハ申立ニ因リテ前數條ノ手續ニ從ヒ一回ニ限り之ヲ延長スルコトヲ得然レモ其期間ハ一个年ヲ超ユルコトヲ得ス

(解) 本條は支拂猶豫の認否及び支拂猶豫の延長に關する規定なり

問 如何なる場合に支拂猶豫を延長することを得るや  
答 一旦承諾を得たる猶豫期間に債務を完済し得ざるも尙ほ多少の時日を延長し得らる、時は必ず完済すべきの状況あるに於ては一ケ年を超へざる期間内にて再び猶豫を受くることあるべし

第一千六十三條 債務者有効ナル支拂猶豫ヲ得タルトキハ猶豫期間中

其以前ニ取結ヒタル商取引ヨリ生スル債權ノ爲メニ強制執行及ヒ



破産宣告ヲ受クルコト無シ但猶豫契約ノ履行及ヒ業務ノ施行ニ關シテハ主任判事ノ監督ヲ受ク

債務者ノ保證人及ヒ共同義務者ノ義務ハ右猶豫ノ爲メニ變更スルコト無シ

(解) 本條は債務者が有効なる支拂猶豫を得るときこの効果を示したるものにして別に説明を要せず

第一千六十四條 支拂猶豫ノ承諾ヲ得ス若クハ裁判所之ヲ棄却シタル

トキ又ハ後日ニ至リ債務者ノ詐欺若クハ不正ノ爲メ若クハ法律上ノ條件ノ缺クルカ爲メ之ヲ廢止シタルトキ又ハ債務者ニ於テ其猶豫契約ヲ履行セサルトキ又ハ其猶豫期間中債務者ノ財産ニ付キ他ノ債權者ヨリ強制執行ヲ爲ストキハ直チニ債務者ニ對シテ破産手續ヲ開始ス此場合ニ於テ支拂猶豫申立ノ日附ヲ以テ支拂停止ノ日ト定ム

(解) 本條は債務者に對して破産手續を開始すべき場合を示したるものなり

問 如何なる場合に破産手續を開始すべきや

答 第一支拂猶豫の申立ハ付キ債權者の承諾を得ざるとき若クは債權者の承諾を得たるも裁判所の之を棄却したるとき、第二後日に至り債務者の詐欺若クは不正の爲め若クは法律上の物件を缺くるが爲め之を廢止したるとき、第三債務者よ於て其猶豫契約を履行せざるとき、第四猶豫期間中債務者の財産に付キ他の債權者より強制執行を爲すとき已上四個の場合に在ては裁判所は破産手續を開始し何時にても債務者に對して破産の宣告を爲し其財産を封印し又は債務者の逃走若クは財産を藏匿するの状況あるときは勾留又は監守を命ずることあるべし而して支拂停止の時期は支拂猶豫申立の日附を以て其時期を定むるものなり



土地收用協議會規則

◎附 錄

朕土地收用協議會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治二十三年七月二十五日

内閣總理大臣 伯爵山縣有朋  
内務大臣 伯爵西鄉從道

法律第五十四號

土地收用協議會規則

第一條 土地收用法ニ依リ工事ノ認定ヲ得タル起業者ハ同法第八條第一項ニ基キ其工事ノ仕様及收用スヘキ土地ノ補償金額ニ付協議ヲ遂クル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ同項ノ書類ヲ添ヘ地方長官ニ申立テ官吏ノ出張ヲ請ヒ協議會ヲ開クコトヲ得但官ノ起業ニ係ルトキハ主務長官ヨリ其書類ヲ地方長官ニ送付シ官吏ノ出張ヲ求ムルコトヲ得

第二條 第一條ニ依リ地方長官ヨリ出張ヲ命セラレタル官吏ハ日時及場所

◎附 錄



土地収用協議會規則

ヲ示シ起業者<sup>管</sup>ハ其主任<sup>ニ</sup>係<sup>ル</sup>ト及所有者並關係人ヲ呼出シ協議會ヲ開ク  
 ヘシ但少クトモ開會十日前前條ノ書類ヲ市町村長ニ送付シ之ヲ所有者及  
 關係人ニ示サシムヘシ  
 協議會ニ於テハ先ツ工事ノ仕様ヲ協議シ補償金額ニ及フモノトス但補償  
 金額ニ關シテハ先ツ鑑定人ノ意見ヲ聞クヘシ  
 鑑定人ハ三名以下トシ府縣參事會ノ意見ヲ聞キ地方長官之ヲ命ス但府縣  
 制ヲ實施セサル地方ニ於テハ府縣常置委員ノ意見ヲ聞クモノトス  
 正當ノ理由ナクシテ協議會ニ出席セス又代人ヲモ差出カ、ル者アルトキ  
 ハ工事ノ仕様及補償金額ニ異議ナキモノト見做スヘシ  
 第三條 出張官吏ハ其協議會ヲ統宰シ協議ノ終結シタルモノハ之ヲ筆記セ  
 シメテ起業者及所有者並關係人ニ讀聞セ起業者及所有者並關係人ト共ニ  
 署名捺印スヘシ  
 起業者所有者又ハ關係人ニ於テ筆記ノ謄本ヲ請求スルトキハ之ヲ交付ス  
 ヘシ

商法施行條例

第四條 協議會ニ於テ協議ノ終結セサル事件アルトキハ出張官吏ハ起業者  
 及所有者並關係人ノ申立及鑑定人ノ意見ニ自己ノ意見ヲ付シ土地收用審  
 查委員會ノ裁決ヲ求ムル爲メ土地收用法第八條第二項ノ手續ヲナスヘシ  
 第五條 出張官吏及鑑定人ノ旅費日當並協議會ノ費用ハ總テ起業者ノ負擔  
 トス

朕商法施行條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年一月一  
 日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十三年八月七日

內閣總理大臣 伯爵山縣有朋  
 司法大臣 伯爵山田顯義

法律第五十九號

商法施行條例



商法施行例

第一條 商法第二十六條、第二十九條及ヒ第二百十條ニ定メタル一地域トハ各市町村ノ一區域ヲ謂ヒ市町村制ヲ行ハサル地方ニ在テハ從來ノ宿驛町村等ノ一區域ヲ謂フ

一地域内ニ二个以上ノ區裁判所アルトキハ其内一个所ヲ以テ登記簿ヲ取扱フ所トス其裁判所ハ司法大臣之ヲ指定ス

第二條 會社ニ非スシテ商業ヲ營ム者ハ其商號ニ會社ノ文字ヲ用ユルコト

ヲ得ス又從來之ヲ用ユル者ハ商法實施ノ日ヨリ三個月内ニ之ヲ改ム可シ前項ノ規定ニ違フ者ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ二十圓以下ノ過料ニ處ス

第三條 商法第五十九條、第六十六條、第六十八條、第二百二十二條ノ規定ニ依リテ官廳ニ差出ス書類及ヒ展閱ニ供スル書類ハ公證人ノ認證ヲ受ケタル謄本ヲ以テスルコトヲ得

公證人謄本認證ノ依頼ヲ受ケタルトキハ一件ニ付キ金拾錢ノ手数料若シ認證ト共ニ謄寫ノ依頼ヲ受ケタルトキハ公證人規則第六十五條ノ謄本手数料ヲ受クルコトヲ得

第四條 商法第二百二十二條ニ依リ諸書類ノ展閱ヲ求ムル者アルトキハ其請求者ヨリ一人ニ付一日五十錢以下ノ手数料ヲ受クルコトヲ得

第五條 本條例發布前ヨリ既ニ設立シタル各會社ハ商法實施ノ日ヨリ六個月内ニ商法第七十八條、第三百三十八條、第六十八條ニ準シテ登記ヲ受ク可シ之ヲ怠リタルトキハ商法第二百五十六條ノ過料ニ處シ且地方裁判所ノ命令ヲ以テ其營業ヲ差止ム但其命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ期限内ニ登記ヲ受ケサル既設會社ハ其期限經過ノ時ヨリ第三者ニ對シテ會社タル効ヲ失フ

第七條 商法第八十一條及ヒ第八十二條ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用セス

第八條 既設會社ハ從來ノ商號ヲ續用スルコトヲ得但商法第十三條及ヒ

第三百三十九條第二項ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ三個月ノ後既設會社ノ商號ニモ之ヲ適用ス

既設會社ノ商號ニハ其會社ノ種類ニ從ヒ合名會社、合資會社又ハ株式會社

ノ文字ヲ附ス可シ

商法施行例

既設會社ノ商號ニハ其會社ノ種類ニ從ヒ合名會社、合資會社又ハ株式會社ノ文字ヲ附ス可シ



商法施行例

第九條 既設合名會社ハ其社員ノ數商法第七十四條ノ定員ニ超ユルモ其現社員ノ數ニ依ルコトヲ得但定員以下ニ減シタル場合ニ於テハ更ニ増員シテ其定員ニ超ユルコトヲ得ス

第十條 既設株式會社ハ商法第一百五十六條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セス既設株式會社ハ商法實施ノ日ヨリ六个月内ニ地方長官ヲ經由シテ定款ヲ内務省ニ差出シ其定款ノ認可ヲ受ク可シ但其定款ニ法律命令ニ反スル事ヲ掲ケタルモノハ之ヲ改正スルニ非サレハ認可スルノ限ニ在ラス從來官許ヲ得テ設立シタル株式會社ニハ前項ノ規定ヲ適用セス但開置又ハ人民ノ相對ニ任ス等ノ指令ヲ得テ設立シタルモノハ此限ニ在ラス本條第二項ニ依リ認可ヲ受ク可キ株式會社ニ在テハ第五條ノ登記期限ハ其認可ヲ得タル日ヨリ起算ス右ノ認可ヲ得タル日ヨリ六个月内ニ登記ヲ受ケサルトキハ其認可ハ効力ヲ失フ

第十一條 既設株式會社ハ其株券ノ金額商法第七十五條ノ規定ニ反スル

モ其定款ノ定ニ依ルコトヲ得

第十二條 既設株式會社ハ其定款ニ於テ第一回ノ株金拂込ヲ四分之一以下ニ定メタルトキハ商法第六十七條第二項ノ規定ニ反スルモ其定款ノ定ニ依ルコトヲ得

第十三條 既設株式會社ノ創業ニ付テノ義務及ヒ出費ニシテ會社ノ承認ヲ經タルモノハ第五條ノ登記ヲ受ケサル前ニ於テモ商法第七十一條ノ規定ニ拘ハラス會社ニ於テ之ヲ負擔ス

第十四條 既設株式會社ノ既ニ發行シタル株券ハ商法第七十六條ニ反スルモノ有ルモ之ヲ改ムルコトヲ要セス

第十五條 既設株式會社ニ於テ株金全額ノ拂込前ニ發行シタル株券ハ其全額拂込ニ至ルマテハ之ヲ假株券ト看做ス

第十六條 既設株式會社ノ株券ニシテ商法實施前ヨリ株式取引所又ハ取引所ニ於テ既ニ買賣シ來リタルモノ及ヒ既ニ債權ノ擔保ニ供シタルモノニ付テハ商法第八十條ノ規定ヲ適用セス

商法施行例



第十七條 既設株式會社ノ株式ノ讓渡人ニ付テハ商法第百八十二條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリニケ年間之ヲ適用セス

第十八條 既設株式會社ニ於テ既ニ其定款ヲ以テ株主ノ議決權ニ制限ヲ立テタルモノハ商法第百四條ノ規定ニ反スルモ其定款ニ從フコトヲ得

第十九條 商法第七十七條第一項ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用セス

第二十條 商法及ヒ本條例ニ依リ發スル命令書ヲ送達スル場合ニ於テハ其手續ハ民事訴訟法ノ手續ニ從フ

第二十一條 商法第六十七條第二項、第八十一條、第百二十七條、第百三十一條

第二百三十三條、第二百五十條及ヒ第二百六十一條並ニ本條例第二條及ヒ

第五條ニ依リ裁判所ニ於テ命令ヲ發スルトキハ當事者ヲシテ説明ヲ爲カ

シムル爲メ之ヲ裁判所ニ呼出スヲ通例トス但當事者欲席スルモ命令書ハ

之ヲ發スルコトヲ得

第二十二條 商法第六十七條第二項、第八十一條、第百二十七條及ヒ第二百六

十一條並ニ本條例第二條及ヒ第五條ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判

ハ豫メ其旨ヲ檢事ニ通知ス可シ

檢事ハ口頭又ハ書面ヲ以テ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十三條 檢事ハ前條第一項ノ場合ニ於ケル命令ニ付キ其執行ノ責ニ任ス

第二十四條 商法及ヒ本條例ニ依リ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ニ於

テハ其期間ハ裁判書ノ送達ヲ受ケタル日ノ翌日又ハ裁判ノ言渡ヲ受ケタ

ル日ノ翌日ヨリ起算シテ七日トス

第二十五條 前條ニ掲ケタルモノノ外抗告ニ關スル手續ニ付テハ民事訴訟

法第四百五十五條、第四百六十條第一項、第二項、第四百六十五條及ヒ第四百

六十六條第一項、第二項、第四項ヲ除ク外總テ同法第三編第三章ノ規定ヲ準

用ス

第二十六條 外國ニ於テ支拂ヲ爲ス可キ手形ニハ捺印スルコトヲ要セス

第二十七條 商法第七百九十條ニ掲ケタル裁判所役員ハ執達吏トス

第二十八條 商法第八百二十五條ニ掲ケタル十五噸以上ノ船舶中ニハ日本



商法施行條例

形船舶百五十石以上ノモノヲ包含ス  
第二十九條 商法實施前ヨリ既ニ航海ノ用ニ供スル船舶ハ商法實施ノ日ヨリ一个年内ニ商法第八百二十五條ノ手續ヲ爲ス可シ  
第三十條 商法第四百九十三條及ヒ第五百十七條ニ國內上水ト稱スルハ川湖港灣ヲ謂フ

第三十一條 遞信大臣ハ其他ノ形狀ト危險ノ程度トニ應シテ適宜ニ港灣ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第三十二條 商法第八百六十七條及ヒ第九百六十六條ニ沿岸航海ト稱スルハ專ラ本邦海岸ニ沿フテ航行シ外國ニ至ラサルモノヲ謂フ但本邦ノ版圖ニ屬スル諸島地トノ航行ハ亦沿岸航海ニ屬ス

第三十三條 商法第九百三十六條ニ掲ケタル沿岸小航海ノ區域ハ從來ノ慣習ト海上危險ノ程度トヲ酌量シテ遞信大臣之ヲ定ムルコトヲ得

第三十四條 商法第八百三十六條及ヒ第九百三十四條ニ官ト稱スルハ内國ニ於テハ區裁判所外國ニ於テハ日本領事若シ領事ナキトキハ其地ノ官廳

トス

第三十五條 司法大臣ハ各地方裁判所ノ意見ヲ聽キ其所轄地方ノ需用ニ應シテ破産管財人ヲ命シ地方裁判所ハ之ニ依リ破産管財人名簿ヲ作ル可シ  
第三十六條 破産管財人タルノ命ヲ受ケタル者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十七條 破産管財人ノ任期ハ三ケ年トス但再任セララル、コトヲ得  
第三十八條 名簿中ノ破産管財人破産裁判所ヨリ選定セラレタルトキハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十九條 破産管財人ハ其職務ニ著手スル前公平誠實ニ其職務ヲ執ルコトヲ誓フ可シ

第四十條 破産管財人ハ其擔任スル破産手續中任期滿ツルモ之ヲ終結スルマテ解任スルコトヲ得ス

第四十一條 破産裁判所ハ忌避其他該事件ニ不適當ナルノ理由アリテ名簿中ノ財産管財人ヲ選定ス可カラスト認ムルトキハ他ニ破産管財人ヲ選定



スルコトヲ得此場合ニ於テハ直チニ其旨ヲ司法大臣ニ上申ス可シ

前項ノ破産管財人モ名簿中ノ破産管財人ト同一ノ權利及ヒ義務ヲ有ス

第四十二條 職務執行ノ不當又ハ不正ノ爲メ管財人ノ職ヲ解クトキハ破産裁判所ノ公廷ニ於テ其理由ヲ付シテ之ヲ言渡ス可シ

第四十三條 管財人ノ報酬ハ一破産手續ノ全體ニ付キ又ハ收入シタル價額ノ割合ニ應シテ之ヲ定メ財團ノ配當アル毎ニ其步割ヲ以テ之ヲ支拂フ可シ

第四十四條 第三十六條及ヒ第三十八條ノ規定ニ違フ者ハ刑法第百七十九條ノ罰金ニ處ス

第四十五條 商法第千二條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ勾留若クハ監守セントスルトキハ其命令書ヲ檢事ニ送致シ檢事ハ其勾留ニ係ル者ハ之ヲ所屬留置場ニ送致セシメ監守ニ係ル者ハ債務者ノ住所ヲ管轄スル警察官署ニ命シ其處分ヲ爲サシム

第四十六條 警察官廳ニ於テ債權者ノ申立ニ因リ債務者ヲ勾留若クハ監守

セントスルトキハ命令書ヲ發シテ之ヲ所屬留置場ニ送致セシメ又ハ監守ノ處分ヲ爲サシム此場合ニ於テハ警察官廳ハ同時ニ事由ヲ具シテ其旨ヲ管轄地方裁判所ニ通知ス可シ

第四十七條 司獄官吏債務者ヲ受取リタルトキハ刑事被告人ヲ受取リタル手續ニ準シ之ヲ留置場ニ入ル可シ其他債務者ノ取扱ハ總テ刑事被告人ニ異ナルコト無シ

勾留中債務者ノ食料其他ノ費用ハ商法第千三十二條ニ從ヒ破産財團ノ現額ヨリ之ヲ支拂ヒ不足アルトキハ留置場之ヲ負擔ス前條ノ場合ニ於テ債務者破産ニ至ラサルトキハ其申立人之ヲ支辨ス但申立人ハ申立ノ際右ノ費用ニ當ル金額ヲ豫納ス可シ

第四十八條 監守ヲ爲ストキハ警察官吏ヲシテ債務者ノ住所ニ就キ其逃走若クハ財産ノ隱匿ヲ豫防シ且其債務者ノ外人ト面接若クハ通信スルヲ禁セシム

第四十九條 商法第千三條第二項ニ依リ債務者ヲ引致スルトキハ特ニ作り



商法施行例

、ナル引致狀ヲ以テ之ヲ執行ス但其執行ハ刑事訴訟法ニ定メタル引致狀執行ノ手續ニ準ス

第五十條 商法第千四條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ釋放スルトキハ決定書ヲ檢事ニ送致シ其執行ヲ爲サシム

第五十一條 商法中非訴訟事件ニ關スル裁判所管轄ハ裁判所構成法ニ定ムルモノノ外第二百五十四條、第三百七十一條、第四百四十一條、第四百九十九條、第五百十四條、第八百五十六條、第九百二條ノ事件ニ付テハ區裁判所トシ其他ノ事件ニ付テハ地方裁判所トス

第五十二條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ニ依リ管轄廳ノ免許ヲ得タル質屋營業人ニハ商法第一編第七章第九節ノ規定ヲ適用セス

第五十三條 明治六年第二百十五號布告代人規則ハ商事ニ付テハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス

明治十年第六十六號布告利息制限法第三條及ヒ第五條ハ商事ニ付テハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス

明治十五年第五十七號布告爲替手形約束手形條例ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

朕商法第二百六條ニ依リ發行スヘキ債券ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年八月八日

内閣總理大臣 伯爵山縣有朋

大藏大臣 伯爵松方正義

法律第六十號

第一條 商法第二百六條ニ依リ株式會社債券ヲ發行スルハ總株金半額以上ノ拂込アリタル後ニ於テスヘシ

第二條 債券ノ發行額ハ株金ノ拂込金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三條 債券ヲ發行セントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認許ヲ

商法第八百六條ニ關スル債券發行件



受クヘン

第四條 債券ハ一通毎ニ其債務金額、利子ノ歩合及仕拂時期、發行ノ年月日、番

號、商號、社印、取締役ノ氏名、印、債權者ノ氏名ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ

要ス

- 一 會社ノ營業所
  - 二 株金總額及株金拂込額
  - 三 債券償還ノ初期及最終期
  - 四 會社開業ノ年月日
  - 五 存立時期ヲ定メタル會社其時期
  - 六 認許ヲ受ケタル事
- 第五條 株式會社ハ債券ヲ發行スルトキハ債券原簿ヲ備ヘ債券一通毎ニ區分シテ左ノ事項ヲ記載スヘン
- 一 債權者ノ氏名住所
  - 二 債權ノ金額番號

商事非訟事件印紙法

三 利子ノ歩合

四 債券發行ノ年月日及讓渡ノ年月日

五 債券償還ノ初期及最終期

第六條 債券ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ債券及債券原簿ニ記載スルユアラカレハ會社ニ對シテ其効ナシ

第七條 株式會社ハ營業時間中債券原簿ノ展閱ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス此場合ニ於テハ請求人ニ對シテ二十錢以内ノ手数料ヲ求ムルコトヲ得

第八條 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラレ

一 債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

二 債券原簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

朕商事非訟事件印紙法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年



一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十三年八月十五日

内閣總理大臣 伯鸞山縣有朋  
司法大臣 伯鸞山田顯義  
大藏大臣 伯鸞松方正義

法律第六十六號

商事非訟事件印紙法

第一條 商法中登記ニ關ル場合ヲ除ク外非訟事件ニ付裁判所ノ命令其他ノ處分ヲ求ムル者ハ以下數條ノ手續ニ從ヒ其差出ス書類ニ民事訴訟用印紙ヲ貼用ス可シ但口述ヲ以テスル場合ニ於テハ其調書ニ印紙ヲ貼用ス可シ  
第五條 第六條 第七條ノ場合ニ於テハ管財人ヨリ差出ス計算書ニ印紙ヲ貼用ス可シ

第二條 左ニ掲クルモノニ付テハ五十錢ノ印紙ヲ貼用スヘシ

- 一 抗告又ハ假差押ノ申立
- 二 債權者ヨリ爲ス破産宣告ノ申立
- 三 支拂猶豫ノ申立
- 第三條 左ニ掲クルモノニ付テハ二十錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ
  - 一 抗告ニ對スル答辯
  - 二 裁判所ノ命令其他ノ處分ノ申立ニシテ本法ニ於テ特ニ規定セル非訟事件ニ係ルモノ

商事非訟事件印紙法

第四條 破産手續ニ付テハ破産財團中ノ貸方金額ニ應シ左ノ區別ニ從ヒ印紙ヲ貼用ス可シ但財團管理費用其他破産手續上ノ費用及ヒ財團ノ爲メニ負擔シタル債務並ニ別除ノ辨濟ニ供スル金額ハ貸方金額ヨリ之ヲ扣除ス可キモノトス

- 財團ノ價額五圓マテ 四十錢
- 同 十圓マテ 六十錢
- 同 二十圓マテ 一圓二十錢

◎附 錄



商 事 非 訟 事 件 印 紙 法

同 五十圓マテ 三圓  
 同 七十五圓マテ 四圓四十錢  
 同 百圓マテ 六圓  
 同 二百五十圓マテ 十三圓  
 同 五百圓マテ 二十圓  
 同 七百五十圓マテ 二十六圓  
 同 千圓マテ 三十圓  
 同 二千五百圓マテ 四十圓  
 同 五千圓マテ 五十圓  
 同 五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ四圓ヲ加フ  
 第五條 破産手續ニ付テハ財團ノ配當アル毎ニ其配當金額ノ割合ヲ以テ印紙價額ニ相當スル金額ヲ引去リ置キ終局計算ニ至リ配當金總高ノ割合ニ從ヒ相當印紙ヲ貼用ス可シ  
 第六條 協諧契約ニ依リ手續ヲ止メタルトキハ第四條ニ掲ケタル印紙ノ半額ヲ貼用ス可シ

家 資 分 散 法

第七條 破産手續再施ノ場合ニ於テハ破産手續開始ニ於ケル場合ト同一ノ印紙ヲ貼用ス可シ  
 第八條 本法ニ定ムル印紙代價ノ負擔ニ付テハ民事訴訟法第一編第二章第五節ノ規定ヲ準用ス  
 民事訴訟用印紙法ハ本法ノ規定ニ牴觸セサルモノニ限り之ヲ準用ス  
 朕家資分散法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御 名 御 璽

明治二十三年八月二十日

内閣總理大臣 伯爵山縣有朋  
 司法大臣 伯爵山田顯義

法律第六十九號

◎附 録



家資分散法

二十二

家資分散法

- 第一條 民事訴訟法ノ強制執行處分ニ因リ義務ヲ辨濟スル資力ナキ債務者ニ對シテハ管轄裁判所ハ職權ニ因リ又ハ中立ニ因リ決定ヲ以テ家資分散者タルノ宣告ヲ爲スコトヲ得
- 右ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得
- 此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 前條ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 第一條ノ宣告ハ裁判所及市町村ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ公告ス可シ
- 第四條 家資分散者ハ其宣告ヲ受ケタル日ヨリ撰舉權及被撰舉權ヲ失フ
- 家資分散者ノ復權ニ付テハ商法第千五百五條以下ヲ準用ス
- 第五條 商法及本法施行以後ニ於テ從前ノ法律中身代限處分ヲ受ケタル者ニ對シ公權ノ喪失ヲ定メタル條項ハ破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル者ニ對シ効力ヲ有ス

明治二十三年九月三日印刷

明治二十三年九月五日出版

定價五拾錢

圖書出版會社藏版

版權登錄

大坂市北區天神橋筋一丁目  
百七十五番屋敷寄留

著述者 伊良子晴洲

大坂市東區備後町四丁目  
三十六番屋敷

發行者 梅原忠藏

大坂市南區末吉橋通四丁目  
四十三番屋敷

印刷者 山口恒七





2474

圖書出版會社藏版甲部賣捌所

大坂市東區備後町四丁目 吉岡平助

同 東區安土町四丁目 積善館

同 東區北久太郎町四丁目 岡本仙助

同 東區南久太郎町四丁目 濱本伊三郎

同 東區淡路町二丁目 金川善兵衛

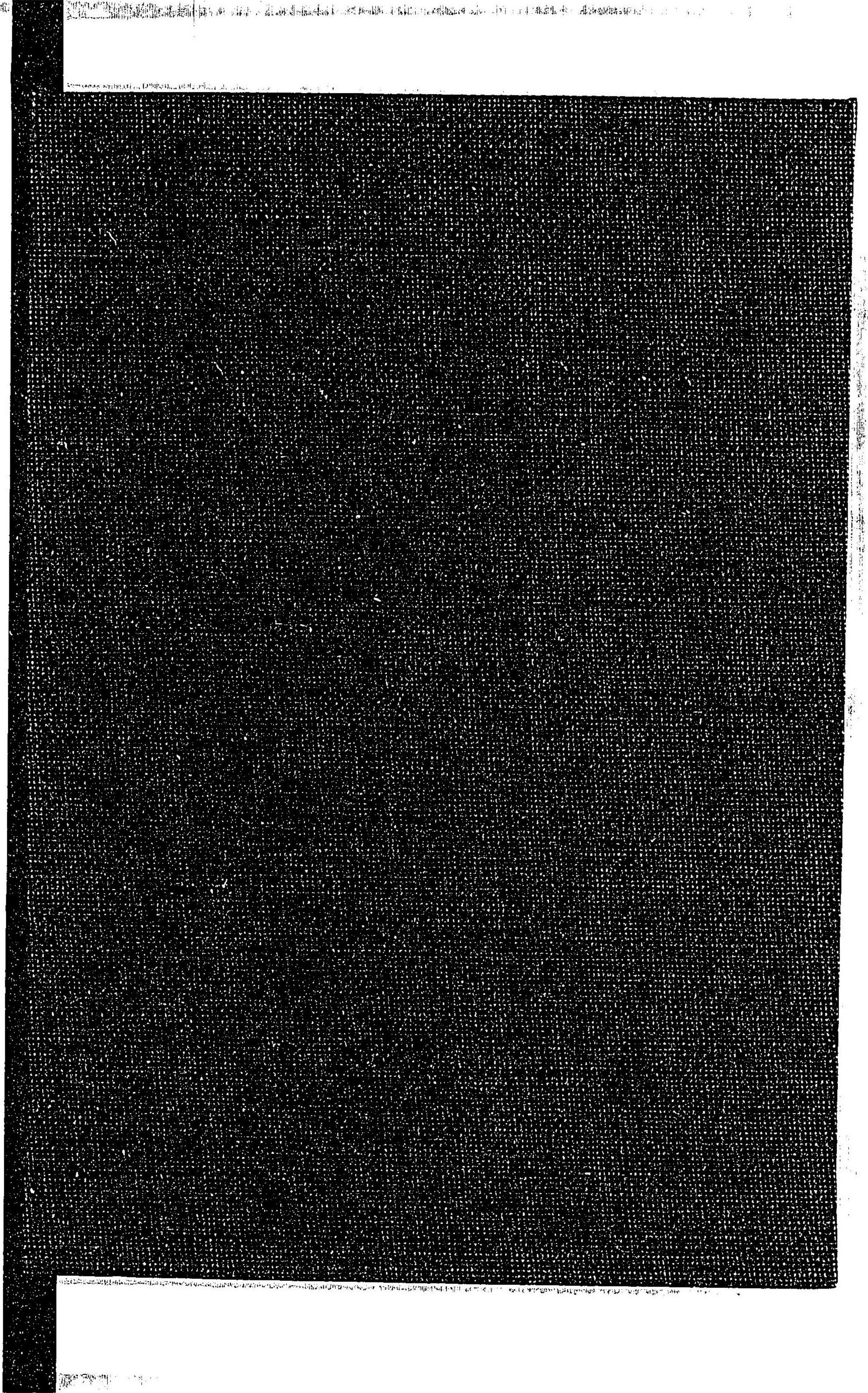
同 南區心齋橋北詰 中村芳松

同 東區備後町四丁目 梅原龜七











17  
260

035382-000-4

17-260

日本商法問答正解

伊良子 晴洲 / 著

M23

BBO-0564

